

赤字：風水害関連等で変更・追加した内容

名古屋市地域強靱化計画（素案）

<目 次>

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 名古屋市を強靱化する意義.....	2
3. 計画の位置づけ及び推進期間.....	2
4. 計画の構成.....	4

第2章 名古屋市強靱化の基本的な考え方

1. 名古屋の地域特性とまちづくりの方向性.....	5
2. 想定する大規模自然災害.....	12
3. 名古屋市強靱化の基本目標.....	18
4. 基本目標の実現に向けた留意事項.....	18

第3章 名古屋市強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	19
2. 施策分野の設定.....	20
3. 脆弱性評価の実施手順.....	21
4. 脆弱性評価の結果.....	22

第4章 推進すべき施策の方針

1. 震災対策に関する方針.....	70
2. 風水害対策に関する方針.....	103
3. 愛知県と連携した取り組み.....	131
4. 時間軸を考慮した施策展開の必要性.....	133

第5章 優先的な取り組み事項

1. 震災対策.....	134
2. 風水害対策.....	160

第6章 計画推進の方策

1. 計画の推進体制.....	178
2. 他施策との連携.....	178
3. 計画の進行管理.....	179
4. 計画の見直し.....	179

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）が公布・施行され、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。その基本理念では、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することなどが念頭に置かれている。

国においては、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）を平成26年6月に策定し、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしている。一方、国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、すみやかに地方公共団体において国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要としている。

こうした動向を踏まえ、本計画は国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や愛知県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、名古屋市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定する。

2. 名古屋市を強靱化する意義

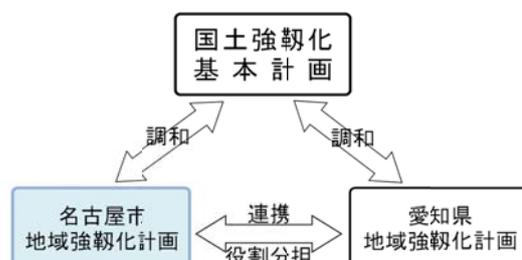
地域強靱化計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であるため、第2章の1. で後述する地理的・社会的状況などを考慮し、本市を強靱化する意義を以下に示す。

- 大規模自然災害から市民の命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持することで、安心・安全な市民生活を実現する。
- 本市を中心とする名古屋大都市圏は、世界トップクラスの産業競争力を有し、我が国の経済活動をけん引する重要な地域であり、本市が強靱化の取り組みを進めることで、名古屋大都市圏の持続的な成長を促進する。
- 本市が強靱化に向けて必要な機能や体制の強化を図ることで、周辺地域や遠隔地が被災した場合のサポート機能を充実させることができる。また、仮に首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えることにもつながり、国全体の強靱化に寄与する。

3. 計画の位置づけ及び推進期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本的な方針」(※参考)を踏まえるなど調和を保ちつつ(同法第14条)、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮する。



また、本計画は、市政の基本方針である「名古屋市総合計画2018」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「名古屋市地域防災計画」などとの連携を図りながら、名古屋市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものである。

なお、計画の対象区域は名古屋市域を基本とし、名古屋市が主体となる取り組みを中心に扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要となる、国や県、民間事業者等との連携や役割分担を考慮する。

(2) 計画の推進期間

本計画では、地域の強靱化に向けた中長期的な展望を持ちつつ、当面の推進期間を平成30年度までとする。

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針(※基本計画より抜粋)

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。
- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。
- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4. 計画の構成

本計画の全体の構成及び内容は以下の通りである。

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

- 名古屋市を強靱化する意義や計画の位置づけなど

第2章 名古屋市強靱化の基本的な考え方

- 地域特性やまちづくりの方向性
- 想定する大規模自然災害リスクとして地震災害及び風水害等を設定
- 名古屋市を強靱化する意義や地域特性を踏まえた6つの基本目標
- 基本目標の実現に向けた留意事項

第3章 名古屋市強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

- 大規模自然災害を想定した42の起きていることはない最悪の事態（リスクシナリオ）及び強靱化に取り組む15の施策分野のもと、現行施策の状況等について分析・評価を実施
- ※関係団体の取り組みや意見、市民アンケート結果なども考慮

第4章 推進すべき施策の方針

- 脆弱性評価を踏まえ、地域の強靱化に向けた将来的な視点を含め、名古屋市や愛知県、国、関連事業者、民間団体等が連携を図りながら推進すべき施策の方針を提示

第5章 優先的な取り組み事項

- 推進すべき施策の方針に基づき、平成30年度までに本市が優先的に取り組む事項について主な指標や事業を掲載

第6章 計画推進の方策

- 計画の推進体制や進行管理、見直しの考え方を提示

第2章 名古屋市強靱化の基本的な考え方

1. 名古屋の地域特性とまちづくりの方向性

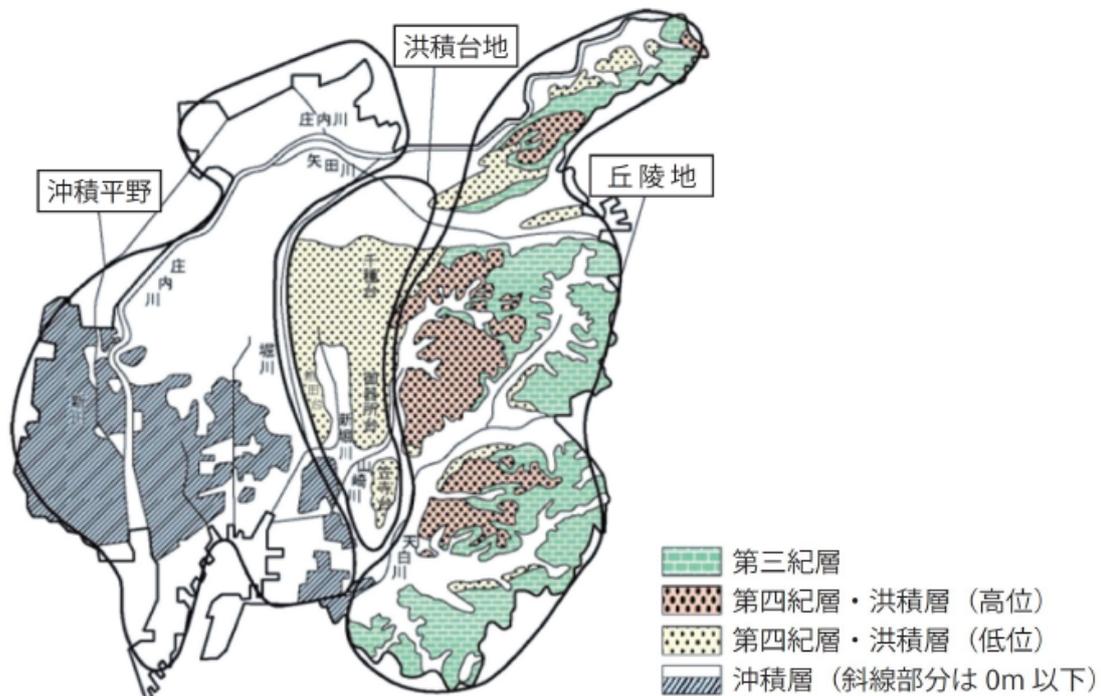
(1) 地形とまちの現状

名古屋は、伊勢湾の湾奥部に面し、木曾三川を流域に持つ広大な濃尾平野の河口に位置している。名古屋の地形は、東部の丘陵地、中央部の洪積台地、北・西・南部の沖積平野の3つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦な地形となっている。

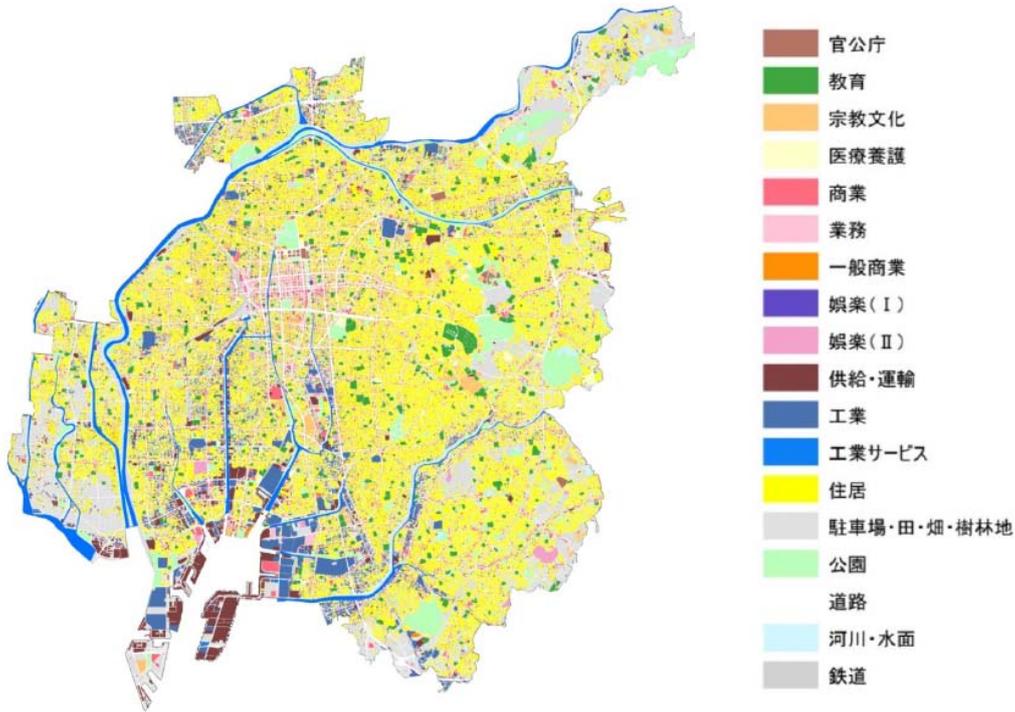
中央部の洪積台地は全般的に地盤が良好とされ、北縁の名古屋城から南は熱田神宮の辺りまで連なり、堀川が台地の西縁に沿って流れている。現在でも商業・業務機能が集積する栄の中心市街地や三の丸官庁街はこの台地上に位置している。

北・西・南部の沖積平野は地盤が軟弱であり、周辺の市町村も含め、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯が広がっている。干拓によって造成された南西部は農地として発展した後市街化が進み、名古屋港付近の臨海部は工業地帯となっている。

東部の丘陵地には東山公園をはじめとする広大な公園や樹林地が分布しているが、住宅開発による市街化が進んでおり、大規模に谷や沢を埋め立てた盛土造成地が数多く存在している。

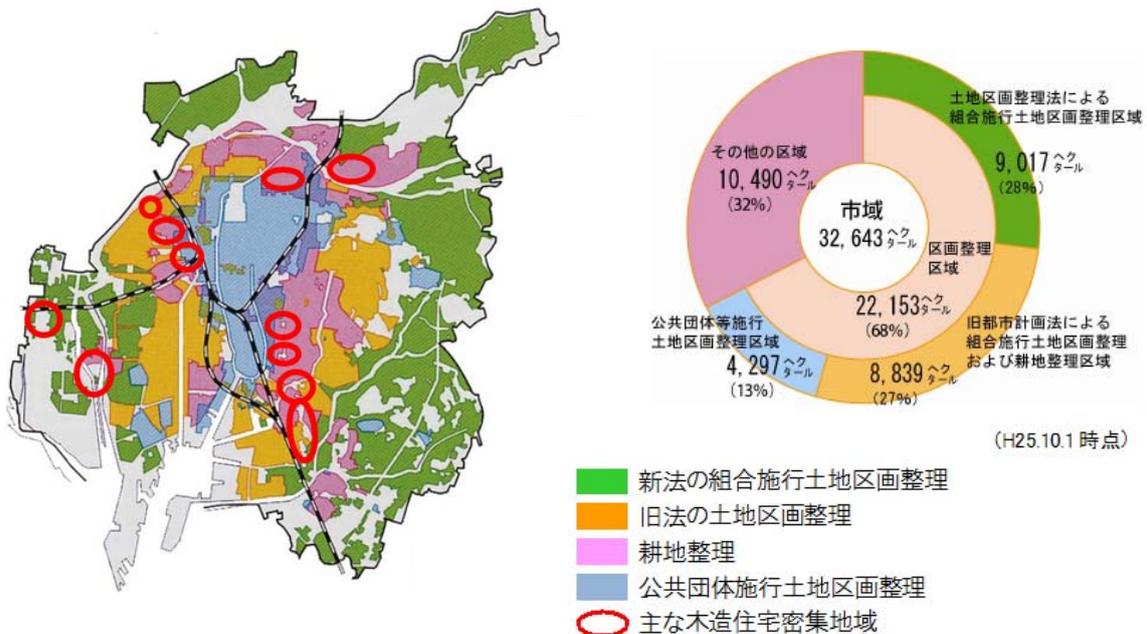


名古屋市の地形



土地利用の現況

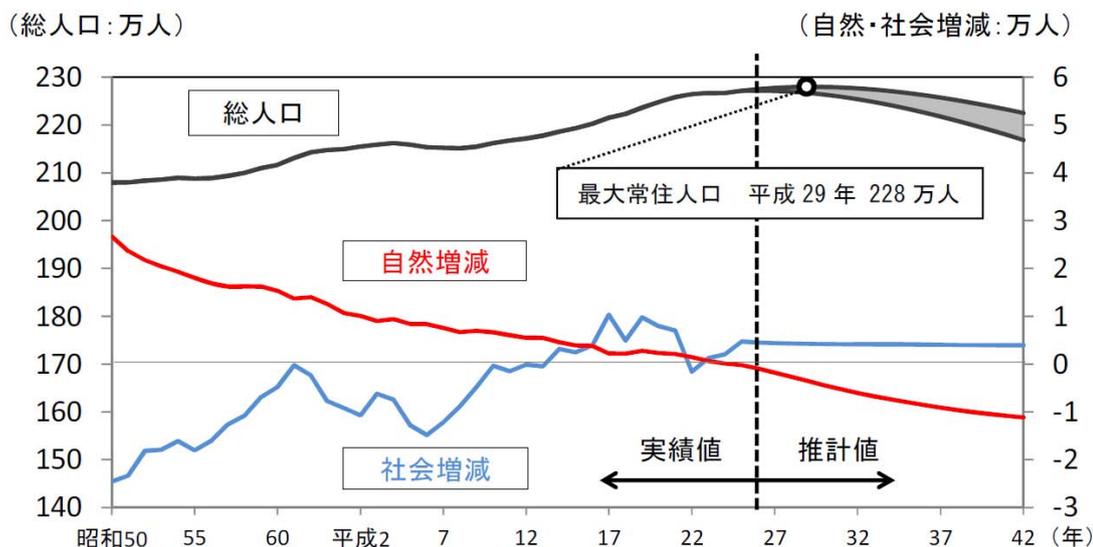
また、本市は市域の約7割が耕地整理、土地区画整理、戦後の復興土地区画整理、組合施行土地区画整理などによって整備され、一部に木造住宅密集地域は残っているものの、全体的に基盤が整った市街地が形成されている。特に、戦後の復興土地区画整理では、2本の100メートル道路の整備や市内の墓地を平和公園に集団移転するなどの大胆な都市計画を実現し、安全性の高い中心市街地が形成されている。



土地区画整理事業等施行区域

(2) 人口や公共施設の状況

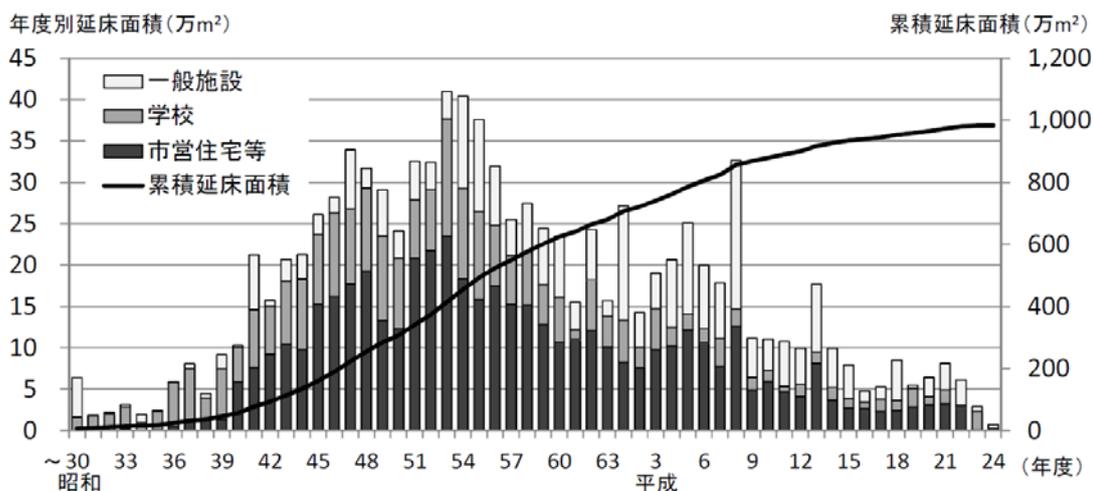
本市の常住人口は概ね増加を続けてきたが、2013年には死亡数が出生数を上回る自然減となり、2017年頃には減少に転じると推計されている。また、世帯数は単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員は今後も減少傾向が続くと推計されている。



総人口の推移と推計

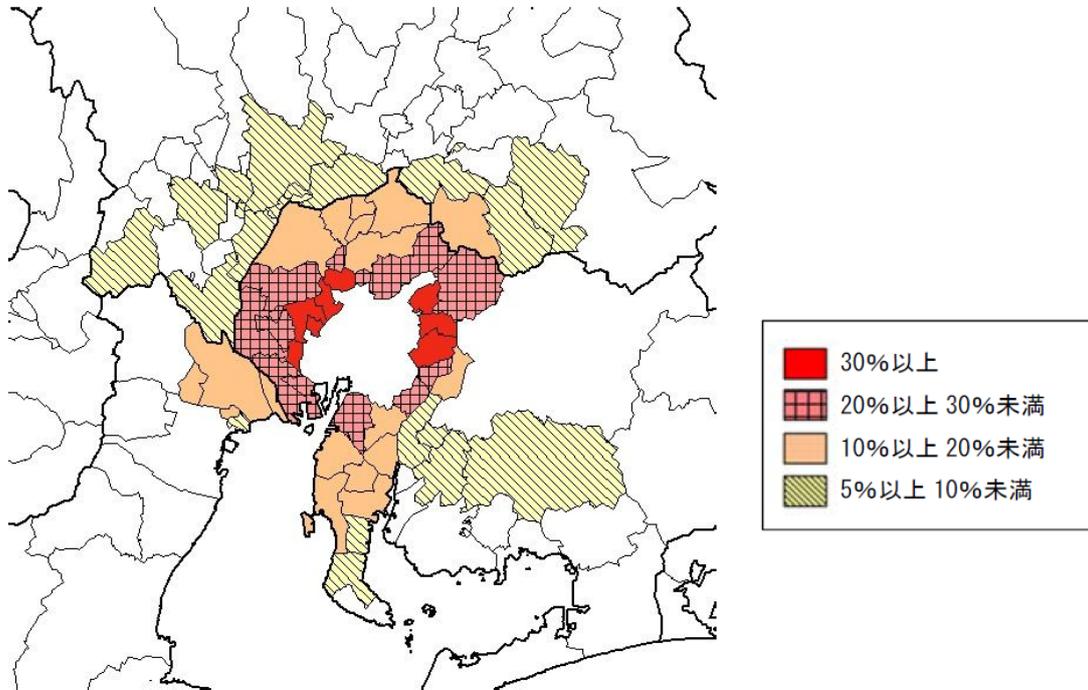
(実績値：総務省「国勢調査」、推計値：名古屋市推計)

また、本市では、道路や橋りょうなどの交通施設、上下水道やごみ処理施設などの供給処理施設、市営住宅や学校などの公共施設の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増にあわせ、昭和30年代から60年代にかけて建設されており、老朽化が進行している。



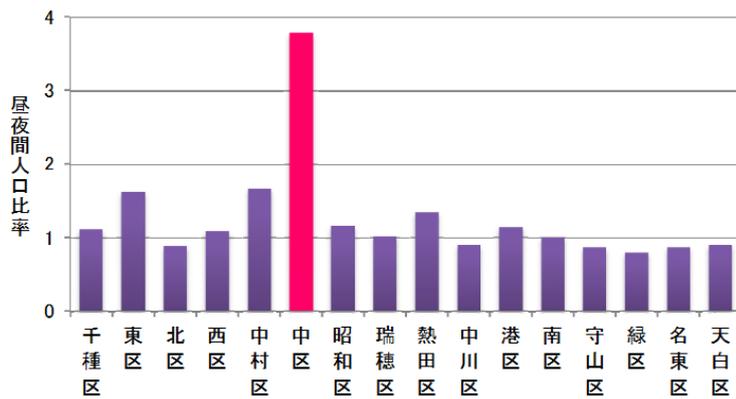
本市における市設建築物の建設年度別延床面積

一方、本市の昼間人口は平成 22 年の国勢調査で 257 万人、昼夜間人口比率（＝昼間人口／夜間人口）は 1.13 であり、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入している。また、都心部に位置する中区では昼間人口が夜間人口の約 3.8 倍であり、名古屋駅を中心とする主要駅において乗降客の集中が見られる。



15 歳以上通勤・通学者に占める本市への通勤・通学者の割合

※総務省「国勢調査」（平成 22 年）より作成



※昼夜間人口比率：昼間人口／常住人口

区別昼夜間人口比率

（平成 22 年国勢調査より作成）

順位	駅名	乗降客数（人）
1	名古屋	1,156,195
2	金山	414,690
3	栄・栄町	256,175
4	大曽根	127,673
5	千種	105,596

鉄道駅の一日常乗降客数

（平成 24 年度、上位 5 駅）

（平成 25 年度名古屋市統計年鑑を参考に算出）

(3) 名古屋大都市圏の中心都市としてのポテンシャル

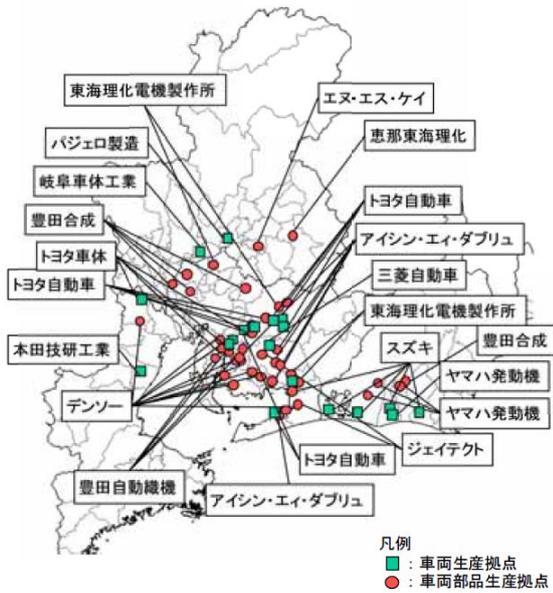
名古屋は日本のほぼ中央に位置し、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、日本一の総取扱貨物量及び貿易額、年間約6兆円の貿易黒字を誇る名古屋港を抱え、空の玄関である中部国際空港は約40kmの距離にあり、広域的な交流ネットワークの中心となっている。

このため、人の移動や物流、産業立地など地理的に恵まれた条件を数多く備えており、本市を中心とした名古屋大都市圏は日本のものづくり産業の中核として、自動車のみならず航空機、精密機器、工作機械、ファインセラミクスなど、世界レベルの産業技術が集積し、強い経済力のもとに安定的な雇用がある。また、「昇龍道プロジェクト」など広域連携による観光客誘致の取り組みも盛んである。さらに、東京や大阪に比べて、名古屋は通勤時間が短く、住宅地の平均地価が低いなど、通勤環境や生活環境面での魅力も高く、昔ながらの地域コミュニティも残っている。

2027年に予定されるリニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅周辺では大規模な再開発による都市機能の更新や強化が進んでおり、リニア開通後は東京ー名古屋間が約40分で結ばれることから、スーパーメガリージョンの一翼を担う名古屋は、国が進める「地方創生」で掲げられた東京一極集中の是正や、首都圏のバックアップ機能の大きな受け皿となることが期待される。



名古屋大都市圏の範囲イメージ

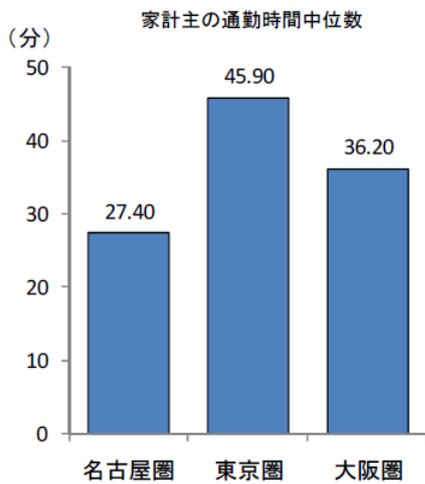


自動車産業の生産拠点の分布



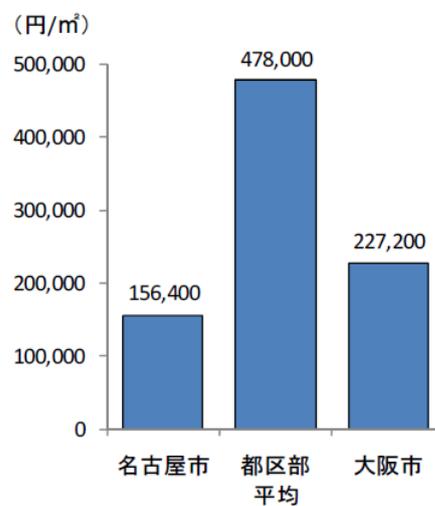
航空宇宙産業の生産拠点等の分布

※「Greater Nagoya Metro Vision ～名古屋大都市圏成長ビジョン～」より



都市圏別の通勤時間

(出典：平成 20 年住宅・土地統計調査)



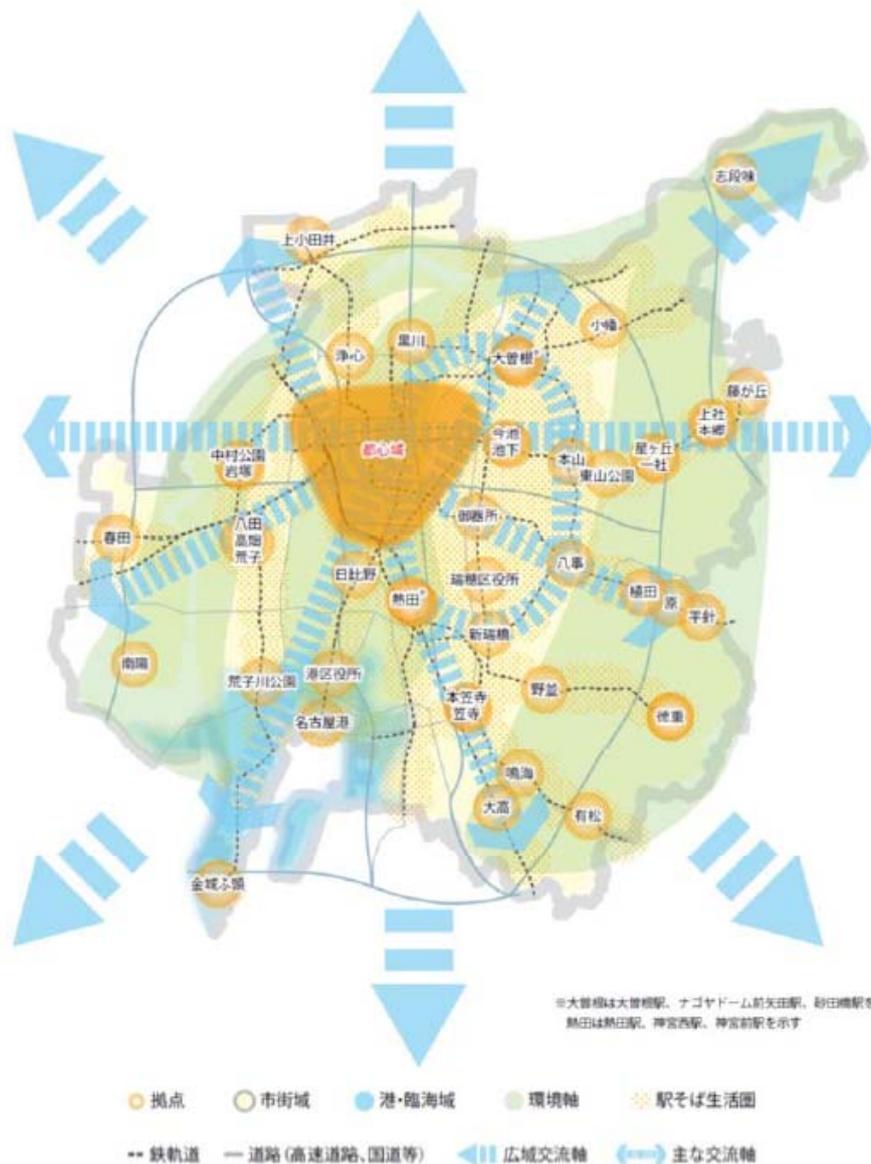
都市別の住宅地の平均地価

(出典：平成 25 年地価公示)

(4) まちづくりの方向性

本市では、名古屋大都市圏の中心としての交流機能の向上や増加する高齢者への対応、都市基盤や都市施設等の効率的な維持管理などを念頭に、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅・サービス・文化等の多様な都市機能が適切に配置・連携されており、さらに景観・歴史・環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている「集約連携型都市構造」の実現を目指している。

このために、鉄道駅等を中心とした駅そば生活圏において、都市機能のさらなる強化と居住機能の充実を図るとともに、大規模な災害に備えた防災性の高い都市構造の構築、将来的な人口減少により懸念される空地・空家の増加などと、それともなう地域環境の悪化や都市経営の非効率化に対して、適切な対応策の検討を進めることとしている。



名古屋市の将来都市構造図

2. 想定する大規模自然災害

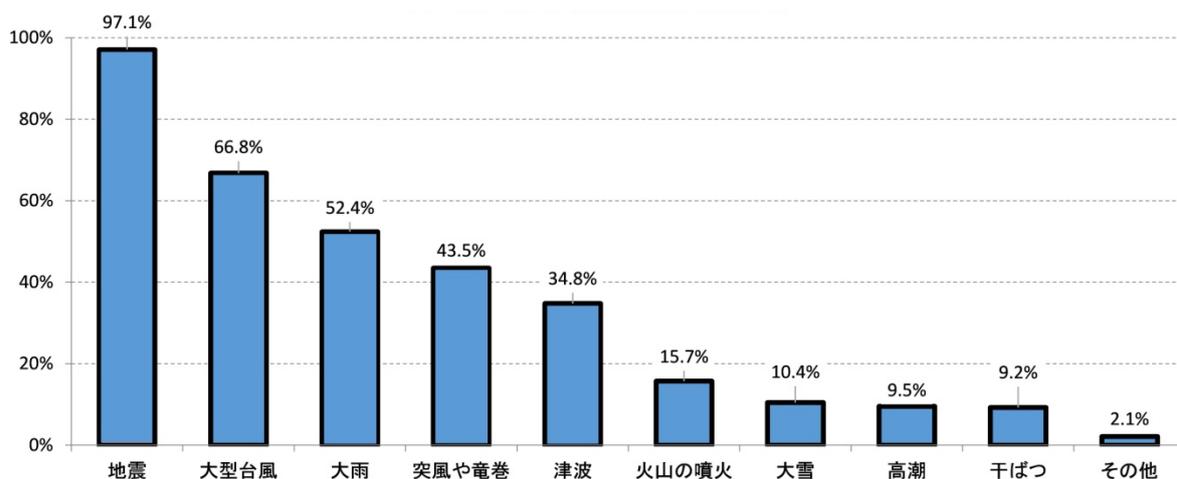
(1) 想定するリスクの設定

当地域が面する南海トラフ沿いでは、宝永地震（1707年）、安政東海・安政南海地震（1854年）、昭和東南海（1944年）・昭和南海地震（1946年）など、おおむね100年～200年の間隔で海溝型の大地震が繰り返し発生している。また、1891年には活断層で起きる地震としては我が国最大規模の濃尾地震も経験し、戦後においては1959年の伊勢湾台風や2000年の東海豪雨などで甚大な被害を受けた。

その他の自然災害としても、1994年の湯水では東海地方を含む各地で上水道等の供給が困難となり、給水制限の実施や出水不良の発生などにより、市民生活や社会活動に影響が生じた。さらに、近年では御岳山などで火山の噴火が見られるが、過去には宝永地震の49日後に富士山が噴火し、関東方面を中心に甚大な被害を与えており、仮に同様の噴火が起これば、交通機関の麻痺など、首都圏を中心に広範囲に影響が及ぶことが予想される。

なお、南海トラフ沿いで30年以内に巨大地震が発生する確率は70%とされており、市民を対象としたアンケート結果においても、地震に対する不安が約97%と最も高く、次いで大型台風や大雨といった風水害に対する不安が高くなっている。

このように、名古屋市民及び地域の社会経済に影響を及ぼすリスクとしては、様々な大規模自然災害等が想定されるが、本計画では**本市の地域特性や過去の被災状況を考慮し、喫緊の課題である南海トラフ巨大地震及びこれに伴う津波をはじめ、毎年のように全国各地で被害が生じている大型台風（それに伴う暴風や高潮被害を含む）や大雨などの風水害、発生すれば経済面も含めて深刻な被害をもたらすことが予想される火山の噴火や干ばつ（異常湯水）を想定する。**



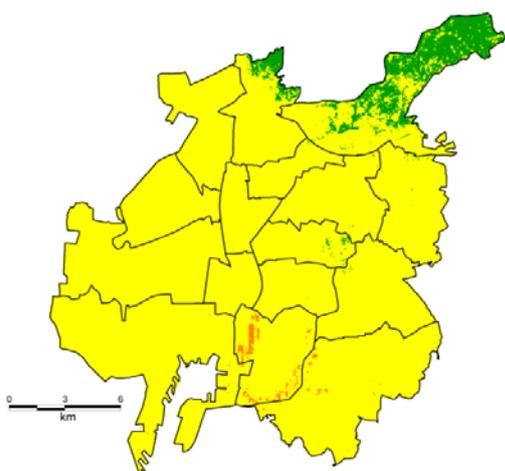
市民が不安だと感じる大規模自然災害（H26 アンケート結果より）

(2) 南海トラフ巨大地震に関する被害想定

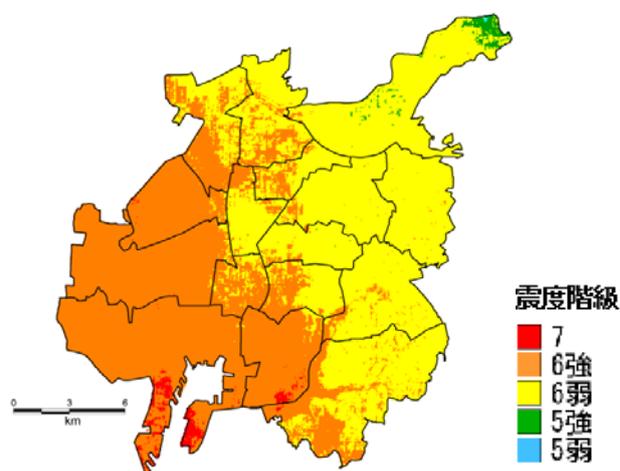
名古屋市は、南海トラフ沿いにおいて、概ね 100～200 年の間隔で繰り返し発生する巨大地震として「過去の地震を考慮した最大クラス」の地震と、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の地震の 2 つの地震を想定し、平成 26 年 2 月に「震度分布、津波高等」に関する被害想定を、平成 26 年 3 月に「人的被害、建物被害等」に関する被害想定を公表している。

【震度分布】

- 「過去の地震を考慮した最大クラス」では、震度 6 弱の地域が大きく広がり、南区をはじめとした 4 区の一部地域で震度 6 強が想定される。
- 「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」では、震度 6 弱、震度 6 強の地域が大きく広がり、港区をはじめとした 5 区の一部地域で震度 7 が想定される。



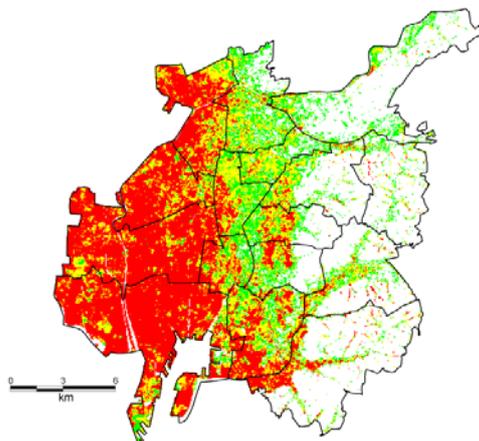
過去の地震を考慮した最大クラス



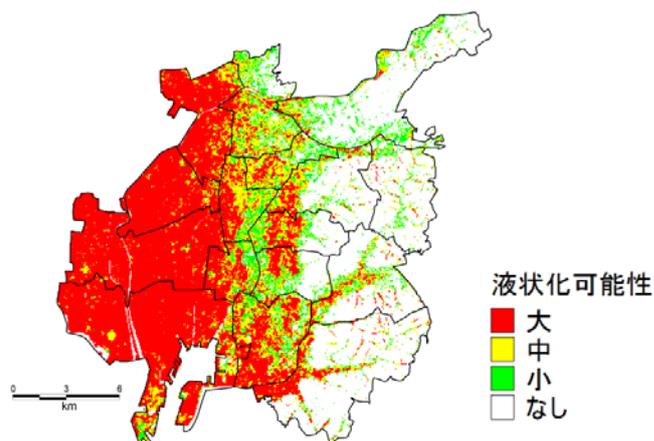
あらゆる可能性を考慮した最大クラス

【液状化可能性分布】

- 「過去の地震を考慮した最大クラス」では、市西部及び天白川などの河川沿いに、液状化可能性が大から中に評価される地域が広がっている。
- 「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」では、市西部及び天白川などの河川沿いに、液状化可能性が大に評価される地域が広がっている。



過去の地震を考慮した最大クラス



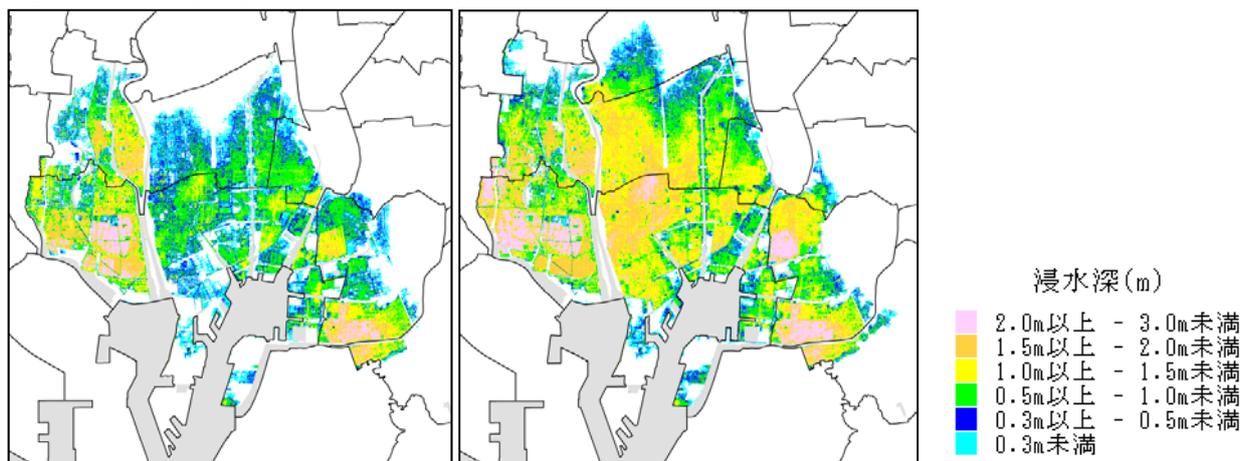
あらゆる可能性を考慮した最大クラス

【津波等の様相】

○名古屋市は外海ではなく伊勢湾の奥に位置することから、東北地方太平洋沖地震とは異なり、白波を伴わずに海面全体が上昇し、その後下降するといった津波が予想される。

○堤防が破堤した場合は、津波が到達する前に海や川の水が流入するおそれがあり、津波が収まっても地盤の低い地域では浸かったままの状態が長期間にわたって続くおそれがある（あるいは潮汐によって一時的な浸水を繰り返す）。

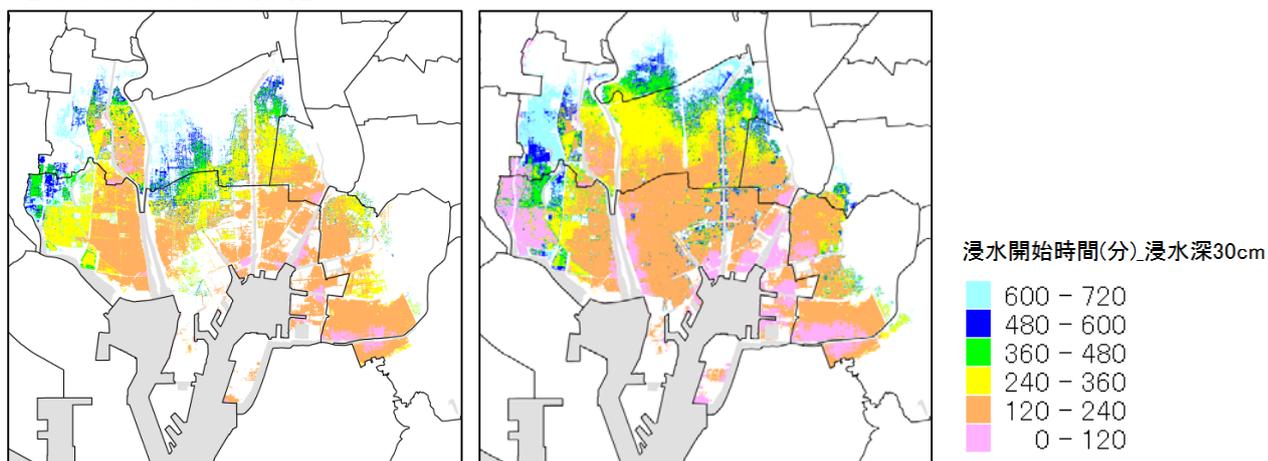
【津波浸水範囲】



過去の地震を考慮した最大クラス

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

【津波浸水開始時間】



過去の地震を考慮した最大クラス

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

堤防条件

(過去の地震を考慮した最大クラス)

地震発生と同時に盛土構造物(土堰堤)は耐震化の程度もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定

堤防条件

(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

地震発生と同時に盛土構造物(土堰堤)は75%沈下し、越流によって破壊。コンクリート構造物は倒壊

【想定地震及び人的・建物被害】

	過去の地震を 考慮した最大クラス	あらゆる可能性を 考慮した最大クラス
発生頻度	100～200年	千年以上
最大震度	6強	7
最高津波水位（T.P.）	3.3m	3.6m
死者数	約1,400人	約6,700人
重傷者数	約600人	約3,000人
軽傷者数	約4,500人	約12,000人
建物全壊・焼失棟数	約15,000棟	約66,000棟
（うち、地震動による全壊棟数）	約4,900棟	約34,000棟

【その他の被害（過去の地震を考慮した最大クラス）】

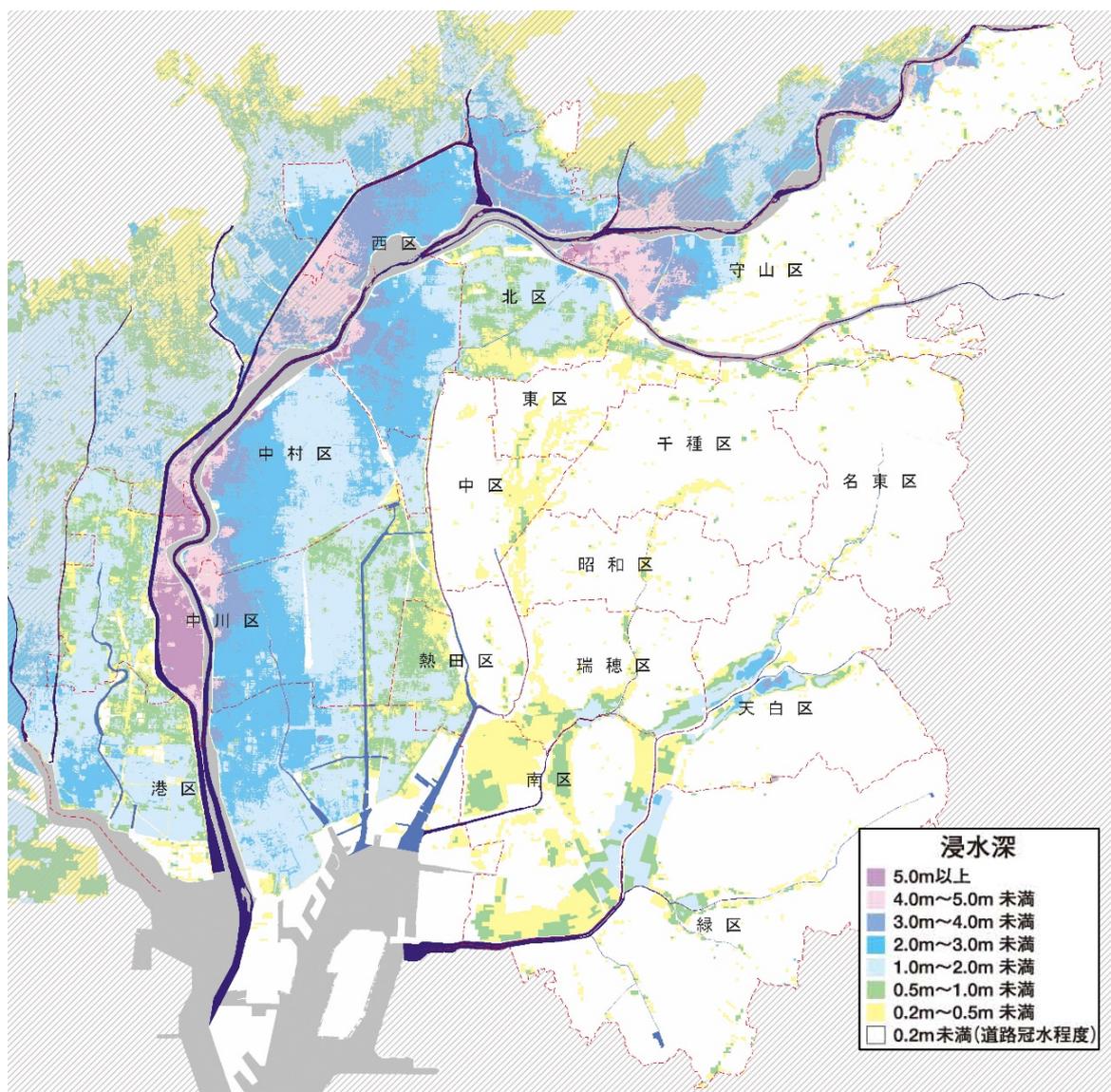
直接的経済被害		約3,54兆円	
ライフライン （直後）	上水道	断水戸数 約357千戸（約30%）	
	下水道	機能支障人口 約61千人（約3%）	
	電力	停電軒数 約1,228千軒（約89%）	
	通信（固定電話）	不通回線数 約413千回線（約89%）	
	通信（携帯電話）	停波基地局率 約2%	
	ガス（都市ガス）	復旧対象戸数 約48千戸（約5%）	
	ガス（LPガス）	機能支障戸数 約55千戸	
交通施設被害	道路 （緊急輸送道路）	一般道路（利用可能 [※] ） 約7割 高速道路（利用可能 [※] ） 全線	
	鉄道（運行支障期間）	1週間以上	
	港湾（岸壁数）	利用可能	43箇所
		利用困難	28箇所
生活等への影響	避難者 （うち避難所）	1日後	約319千人（138千人）
		1週間後	約373千人（185千人）
		1カ月後	約349千人（68千人）
	帰宅困難者（平日12時）		約145,000～151,000千人
	食糧不足	1～3日目の計	約111万食
		4～7日目の計	約234万食
毛布不足		約20万枚	
災害廃棄物等（災害廃棄物、津波堆積物）		約4,575千トン	

※被害なし又は当日から3日以内に緊急輸送が可能なレベルに復旧可能と見込まれる道路

(3) 風水害に関する被害想定

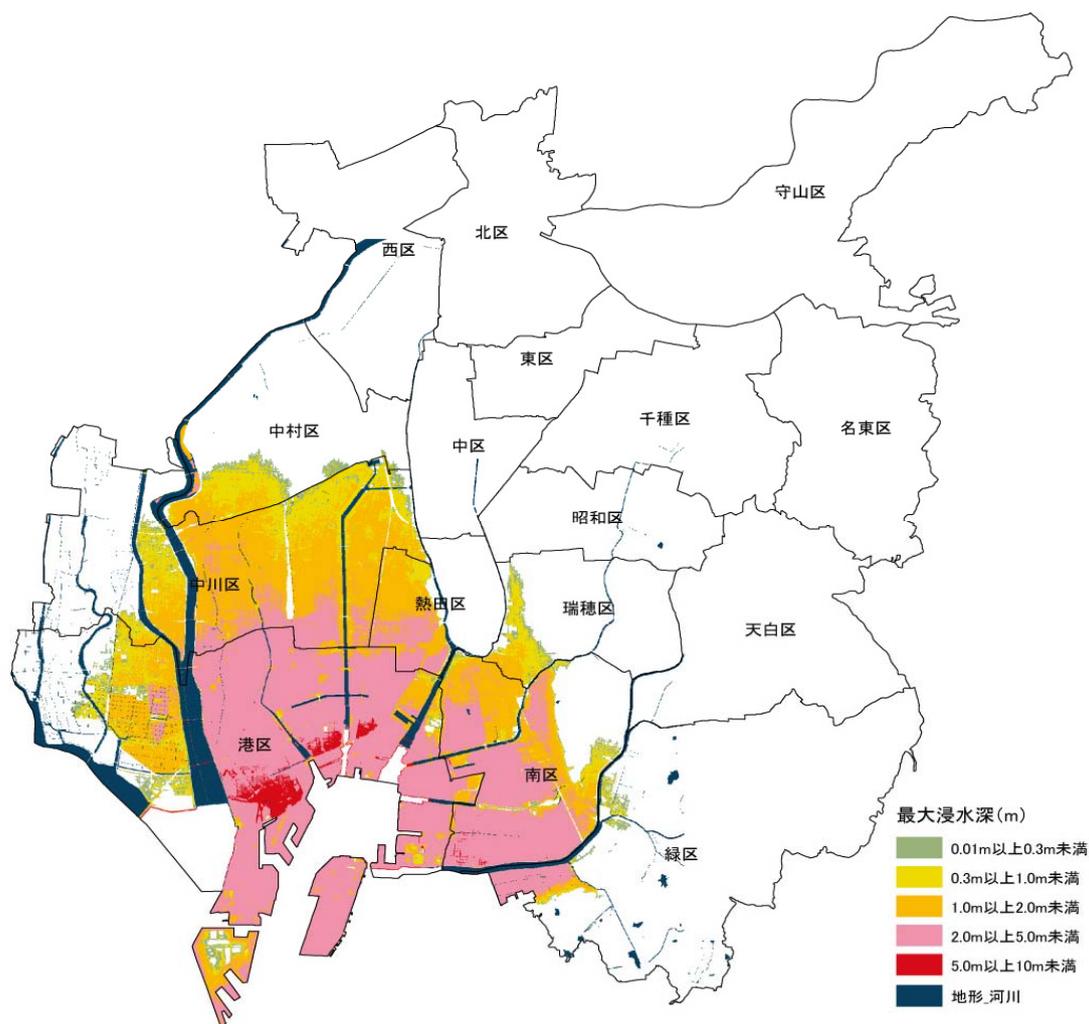
平成 27 年 5 月の水防法改正（同年 7 月施行）により、想定し得る最大規模の洪水、内水（雨水出水）、高潮への対策（ソフト対策）が求められることとなった。また、これまで洪水のみを対象としていた浸水想定区域制度が内水（雨水出水）、高潮にも拡充されたことにより、今後、洪水と高潮については国及び愛知県が、内水（雨水出水）については本市が浸水想定区域の指定等を進めることとなる。

一方、水害に関する既存の被害想定として、名古屋市では平成 12 年の東海豪雨による被害等を踏まえ、洪水や内水はん濫による浸水が予想される地域を示した「洪水・内水ハザードマップ」を平成 22 年 6 月に作成・公表している。洪水ハザードマップは主要な河川において計画規模の雨が降った場合を、内水ハザードマップは東海豪雨レベルの雨が市全域に降った場合を前提としており、市域の北部から西部の河川沿いを中心に浸水被害が予想される。



洪水・内水ハザードマップ（洪水と内水はん濫の最大浸水深を表示）

また、高潮に関しては、昭和34年の伊勢湾台風規模を想定した防災対策が行われているが、愛知県は市町村におけるハザードマップ作成の支援等のため、想定し得る最大規模の高潮として、日本に上陸した既往最大規模の台風(室戸台風級)が、愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコースをとる場合の「高潮浸水想定」を平成26年11月に公表した。これによると、市域の南西部で広域的な浸水被害が予想され、南海トラフ巨大地震の被害想定における「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」を前提とした津波浸水を上回る箇所も見られており、本計画においても参考として考慮する。



高潮浸水想定 (愛知県公表)

(4) その他の大規模自然災害

地震及び津波、風水害以外の自然災害については明確な被害想定が無いが、異常渇水については過去の発生状況を念頭に置きながら、給水制限等による生活や産業への影響を考慮する。また、火山噴火については、特に富士山が噴火した場合における首都機能の停止や交通機関の麻痺に伴うサプライチェーンの寸断など、本市への間接的な影響も含めて考慮する。

3. 名古屋市強靱化の基本目標

国の基本計画で示された4項目の基本目標をもとに、名古屋市を強靱化する意義などを踏まえ、以下の6項目を名古屋市の強靱化の基本目標として掲げる。

大規模自然災害から市民の命を最大限に守ることは基礎自治体に課せられた使命である。また、市民生活や経済活動を持続させるためには、地域及び社会の重要な機能の致命的な障害を回避するとともに、市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することが必要である。さらに、被災後の迅速な復旧復興が可能となれば、影響の長期化による人口や企業の流出を防ぐことにつながる。一方、こうした観点に加え、行政区域を越えて様々な被害が生じた場合、本市以外の団体及び地域との相互応援や役割分担などの連携が欠かせず、本市は中部圏の中心都市であるため、圏域や国全体の強靱化への貢献を果たすことも重要な役割である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">I. 市民の命を最大限に守るII. 地域及び社会の重要な機能の致命的な障害を回避するIII. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化するIV. 迅速な復旧復興を可能にするV. 他地域や他団体との連携を強化するVI. 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する |
|---|

4. 基本目標の実現に向けた留意事項

名古屋市強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意する。

- 住民に最も身近な基礎自治体として、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等の多様な市民のニーズを把握しつつ、市民生活や地域コミュニティの向上に配慮する。
- 地形の条件や市街地の状況などの特性を踏まえ、市民の力を活かした地域力の向上や市街地の改善に向けた取り組みを進める。
- 東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市の行政機能全般を支援する「行政丸ごと支援」で得た教訓の活用を図る。
- 国や県、近隣市町村などの関係行政機関との連携及び役割分担により、広域的な課題への対応に取り組む。
- 大学や関連事業者、経済団体、地域団体等との間で課題を共有し、人材や情報のネットワーク化を進める。
- あるべき地域づくりに向けた中長期的な方針を共有しつつ、優先度の高い取り組みは短期間で重点的に進めるなど時間軸を考慮する。

第3章 名古屋市強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

想定するリスクとして**地震・津波及び風水害等の大規模自然災害**を考え、8つの「事前に備えるべき目標」と42の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

設定にあたっては、基本計画で示された目標やリスクシナリオを元に、名古屋市の地域特性を踏まえ、愛知県との調整を図りながら項目の追加や削除、表現の修正を行った。（具体的には、地域性から該当しない事態等を削除するとともに、地域の視点として避難所の機能不足等に関する事態（6-5）及び住居確保等の遅延による事態（8-6）を追加した）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 大規模 自然 災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 大規模地震や異常気象等 による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模 自然 災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模 自然 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 三の丸地区等の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模 自然 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模 自然 災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食糧等の安定供給の停滞

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	6-6 異常湧水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

2. 施策分野の設定

強靱化に関する施策分野について、基本計画で示された分野を元に、愛知県との調整を行いながら 11 の個別施策分野及び 4 つの横断的分野を設定した。(具体的には、基本計画における「産業構造」と「金融」の個別施策分野を「産業・経済」として統合するとともに、地域の視点として横断的分野に「産学官民・広域連携」を追加した)

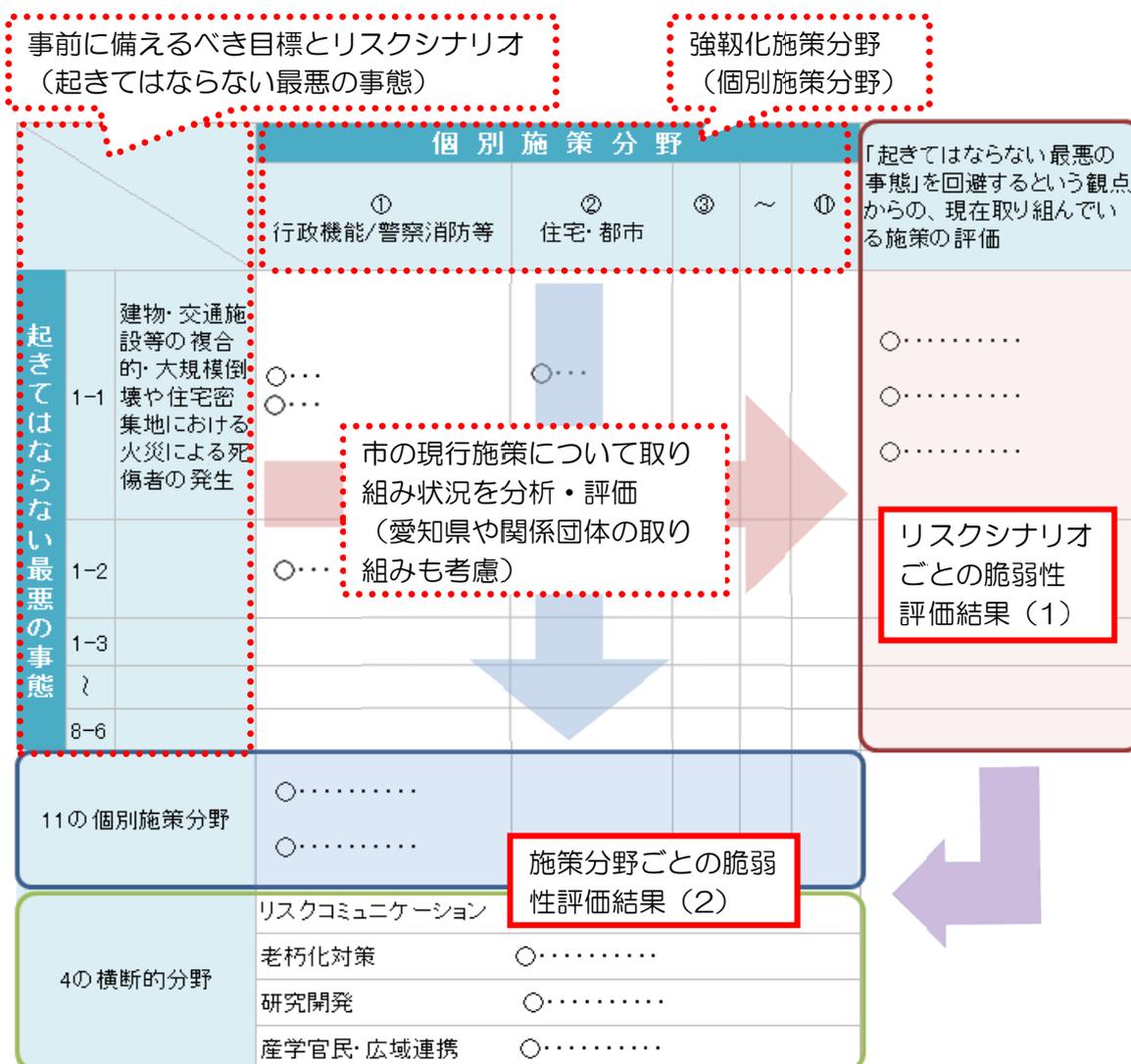
個別施策分野	横断的分野
1. 行政機能／警察・消防等	1. リスクコミュニケーション
2. 住宅・都市	2. 老朽化対策
3. 保健医療・福祉	3. 研究開発
4. エネルギー	4. 産学官民・広域連携
5. 情報通信	
6. 産業・経済	
7. 交通・物流	
8. 農林水産	
9. 地域保全	
10. 環境	
11. 土地利用	

3. 脆弱性評価の実施手順

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、名古屋市における評価を実施する。

具体的には、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、各施策分野に係る市の現行施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について分析・評価を行った。なお、評価にあたっては、愛知県、国、関係事業者などの取り組み等についても考慮した。また、大規模自然災害に対する自宅や地域での備え、発生時から復旧・復興期の各段階で生じるリスクへの不安等について、市民の意識を把握するためのアンケート調査を実施して評価の参考とした。

評価結果については、(1) リスクシナリオごと、(2) 施策分野ごとに整理するとともに、評価結果を踏まえた課題等について (3) ポイントを取りまとめた。



4. 脆弱性評価の結果

※評価結果の見方

- 以下の(1)、(2)では、市の現行施策から見た評価(○)に加え、＜関係団体の取り組みや意見(●)＞、＜市民アンケート結果(別枠○)＞を表記
- ＜関係団体の取り組みや意見＞のうち、愛知県地域強靱化計画における脆弱性評価からの引用は【県計画】、関係団体が主体となる取り組みは【団体名】を表記
- (1)の表中の(項目)の横には項目内の取り組みが関連する【施策分野】を表記

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) [住宅・都市]

- 住宅・建築物の耐震化について、「名古屋市建築物耐震改修促進計画(H20.3策定)」を踏まえ、市有建築物の耐震化の推進(耐震化率(市営住宅及び企業局等除く)99%(H25))や民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進(住宅の耐震化率84%(H22))するとともに、新たな助成制度の検討が必要である。
- 学校施設では、屋内運動場等の対策が必要な吊り天井の脱落対策(屋内運動場等の吊り天井脱落対策未実施校数127校(H26.3))を着実に推進するとともに、その他の市有建築物についても災害時の人命保護のために早急な対策の検討が必要である。

(交通施設等に関する耐震化等の対策実施) [交通・物流]

- 大規模地震時における鉄道等利用者の安全確保を図るとともに、鉄道網及び緊急輸送道路等を確保するため、各事業者によって交通施設等の耐震対策が進められており、今後も耐震化を着実に進める必要がある。

(地下街等の防災対策に関する取組) [住宅・都市]

- 国土交通省により、構造物の耐震検討・非構造部材の安全性検討・避難検討などの技術的助言として「地下街の安心避難対策ガイドライン」が策定されており、地下街が多数の市民が利用する重要な歩行者空間としての役割を果たしていることから防災対策の推進が必要である。
- 多数の市民が利用する商店街について、老朽化したアーチ・アーケードに対する震災対策の推進が必要である。

(避難地・避難路等の整備) [住宅・都市] [交通・物流]

- 「震災に強いまちづくり方針(H27.1改定)」に基づき、避難や救援活動の場となる広域避難地・一次避難地に指定した公園施設や、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備を進める必要がある。「震災に強いまちづくり方針(H27.1改定)」に広域避難地・一次避難地と指定されている公園の整備の状況70/99箇所(広域)83/93箇所(一次)(H26.3))
- 災害時に使用可能な農地を登録する防災協力農地登録制度(平成26年9月開始)について登録の呼びかけが必要である。(防災協力農地登録制度登録箇所数12箇所(H27.2))
- 橋りょうの耐震対策・維持補修を進める必要があるほか、災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動を円滑に行うため、電線類の地中化を進める必要がある。

(密集市街地の改善等) [住宅・都市] [行政機能/警察・消防等]

- 従来から実施している土地区画整理事業等により道路や公園の整備等を引き続き進めるほか、

<p>「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、木造住宅密集地域における火災延焼を防ぐため、地域の特性や主体性を尊重したきめ細かな施策を展開するとともに、平成 25 年度に分布状況を公表した大規模盛土造成地の安全性を確認するための調査を行う必要がある。</p> <p>○住宅密集地域等における延焼火災による死傷者等の発生を防ぐため、対象地域を明確にした上で、消防活動上必要な計画を作成する必要がある。</p> <p>(避難者・帰宅困難者対策の実施) [住宅・都市]</p> <p>○膨大な帰宅困難者の発生が懸念される名古屋駅周辺地区において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民が連携し、平成 26 年 2 月に「第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を作成した。これを踏まえ、避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や、必要な退避施設の確保など、ソフト・ハード両面の対策の実施及び計画の拡充について検討するとともに、名古屋駅周辺地区における検討内容を踏まえた他地域での対策についても検討する必要がある。</p> <p>○広域避難場所である久屋大通公園の防災機能を強化するとともに、民間再開発事業における公共貢献施設として一時滞在施設等の導入を促進する必要がある。(都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数 3 地区(H25))</p> <p><関係団体の取り組みや意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。【中部電力】 ●液状化が想定される地域から安全に避難するときの方法やルートができていない。
<p><市民アンケート結果></p> <p>○「建物や交通施設等の倒壊」及び「住宅が密集している地域での火災(延焼拡大)」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は、それぞれ 86.1%、86.3%といずれも高かった。</p>

<p>1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>(多数の者が利用する建築物等の耐震化) [住宅・都市]</p> <p>○「名古屋市建築物耐震改修促進計画(H20.3 策定)」を踏まえ、多数の者が利用する市有建築物、公園施設の耐震化の推進や、多数の者が利用する建築物(耐震化率 77%(H22))、保育関連施設等の耐震化を促進するとともに、民間建築物については新たな助成制度を検討する必要がある。</p> <p>(建築物における天井脱落対策) [住宅・都市]</p> <p>○学校施設では、屋内運動場等の対策が必要な吊り天井の脱落対策(屋内運動場等の吊り天井脱落対策未実施校数 127 校(H26.3))を着実に推進するとともに、その他の市有建築物についても災害時の人命保護のために早急な対策の検討が必要である。</p> <p>(災害対応力の強化) [行政機能/警察・消防等]</p> <p>○市職員の災害対応能力向上を図るため、各種防災訓練を実施する必要がある。また、共助に資するため、地域住民の防災力向上に向け、災害時要援護者の避難支援を含めた各種防災訓練を進める必要がある。</p>
<p><市民アンケート結果></p> <p>○「不特定多数が集まる施設の倒壊や火災」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は 78.5%であった。</p>

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(避難路等の整備) [住宅・都市] [交通・物流]

- 「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、大規模津波の避難場所となる公園や、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備を進める必要がある。
- 津波避難ビルについては、平成 26 年 2 月及び 3 月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」を踏まえて見直しを行った指定基準に基づき、津波浸水が想定される 7 区（中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区）において確保を進めているが（指定数 872 棟（H26.10））、さらなる確保を図る必要がある。

(津波避難体制の整備) [行政機能/警察・消防等]

- 発災後の限られたリードタイムの中で確実に避難できる体制を整えるため、地域住民の防災力向上に向け、災害時要援護者の避難支援を含めた各種防災訓練を進める必要がある。
- 海拔表示については、津波浸水が想定される 7 区（中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区）の海拔 10m 未満の地域の市有施設、コンビニエンスストア、名古屋市管理の緊急輸送道路沿いの街路灯に行っているが（3,531 箇所(H26.3)）、生活道路などへの事業拡大を検討する必要がある。

(河川・海岸保全施設等の整備) [地域保全]

- 昭和 34 年の伊勢湾台風の被害を踏まえ、名古屋港では高潮防波堤や防潮壁の整備などの対策が行われているが、大規模地震・津波や高潮の被害を軽減するための整備及び維持保全を引き続き進める必要がある。また、河川・海岸堤防の整備、耐震・津波対策を行う必要がある。

(ハザードマップの作成等) [行政機能/警察・消防等]

- 本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定結果に基づき、地震ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成し、全戸配布を実施するとともに、スマートフォンやタブレット端末で震度や津波、避難所等に関する情報を確認できる「名古屋市地震防災アプリ」を作成したが、津波避難ビルの増加を踏まえたマップの更新や普及啓発の促進を図る必要がある。（防災アプリ（ダウンロード数）/14,551DL(H26.10)）
- 平成 27 年 5 月改正の水防法により、国・県による洪水浸水想定区域の見直し、新たに県による高潮浸水想定区域の設定及び本市による雨水出水浸水想定区域の設定が行われることから、平成 22 年度に作成した洪水・内水ハザードマップの内容の見直しを行うとともに、新たに高潮ハザードマップを作成し、住民等に対する災害リスクの周知や避難方法の啓発など対策を進める必要がある。

(風水害からの避難場所の確保) [住宅・都市]

- 各災害（洪水・内水・土砂・高潮）に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定する必要がある。

(災害対応力の強化) [行政機能/警察・消防等]

- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する必要がある。

(地下街等の防災対策に関する取り組み) [住宅・都市]

- 大雨に伴う大規模な洪水、内水はん濫、高潮等により浸水被害が想定される地下街等において、浸水防止対策の徹底や利用者等の安全な避難確保を図るための体制づくりを進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。【県計画】
- 各地で観測した津波情報をいち早く港湾管理者や関係自治体等へ配信する「GPS 波浪計津波観測情報システム」の構築及び運用に向けた取組が必要である。【中部地方整備局】
- 大雨や津波・高潮等により浸水することを防ぐため、堤防等の改修等を推進する必要がある。また、堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【中部地方整備局】
- ハザードマップや避難誘導マップを作成し、安全で確実な避難の確保することで、避難困難者の解消を図る必要がある。【中部地方整備局】

- スーパー伊勢湾台風による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」により、「危機管理行動計画（第三版）」を策定している。【中部地方整備局】

<市民アンケート結果>

- 「津波等による流出や浸水」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は50.6%であったが、海に近い港区、中川区、南区はいずれも約8割と高く、地域による不安度の違いが見られた。

1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(総合的な治水対策) [地域保全]

- 河川・海岸堤防、排水施設、下水道施設などの耐震化を進める必要がある。また、治水安全度を向上させるため、まちづくりと治水との整合を図りつつ、河川・下水道等の相互調整を行いながら施設整備を進める必要がある。さらに、大規模自然災害に施設整備のみで対応するには限界があることから、浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制の推進や市民の自助・共助を支援する取り組みを実施する必要がある。

(海岸保全施設等の整備) [地域保全]

- 昭和34年の伊勢湾台風の被害を踏まえ、名古屋港では高潮防波堤や防潮壁の整備などの対策が行われているが、大規模地震・津波や高潮の被害を軽減するための整備及び維持保全を引き続き進める必要がある。

(河川の整備及び耐震・津波対策等) [地域保全]

- 河川堤防の耐震調査を行い、その結果に基づき、耐震対策の必要な区間に対して堤防の補強を実施する必要がある。
- 堤防等に被害が生じた場合、早急に復旧できるよう河川管理施設や許可工作物の位置・構造を取りまとめた河川台帳を調製しているところであるが、未調製の河川台帳を整備する必要がある。
- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため河川改修等を推進するとともに、耐震対策の必要な区間に対して河川管理施設の補強を実施する必要がある。

(排水施設の防災対策・機能確保) [地域保全][農林水産]

- 耐震基準が古く、液状化の危険度が高い排水施設について、関係機関の施設の地震津波対策の考え方も踏まえ、必要に応じて耐震対策等を行うなど、事業内容の立案をする必要がある。
- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する必要がある。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る必要がある。
- 土地改良区内にある排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。
- 施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う必要がある。

(雨水対策の推進) [地域保全]

- 内水による被害を軽減するため、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に対策を行う必要がある。
- 緊急雨水整備事業以外の地域でも、浸水実績や浸水のおそれのある地域があることから、下水道施設や排水施設の排水能力を増強する必要がある。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [地域保全]

- 津波や高潮等による湛水から速やかに復旧するため長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を検討する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域については、道路等の高架施設、既存のビル、地形を活かした高台等を避難

場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める必要がある。【県計画】

- 国営尾張西部土地改良事業で造成した愛知県西部の日光川流域の排水を担う排水機場の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【東海農政局】
- 浸水被害の軽減のため、木曾三川、庄内川、矢作川、豊川の河川改修及び新丸山ダム、設楽ダムの建設事業を進める必要がある。【中部地方整備局】
- 大雨や津波・高潮等により浸水することを防ぐため、堤防等の改修等を推進する必要がある。また、堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【中部地方整備局】

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（防災意識・活動の啓発）[行政機能/警察・消防等]

- 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた地震ハザードマップや地震防災アプリ、洪水・内水ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に係る情報提供を行っており、区域内の住民に対し、警戒避難体制等の注意喚起を行う必要がある。

（災害対応力の強化）[行政機能/警察・消防等]

- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する必要がある。

（がけ崩れ対策の実施）[地域保全]

- がけ崩れの恐れのある市有地において、がけ崩れ対策を検討・実施する必要がある。

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市町村が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。【県計画】

＜市民アンケート結果＞

- 「大規模な土砂災害」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は31.8%であった。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災意識・活動の啓発）[行政機能/警察・消防等]

- 市民の防災意識を高めるため、防災講演会や港防災センターでの展示等の防災に関する知識の普及啓発を行うとともに、災害履歴等の既存資料を活用した啓発手法の検証を行うなど、防災教育を推進する必要がある。また、家庭や事業所における防災対策を啓発するため、家具等の転倒・落下防止対策や備蓄の啓発を行う必要がある。
- 地域と事業所との支援協力体制づくり（大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数1,046件(H25年度)など防災安心まちづくり委員会を中心とした防火防災活動、自主防災組織の活動を推進するほか、各種防災訓練を実施するとともに、災害時要援護者の避難支援に向け、助け合いの仕組みづくりを推進する必要がある。（助け合いの仕組みづくりの取り組み実績のある町内会・自治会の割合49.9%(H25年度)）
- 平成26年5月に名古屋市震災避難行動ガイドライン（案）を作成した。今後、名古屋市震災避難行動計画を策定するとともに、地域ごとの特性に応じた避難計画を地域が主体となって策定する必要がある。
- 市職員や市民の防災意識啓発・知識の向上を図るため、防災研修の実施や東日本大震災の経験を伝える報告会等を今後も引き続き行う必要がある。

- さまざまな災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校及び保育所において、あらゆる場を想定した防災教育を推進する必要がある。
- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。

(避難者・帰宅困難者対策の実施) [行政機能/警察・消防等] [住宅・都市]

- 災害時の避難等を見据え、高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備を進める必要がある。
- 地域防災活動拠点については、災害時に必要な機能について検討の上、必要に応じて対策を講ずる必要がある。
- 膨大な帰宅困難者の発生が懸念される名古屋駅周辺地区において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民が連携し、平成26年2月に「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を作成した。これを踏まえ、避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や、必要な退避施設の確保など、ソフト・ハード両面の対策の実施及び計画の拡充について検討するとともに、名古屋駅周辺地区における検討内容を踏まえた他地域での対策についても検討する必要がある。

(情報収集・提供対策の実施) [行政機能/警察・消防等] [情報通信]

- 防災拠点となる区役所や救命・救急活動を行う消防署等について、停電時にも災害対応活動を維持すべく、非常用電源設備の機能強化を進める必要がある。
- 災害情報の伝達のため、災害広報マニュアルの整備や防災行政無線(デジタル移動無線)の安全区域への移設を行う必要があるほか、情報媒体の多様化(SNS(Facebook、Twitter等)や「なごや減災プロジェクト」、「きずなネット防災情報」等)、多言語での提供、障害時の早期復旧に向けた情報システムの人材育成などを行う必要がある。
- 消防救急無線デジタル化の期限に伴い、無線基地局、移動局の工事・整備・届出等を遅滞なく実施する必要がある。
- 災害時に必要な住民情報を把握するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新していく必要がある。
- 災害対応に遅れが生じないように、雨量、河川水位の状況や気象情報等が常に収集でき、市民への情報提供が滞らないようにする必要がある。
- 円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、洪水、内水はん濫、高潮に係る水位到達情報を適切に周知する体制の構築を進める必要がある。

(災害対応力の強化) [行政機能/警察・消防等]

- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 災害時の情報提供を行うため、Lアラートの愛知県全自治体導入に向けて整備を進める必要がある。自治体での導入は進むものの、自治体以外のライフライン事業者や通信事業者の参加を引き続き行う必要がある。【東海総合通信局】
- 東海地方非常通信協議会の活動を通じて、非常時の通信ルート、通信手順の確認などにより、非常通信の円滑な運用を図る必要がある。【東海総合通信局】
- 気象、地震・津波、火山に関する防災情報を発表しているが、関係機関や国民が、より適時・的確な防災行動・対策が取れるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取り組んでいく必要がある。【名古屋地方気象台】
- 災害情報の伝達において人が集まる施設などでの避難所の掲示が十分でなく、わかりやすい場所に掲示する必要がある。
- 避難行動要支援者の情報を市や地域の必要な範囲で共有する仕組みを整備する必要がある。

<市民アンケート結果>

- 「情報が伝わらないことなどによる避難の遅れ」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は72.6%であった。
- 大規模災害に対する備えについて、「ハザードマップなどで地域の危険性を確認している」と回答した割合は5割以上、「避難経路や避難場所の確認をしている」と回答した割合は約7割、「災害時に情報を入手する準備ができています」と回答した割合は約4割であり、災害時の情報収集に対する備えが低い結果となった。

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給ルートの確保) [交通・物流] [地域保全]

- 緊急輸送道路となる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化を進めるほか、既成の道路についても、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を行う必要がある。また、緊急輸送等に係る必要な関係機関との連携を図りながら、本市の被害想定に基づく緊急輸送道路等啓開計画を策定し、訓練・検証を行うとともに、名古屋高速道路においては引き続き BCP に基づく訓練を行う必要がある。
- 物資輸送に関わる緊急輸送道路等の排水路において、液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止するための対策や、津波等の浸水による輸送ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める必要がある。
- 速やかに緊急輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を促していく必要がある。
- 災害時に道路利用者に及ぼす影響の高い歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕や、街路灯の老朽化対策を着実に実施する必要がある。
- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により、緊急物資や通常貨物などの港湾機能を早期回復させるため、港湾 BCP を確実に推進する必要がある。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ必要がある。

(物資調達・供給体制の構築) [行政機能/警察・消防等] [保健医療・福祉] [交通・物流]

- 物資確保に向けた大規模小売業者等との協定締結を推進する必要がある。(災害時物資供給協定の締結事業者数 21 事業者(H26.3))
- 乾パン・アルファ化米など 40 万食分の食糧及び毛布などの生活必需品の備蓄をしているが、本市が独自に実施した南海トラフ巨大地震の被害想定調査では、約 111 万食の食糧及び約 20 万枚の毛布が不足するとされており、この不足分を確保していく必要がある。また、津波浸水が想定される地域においては、備蓄等による飲料水の確保策を検討・実施する必要がある。
- 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、名古屋港周辺及び名古屋空港周辺が「大規模な広域防災拠点」として示されており、整備の実現を図っていく必要がある。
- 災害対策本部において基幹道路や物資集配の状況、拠点となる箇所の情報を集約し、適切に指示ができる体制を構築しているが、南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、現体制の実効性を検証する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁等と連携して、緊急確保航路の効率的な航路啓開の実施体制の強化を図る必要がある。【中部地方整備局】
- 広域激甚災害時において被災者への支援物資や復旧・復興に要する物資等の迅速・的確な供給を可能とする「災害に強い物流システムの構築」が必要となる。そのためには、関係機関や物流事業者との連携の下、物資輸送における多様な輸送機関の活用、輸送ルートの多重化等を図り、拠点運営の体制強化についても事前に検討しておく必要がある。【中部運輸局】
- 救援物資の物流を確保するため、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や第一次集約拠点の整備、物資輸送に関わる会員企業との連絡網の整備を行う必要がある【愛知県トラック協会】
- 自宅避難者への支援物資(食糧・薬品等)の供給体制の検討が必要である。

<市民アンケート結果>

- 「食料・飲料水などの供給停止」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は 85.6%と高かった。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(防災拠点の機能強化) [行政機能/警察・消防等]

- 災害時に同時多発的に発生する火災・救急・救助等に的確に対応するため、消防力の空白域の解消など、消防署所配置に関する検討や、消防署等の整備を行うとともに、停電時にも災害対応活動を維持するべく、非常用電源設備の機能強化を進める必要がある。
- 広域的な大災害に備え、合同図上訓練などによる自治体間での連携や、防災関係機関との連携に取り組んでいるが、引き続き取り組んでいく必要がある。また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、名古屋港周辺及び名古屋空港周辺が「大規模な広域防災拠点」として示されており、整備の実現を図っていく必要がある。

(活動拠点・活動経路の確保) [住宅・都市] [交通・物流]

- 「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、避難や救援活動の場となる広域避難地・一次避難地に指定した公園施設や、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備を進める必要がある。
- 緊急輸送道路である名古屋高速道路は耐震化が完了し、道路啓開に係る関係機関との連携協定の締結やBCPの策定、訓練の実施を行っているが、引き続き取り組む必要がある。

(災害対応の体制・資器材強化) [行政機能/警察・消防等]

- 災害時に同時多発的に発生する火災・救急・救助等に的確に対応するため、関係機関との連携強化を含め、消防職員の大規模災害対応能力を向上していく必要がある。
- 災害時の消防・救急要請の増加に対応するため、消防車両の更新や救急体制の充実(救急隊数38隊(H26.8)、非常用救急自動車配置率69%(H26.8)、応急的な救護所用資器材38セット(H26.8))を図る必要がある。
- 消防団員の充足率は88.4%(H26)であり、団員数の充足を進めるとともに、地域防災力の中核となるべく、装備の充実や教育・訓練体制等の強化を図っていく必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 海上保安庁防災業務計画に基づく大規模地震災害ごとの動員計画が策定されており、船艇及び航空機の派遣、職員の派遣、資器材の増援等が定められている。【名古屋海上保安部】
- 災害時に被災地に派遣する救護班(医師1名、看護師3名、管理要員(事務)2名が標準編成)の要員となる人材を毎年養成している。また養成した要員で愛知県内に救護班を19班編成しており、日本赤十字社全社として496班編成している。【日本赤十字社愛知県支部】

<市民アンケート結果>

- 「自衛隊や消防などによる救助・救急活動の不足」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は71.6%であった。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保) [行政機能/警察・消防等] [住宅・都市] [エネルギー] [保健医療・福祉]

- 市庁舎や区役所、消防署等の防災拠点において非常用電源設備の機能強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討を行う必要がある。
- 非常用電源設備の浸水により機能が停止する可能性があるため、災害時に電力を確保できるよう対策を検討・実施する必要がある。

(エネルギー供給ルートの確保) [交通・物流] [地域保全]

- 災害時に緊急輸送道路となる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化や排水路の耐震対策を進める必要がある。また、津波等の浸水によるエネルギー供給ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 救助・救急、医療活動等の緊急車両への石油供給を担う中核SS(サービスステーション)の機

能拡充を図る必要がある。【中部経済産業局】

- 海上保安部において、停電時に管区本部及び各事務所で必要な電力を確保するため、非常用発電機を設置している。【名古屋海上保安部】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の実施) [住宅・都市]

- 膨大な帰宅困難者の発生が懸念される名古屋駅周辺地区において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民が連携し、平成26年2月に「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を作成した。これを踏まえ、避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や、必要な退避施設の確保など、ソフト・ハード両面の対策の実施及び計画の拡充について検討するとともに、名古屋駅周辺地区における検討内容を踏まえた他地域での対策についても検討する必要がある。また、民間再開発事業における公共貢献施設として一時退滞施設等の導入を促進する必要がある。(都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数3地区(H25))

(輸送ルートの確保) [交通・物流] [地域保全]

- 緊急輸送道路となる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化や排水路の耐震対策や、津波等の浸水による輸送ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める必要がある。

<市民アンケート結果>

- 「大量かつ長期の帰宅困難者の発生」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は74.9%であった。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療機能等の確保) [行政機能/警察・消防等] [保健医療・福祉]

- 災害時に医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から市と名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等の医療関係者で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制等について引き続き検討を進める必要がある。
- 災害時に名古屋市各区医師会の医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化がすすんでいる状況にあるため、改築補助を実施する必要がある。
- 災害時に必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携し、その充実を図る必要がある。

(医療物資供給ルートの途絶を回避するための対策の実施) [交通・物流] [地域保全]

- 医療機能を確保するための物資供給を支える道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化や舗装道補修・路面下空洞の調査・補修、排水路の改良・補修を進める必要がある。
- 災害時に道路利用者に及ぼす影響の高い歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕や、街路灯の老朽化対策を着実に実施する必要がある。
- 閉塞した道路の啓開に関する緊急輸送道路等啓開計画の策定や港湾BCPを推進するとともに、関係機関との合同防災訓練を実施する必要がある。また、津波等の浸水による医療物資の供給ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める必要がある。
- 速やかに緊急輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を促していく必要がある。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 大規模災害に備え、各区における医療救護班の編成や巡回診療など、災害時の医療体制を想定す

る。【名古屋市医師会】

- 市内にある赤十字病院が被災した場合における医療関係者の不足に対して、全国にある赤十字病院からの職員派遣で対応を行う。【日本赤十字社愛知県支部】

<市民アンケート結果>

- 「医療施設の不足や機能不全」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は86.4%と高かった。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防・防疫体制の構築) [保健医療・福祉]

- 予防接種法に基づく予防接種を市内の指定医療機関等で実施しており、感染性の高い疾病に対する予防接種については一定の接種率を確保（予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率96.9%(H25)）している。引き続き一定の接種率を維持するため、予防接種を促進する必要がある。
- 災害時の医療資源調整に向け、平時より名古屋医療圏地域災害医療部会による関係機関との連携体制等について検討を進めており、関係機関との広範な連携体制を構築する必要がある。

<市民アンケート結果>

- 「被災地での疫病・感染症などの発生」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は83.2%と高かった。

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

<関係団体の取り組みや意見>

- 治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。【県計画】
- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。【県計画】

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

<関係団体の取り組みや意見>

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。【県計画】
- 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。【県計画】
- 信号制御が必要なく災害時も機能するラウンドアバウトの導入検討が必要である。【中部地方整備局】

3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

<関係団体の取り組みや意見>

- 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等（司令塔：三の丸地区・静岡県庁、高次支援：名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港）及び広域防災拠点（広域・甚大被害に対する後方支援：県域を越えて国と県が協力して活動する拠点）について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。なお、首都機能等のバックアップ等の大きな視点から見た機能についても考慮する。【中部地方整備局】

3-4 三の丸地区等の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（庁舎等の耐震化等対策の実施）[行政機能/警察・消防等] [住宅・都市]

- 本市の防災活動拠点（市・区役所、保健所、消防署など）は耐震性を満たしており、市域で想定される津波に対する耐波性を有していると考えられるが、災害時の揺れ・浸水等から機能継続性を確保するための対策を検討・実施する必要がある。また、他施設との合築建築物において、市所有部分は耐震性を満たしているものの、他団体の所有部分が耐震性を満たしていないことにより、機能継続性を確保するための対策について検討・実施する必要がある。

（防災拠点等の電力の確保）[行政機能/警察・消防等] [エネルギー]

- 市庁舎や区役所、消防署等の防災拠点において非常用電源設備の機能強化を進めるほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討を行う必要がある。（市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間/平均約8時間(H26.9)）
- 非常用電源設備の浸水により機能が停止する可能性があるため、災害時に電力を確保できるような対策を検討・実施する必要がある。

（業務継続体制の整備）[行政機能/警察・消防等]

- 南海トラフ地震の被害想定見直しを受け、平成24年に策定した名古屋市業務継続計画（震災編）の改定を平成26年10月に行ったが、着実な運用を図る必要がある。
- 被害状況の集約や応急対策の立案において情報システムが重要であり、停電や通信途絶が生ずる

と、情報システムの利用が困難となるため、情報システムの利用が不可欠な市・区役所、消防署等においては、電力・通信の対策を強化する必要がある。

- デジタル移動無線等が浸水すると、通信手段の利用に支障が生ずるため、浸水や停電時の通信機能を確保できるよう対策を検討・実施する必要がある。
- 現場活動を中心とする防災活動拠点では、災害時の活動において車両が不可欠であり、浸水や燃料不足により車両が使用できなくなる可能性や、出勤不能となる可能性が考えられるため、災害時の車両等の高台移転等による運用対策を含め、車両の被災、燃料不足への対策を検討・実施する必要がある。
- 物資・資機材についても、浸水階に保管されている場合、流失または使用不能となる可能性があるため、応急対策に必要な物資・資機材を保有する施設群においては、保管スペースの上階移設、棚の活用等により、当該物資を災害から守るための対策を検討・実施する必要がある。
- 3日分の職員用備蓄の確保ができている局室区の割合は3%(H25)であり、引き続き検討を行う必要がある。

(災害対応の体制強化) [行政機能/警察・消防等]

- 災害時に迅速な対応を行うため、職員等の安否確認における手段の確立について、今後も継続して検討を行う必要がある。また、不足する対応人員を補うため、職員OBとの協力体制の構築について検討を行う必要がある。
- 職員は長期間、心身ともに非常に困難な災害対応を強いられることになると想定されるため、職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制を検討・構築する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 平成25年3月に策定した「東海ブロック宮繕関係機関地震・津波対策基本戦略」を踏まえ、官公庁施設の機能維持に向けた各種対策について、代替拠点の確保を含め、引き続き推進する必要がある。【中部地方整備局】

<市民アンケート結果>

- 「警察や官公庁など行政機能の停止」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は72.4%であった。

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(庁舎等の電力確保対策の推進) [行政機能/警察・消防等] [エネルギー] [情報通信]

- 区役所や消防署などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用電源設備の設置を進める必要がある。
- 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討するとともに、災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法などについて検討を行う必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに愛知県庁BCPの見直しを図る必要がある。【県計画】
- 災害対応に必要なルート途絶の影響を極力抑えるため、浸水区域の排水手順の検討や、河川・海岸堤防の整備、耐震・津波対策を行う必要がある。【中部地方整備局】
- 電気通信事業者の非常用電源設備の充実を図る必要がある。【東海総合通信局】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害時情報提供の多重化) [行政機能/警察・消防等] [情報通信]

- 災害時に必要な情報を確実に伝達するため、多様な情報媒体（SNS (Facebook、Twitter)）等による情報提供や「なごや減災プロジェクト」、「きずなネット防災情報」などの取り組みや情報提供サービス事業者との協定締結などの取り組みを行っており、今後も継続した取り組みを行う必要がある。
- 本市関連施設へ設置された公衆無線 LAN について、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段としての活用を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう代替手段の設備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入の推進及び実用化に向けた訓練の実施が必要となる。【東海総合通信局】
- 放送設備の多重化を図り、大災害が起きても放送を継続できるような体制の構築を図る必要がある。【東海総合通信局】
- 大災害時の放送継続体制を構築するため、非常電源の確保と放送設備の多重化を図っている。【日本放送協会名古屋放送局】

<市民アンケート結果>

- 「テレビ・ラジオ放送の中断など情報通信機能の停止」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は78.5%であった。

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（企業BCP策定の促進）〔産業・経済〕

- 個別企業の事業継続計画 について、卸売・小売・サービス業 5人以上、製造業・その他の業種 20人以上の中小企業では12.2%の策定率にとどまっている（H24.6）ため、策定を促進すること及びその実効性を向上させる必要がある。

（港湾や道路等の防災対策）〔交通・物流〕〔地域保全〕

- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により、緊急物資や通常貨物などの港湾機能を早期回復させるため、港湾BCPの推進が必要である。
- 道路の寸断等によるサプライチェーンへの影響を避けるため、緊急輸送道路となる名古屋高速のBCPの取り組みの継続や、道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化を進める必要がある。また、災害対応に必要なルート途絶の影響を極力抑えるため、津波等による浸水対策を進める必要がある。

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 中小企業が災害発生時において、取引先への供給責任を果たすとともに、事業継続や早期復旧、サプライチェーンの途絶最小化を図るためのBCP策定支援及び普及活動を実施している。【中部経済産業局】
- 災害発生時において、被災中小企業の情報収集や相談窓口の設置を行うとともに、必要に応じて、被災地への現地調査を行えるように準備する必要がある。【中部経済産業局】
- 会員企業に対し、BCP策定を促すための取組み（シンポジウム等講演会の開催、企業防災連絡会等による活動等）を実施しているが、今後は更に策定企業の増加に加え、具体的な策定項目の充実（企業連携等）が課題である。【中部経済連合会】
- 会員企業のBCP策定促進とあわせ、耐震化、非常用電源の確保等の産業設備の災害対応力強化、工場・事業所等の移転など抜本的な対策を促す必要があり、企業への周知とあわせ、「国土強靱化を促進する税制の創設」として提言を発表した（H26.9）。今後は更にこれの実施促進が課題である。【中部経済連合会】
- 会員企業に対し、BCP策定促進とあわせ、災害時の地域との連携も重要であるが、現状ではまだまだ地域自治体や住民との連携（情報共有化、避難所・復旧救護業務の役割分担等）の取組みは普及しているとは言い難い。企業防災連絡会等を通じて会員企業への周知を行っているが、今後更に取組みが進むことが重要である。【中部経済連合会】

＜市民アンケート結果＞

- 「企業の生産力低下」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は67.5%であった。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給を支えるインフラ対策の実施) [交通・物流]

- サプライチェーンを維持するため、道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化を進めるとともに、堤防等の被害に対しても早期に復旧できる備えに取り組む必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 工業団地と重要なエネルギー施設の道路啓開が優先的に進められるよう災害時の体制構築を関係機関と進めている。(道路啓開箇所は、災害時物流に係る重要拠点について、優先啓開経路と重要拠点との接続が確認出来るよう取り纏めたもの)【中部経済産業局】
- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。【中部電力】
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーター(マイコンメーター)が設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えについて、計画的に推進する必要がある。【東邦ガス】
- エネルギー供給源の多様化に資するコージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。【東邦ガス】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立) [エネルギー]

- 関係4消防本部(名古屋市消防局、東海市消防本部、知多市消防本部、海部南部消防組合消防本部)で構成する名古屋港臨海石油コンビナート防災協議連絡会及び特定事業所で構成される名古屋市域石油コンビナート等特別防災区域協議会に参加し、各種検証や情報共有を行っているほか、流出油処理や火災対応等について海上保安庁と業務提携を行っており、引き続き連携を図っていく必要がある。

(海岸保全施設等の整備) [地域保全]

- 大規模な地震・津波に備え、引き続き、名古屋港における高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を推進する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えてグループ単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を進めていく必要がある。平成25年度に明海工業団地や四日市の霞コンビナート等にて地域連携BCPの調査を実施した。その成果を活用して、愛知県において地域連携BCPを普及すべく取組を進めていく必要がある。【中部経済産業局】

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(広域交通ネットワーク機能の維持・強化) [交通・物流]

- 大規模地震や火山噴火などで周辺地域を含めた交通網が寸断される可能性を考慮し、リニア中央新幹線の開業も見据え、国土の枢軸を担う圏域の大都市として、鉄道、道路、港湾、空港からなる広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保を進める必要がある。

(港湾施設に関する耐震化等の対策実施) [交通・物流]

- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により、緊急物資や通常貨物などの港湾機能を早期回復させるため、港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(鉄道施設等に関する耐震化等の対策実施) [交通・物流]

- 大規模地震時の鉄道網を確保するため、駅施設や変電所、高架及び地下構造物などについて耐震

対策を進めるとともに、津波による浸水被害を最小限にとどめるための対策を実施する必要がある。

- 地下鉄施設について、津波や局地的大雨に対処するため止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化が必要である。また、ハード整備により対応することは難しい対策については、ソフト面の対応として、避難対策の充実を図る必要がある。

(道路・橋りょうに関する耐震化等の対策実施) [交通・物流] [地域保全]

- 緊急輸送道路となる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化や舗装道補修、路面下空洞の調査・補修を進める必要がある。
- 災害時に道路利用者にとぼす影響の高い歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕や、街路灯の老朽化対策を着実に実施する必要がある。
- 緊急輸送道路等の応急対策を円滑に行い、協力事業者との協定の実行性を確保するため、関係機関による合同防災訓練を実施するとともに、道路被災時の道路啓開に関する計画である緊急輸送道路等啓開計画を策定し、随時検証する。名古屋高速道路においては引き続き BCP に基づく訓練を行う必要がある。
- 速やかに緊急輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を促していく必要がある。
- 災害対応に必要なルート途絶の影響を極力抑えるため、湛水排除手順の検討や河川堤防・排水路やポンプ施設の防災対策の実施、排水路やポンプ施設・排水機場の耐震・老朽化対策、ため池の耐震対策などの対策を行う必要があるほか、大規模地震による堤防被害を早急に復旧するための河川台帳の調製を進める必要がある。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。
【中部地方整備局】
- 経済上重要な航路閉鎖とならないため、名古屋港ポートアイランドの土砂流出防止対策を実施する必要がある。【中部地方整備局】
- 耐震化された高速・直轄国道のダブルネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートを確認し、直轄・NEXCO・自衛隊・警察・災害協定業者等が密接に連携した被災状況の把握と情報共有に努め、被災状況に対応した道路啓開の優先順位を決定し、迅速な道路啓開作業を開始することとしている。【中日本高速道路】
- 災害時の物流経路の確保、海上輸送経路の確保などの観点から、高規格道路の整備促進や、港湾の防災機能強化、さらには大規模な広域的防災拠点の整備などについて、各自治体と連携して国などへの要望を実施している。今後、さらなる財政の逼迫、既存設備の老朽化が懸念される中、いかに官民が連携し、ノウハウを共有化・活用することにより効率的な整備を行っていくことが課題である。【中部経済連合会】

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

<関係団体の取り組みや意見>

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。【県計画】

5-6 食糧等の安定供給の停滞

(市場関係者の連携・協力体制の推進) [農林水産]

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る市場関係者における連携・協力体制を推進することで中央卸売市場機能を維持し、食品流通の確保を図る必要がある。

(輸送ルートの確保対策の実施) [交通・物流] [地域保全]

- 緊急輸送道路となる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化や港湾施設の地震対策の強化、舗装補修・路面下空洞調査、排水路の耐震対策を進める必要がある。また、災害対応に必要なルート途絶の影響を極力抑えるため、津波等による浸水対策を進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 米穀の災害時の供給について、米穀販売事業者の手持ち精米を県等への売却を要請するとともに、必要に応じ、民間倉庫等に備蓄している政府米を供給することとしている。政府米(備蓄米)は、玄米で保管していることから食用に供する場合はとう精して、精米にする必要があるため、とう精場の確保等の対策が必要である。【東海農政局】
- 災害が発生し、応急復旧にあたって機械の導入が必要となる場合に備え、国所有機械(東海農政局土地改良技術事務所等)の地方公共団体への貸付等の体制を確立する必要がある。【東海農政局】
- 救援物資の物流を確保するため、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や第一次集約拠点の整備、物資輸送に関わる会員企業との連絡網の整備を行う必要がある【愛知県トラック協会】

<市民アンケート結果>

- 「食料の安定供給の停滞」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は90.6%であり、特に不安度が高かった。

6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(自立・分散型エネルギーの導入促進) [エネルギー]

- 天候などに影響を受けるため補助的な利用に限定されるなどの課題はあるが、エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電など再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を促進する必要がある。(市内の太陽光発電設備容量 99,200kW(H25))

<関係団体の取り組みや意見>

- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について電気事業者から情報収集を行い、本省関係部局・自治体等と連絡調整を行えるよう平時から電気事業者との連携体制を構築する必要がある。【中部経済産業局】
- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。【中部電力】
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーター(マイコンメーター)が設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進するとともに、市町村や道路管理者等との間で土砂災害情報を共有するなどの連携強化が必要である。【東邦ガス】
- エネルギー供給源の多様化に資するコージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。【東邦ガス】
- 浸水する可能性がある主要な供給設備には水密扉や防水壁などを設置したほか、設備のかさ上げや水の浸入箇所の閉塞などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある設備については計画的に取り換えを進める必要がある。【東邦ガス】

<市民アンケート結果>

- 「電力やガスの供給停止」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は93.5%であり、特に不安度が高かった。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化等) [住宅・都市]

- 浄水場などの水道基幹施設の耐震化は、長期の事業期間と莫大な事業費を要するため、老朽施設の改築・更新に合わせた計画的な耐震化が必要である。これまで実施した耐震化により、大規模地震に対する一定の耐震性を確保してきたが、更なる安全性確保のため、引き続き耐震化を推進していく必要がある。
- 市内一円に網羅的に布設されている配水管は膨大にあり、また昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設されたものが多く、老朽化に伴い今後一斉に更新時期を迎えることから、配水管の機能を将来にわたり確保していくため、着実な更新の実施が必要である。また、危惧される大規模地震発生に備え、配水管の更新にあわせて耐震化を進めていく必要がある。
- 上水道施設において大規模自然災害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施する必要がある。

(災害応急用井戸の指定の推進) [住宅・都市]

- 揚水設備または井戸設備を設置する事業場のうち、災害時に生活用水として地下水を提供していただけの事業場を災害応急用井戸として指定している。応急給水体制を補完し生活用水を確保するためには、災害応急用井戸の指定を推進する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 上水道、工業用水道施設について地震対策実施計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を促進等する必要がある。【県計画】
- 大規模地震発生時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及促進する必要がある。【県計画】

<市民アンケート結果>

- 「水道の供給停止」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は95.5%であり、特に不安度が高かった。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等) [住宅・都市]

- 水処理センター、ポンプ所などの下水道基幹施設の耐震化は、長期の事業期間と莫大な事業費を要するため、老朽施設の改築・更新と合わせ計画的な耐震化が必要である。これまでも耐震化を進めており、大規模地震発生時にも一定の水処理能力・排水能力は確保できると想定しているが、更なる安全性確保のため、引き続き耐震化、減災施策の導入が必要である。
- 市内一円に網羅的に布設されている下水管は膨大にあり、また昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設されたものが多く、老朽化に伴い今後一斉に更新時期を迎えることから、下水管の機能を将来にわたり確保していくため、着実な改築・更新の実施が必要である。また、危惧される巨大地震発生に備え、下水管の改築・更新にあわせて耐震化を進めていく必要がある。
- 下水道施設において大規模自然災害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 下水道施設について、耐震診断が必要な施設の点検を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道事業継続計

画（下水道BCP）の策定の促進を図る必要がある。【県計画】

- 大規模地震の発生に備え、「下水道総合地震対策事業」を活用し、ハード整備と一体となったソフト対策を組み合わせた下水道津波BCPの策定を推進する必要がある。【中部地方整備局】

<市民アンケート結果>

- 「トイレ（下水道）の使用停止」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は94.2%上であり、特に不安度が高かった。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（交通施設等に関する耐震化等の対策実施）[交通・物流]

- 大規模地震時の鉄道網及び緊急輸送道路等を確保するため、各事業者によって交通施設等の耐震対策が進められており、今後も耐震化を着実に進めるとともに、津波による浸水被害を最小限にとどめるための対策や、運転再開の対応について検討を進める必要がある。
- 地下鉄施設について、津波や局地的大雨に対処するため止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化が必要である。また、ハード整備により対応することは難しい対策については、ソフト面の対応として、避難対策の充実を図る必要がある。

（道路等の防災、震災対策）[交通・物流]

- 都市の骨格を形成し、防災などの機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保を図るため、都市計画道路の整備を進める必要がある。
- 災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確認するため、橋りょうの耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修を進める必要がある。
- 災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動を円滑に行うため、電線類の地中化を進める必要がある。
- 応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路等啓開計画の策定や関係機関による合同防災訓練を行う必要がある。また、緊急輸送道路である名古屋高速道路は関係機関とともに道路啓開等に係る連携協定を締結し、BCPを策定しており今後も訓練を継続する必要がある。
- 災害時に道路利用者に及ぼす影響の高い歩道橋等の道路附属物の計画的な点検及び修繕や、街路灯の老朽化対策を着実に実施する必要がある。
- 速やかに緊急輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を促していく必要がある。
- 風水害の際、街路樹の倒木や折れ枝等により道路をふさが交通ネットワークを分断することがないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹の計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理が必要である。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ必要がある。
- 公園・緑地が本来の機能を発揮し、倒木により都市機能を阻害する事態が生じないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適正な維持管理が必要である。

（港湾施設に関する耐震化等の対策実施）[交通・物流]

- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により、緊急物資や通常貨物などの港湾機能を早期回復させるため、港湾BCPを確実の推進する必要がある。

（地域交通ネットワークを支える河川等の防災対策）[地域保全]

- 災害対応に必要なルート途絶の影響を極力抑えるため、湛水排除手順の検討や河川堤防・排水路やポンプ施設の防災対策の実施、排水路やポンプ施設・排水機場の耐震・老朽化対策、ため池の耐震対策などの対策を行う必要があるほか、堤防被害を早急に復旧するための河川台帳の調製を進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 耐震化された高速・直轄国道のダブルネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートを確認

保し、直轄・NEXCO・自衛隊・警察・災害協定業者等が密接に連携した被災状況の把握と情報共有に努め、被災状況に対応した道路啓開の優先順位を決定し、迅速な道路啓開作業を開始することとしている。【中日本高速道路】

<市民アンケート結果>

- 「交通ネットワークの分断」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は78.0%であった。

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所における機能継続性の確保) [住宅・都市]

- 市が所有する避難所施設（小学校、中学校、コミュニティセンターなど）において浸水等から機能継続性を確保するための対策を検討・実施する必要がある。

(避難所における電力・通信の確保) [エネルギー][情報通信]

- 小中学校など、夜間照明や通信機器用電力等の最低限の電力を必要とする施設においては、小型発電機・投光器セットの備蓄を検討する等、電力の用途に応じて相応の電力確保対策を検討・実施する必要がある。
- ほぼすべての小中学校においてデジタル移動無線等が設置されているものの、浸水や停電時にも確実に利用できるような対策を検討・実施する必要がある。

(避難所における給排水の確保) [行政機能]

- 耐震性の高い配水管に直結する地下式給水栓は、すべての市立小学校で整備済みであり、市立中学校についても整備に着手したところであるが、津波浸水が想定される地域においては、使用できない可能性があるため、備蓄等による飲料水の確保策を検討・実施する必要がある。
- 敷地内の埋設排水管については、液状化による地盤沈下等により、配管接続部のずれや排水管の勾配不良などが発生する可能性があるため、災害発生時に避難所の給排水が利用できない場合に備え、当面は避難所の災害用トイレの備蓄の充実を図るとともに、さらなる対策についても検討していく必要がある。

(避難所における物資・資機材の確保) [行政機能/警察・消防等]

- 小中学校の防災備蓄倉庫をはじめ、応急対策に必要な物資・資機材を保有する施設群においては、保管スペースの上階移設、棚の活用等により、当該物資を災害から守るための対策を検討・実施する必要がある。

(避難所運営の円滑化) [行政機能/警察・消防等]

- 災害時には、地域住民自らが避難所の運営を行うことから、地域の避難所運営能力の向上を図る必要がある。（避難所開設・運営訓練等の学区実施率64%(H26.3)）
- 避難所運営など災害対応の場において、男女平等参画の視点を持って主体的に行動できる人を増やすため、広く意識啓発をする必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 避難所における早期通信手段確保の為の特設公衆電話の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。【西日本電信電話】
- 要支援者は避難所に行っても居場所（スペース）が無い。耐震化や家具固定により自宅の安全性を高めるなど、自宅避難を可能とするための支援を行う必要がある。
- 避難所での要支援者対策の一環として、聴覚障害への情報保障（手話通話者、要約筆記者の配備等）は必要であり、避難所が確保すべき機能として必要である。
- 地域による要支援者の支援計画を作成する際には、必要とする支援や薬剤等を把握するため、ケアマネ等の支援やホームヘルパーの派遣等が必要である。
- 避難所の収容力が不足している地域については、避難所の確保に努める必要があり、また、災害時における要支援者の受け皿を確保するため、福祉避難所の拡充が必要である。
- 要支援者は避難時だけでなく、その後の生活支援が必要であり、医療機関や福祉施設のBCPが重要となる。

<市民アンケート結果>

- 「避難所の機能不足」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は 80.3%と高かった。

6-6 異常渇水等による用水の供給の途絶

(渇水への対応) [地域保全]

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、降水量変動幅の増大、少雨の年の年降水量の減少など、将来の渇水リスクが高まることが懸念されている。平成6年の渇水においては、水源である岩屋ダムが枯渇し、市民生活や都市活動に大きな影響があったため、水源の多系統化を進める必要がある。

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(密集市街地の改善等) [住宅・都市]

- 従来から実施している土地区画整理事業等により道路や公園の整備等を引き続き進めるほか、「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、木造住宅密集地域における火災延焼を防ぐため、地域の特性や主体性を尊重したきめ細かな施策を展開する必要がある。
- 住宅密集地域等における延焼火災による死傷者等の発生を防ぐため、対象地域を明確にした上で、消防活動上必要な計画を作成する必要がある。

(公園や道路の整備) [住宅・都市] [交通・物流]

- 「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、避難や救援活動の場となる広域避難地・一次避難地に指定した公園施設や、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備を進める必要がある。
- 都市の骨格を形成し、防災などの機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保を図るために、都市計画道路の整備を進める必要がある。

(災害対応のための環境整備) [行政機能/警察・消防等]

- 震災火災発生時において消防局が保有するすべての放水可能車両をいち早く稼働させるための対策を講じる必要がある。
- 地震発生時には消火栓が使用できない恐れがあることから、耐震性を有する防火水槽等により消防水利の確保を図る必要がある。(耐震性を有する防火水槽等の整備率約 80% (H26.4))

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(名古屋港における防災対策の実施) [地域保全]

- 大規模地震・津波や高潮に備え、名古屋港における高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を推進するとともに、港湾施設の地震対策を推進する必要がある。
- 関係機関との連携により、緊急物資や通常貨物などの港湾機能を早期回復させるため、港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(関係機関との合同訓練の実施や特定事業所への助言・指導) [行政機能/警察・消防等]

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を年2回行っているほか、特定事業所の自衛防災組織が実施する訓練に対する助言・指導等を行っており、引き続き実施していく必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 経済上重要な航路閉鎖とならないため、名古屋港ポートアイランドの土砂流出防止対策を実施する必要がある。【中部地方整備局】

7-3 沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化) [住宅・都市]

- 通行を確保すべき道路の沿道建築物に関する耐震化率は70% (H22) となっており、「名古屋市建築物耐震改修促進計画 (H20.3 策定)」を踏まえ、市有建築物の耐震化の推進や民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進するとともに、新たな助成制度の検討が必要である。

7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(河川の整備及び耐震・津波対策等) [地域保全]

- 河川堤防の耐震照査を行い、その結果に基づき、耐震対策の必要な区間に対して堤防の補強を実施する必要がある。
- 堤防等に被害が生じた場合、早急に復旧できるよう、河川管理施設や許可工作物の位置・構造を取りまとめた河川台帳を調製しているところであるが、未調製の河川台帳を整備する必要がある。
- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため河川改修等を推進するとともに、耐震対策の必要な区間に対して河川管理施設の補強を実施する必要がある。

(排水施設の防災対策・機能確保) [地域保全] [農林水産]

- 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上に対する耐震対策を実施する必要がある。
- ポンプ所の津波対策としては、浸水対策の必要な施設は開口部の閉塞や防水扉の設置などの実施を検討中であり、関係機関の施設の地震津波対策の考え方も踏まえ、事業内容の立案をする必要がある。
- 大規模なため池の堤防は、震度5弱程度の地震に対する耐震性を有しているが、国は大規模地震に対するため池堤防の耐震性能調査手法について検討を進めており、手法決定後に耐震性能調査を行う必要がある。
- 巨大地震発生時に懸念される陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る必要がある。
- 経年により老朽化したポンプ設備等の排水施設について、計画的な整備・更新を進める必要がある。
- 電源喪失時においても、樋門・樋管等からの逆流防止のためのゲート等の自重降下による閉鎖を行い、浸水被害の防止を図る必要がある。
- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する必要がある。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る必要がある。
- 土地改良区内にある排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。
- 施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う必要がある。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [地域保全]

- 津波や高潮等による洪水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を検討する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 国営尾張西部土地改良事業で造成した愛知県西部の日光川流域の排水を担う排水機場の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【東海農政局】

- ダムや排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設は、大雨や津波・高潮等により施設が浸水し電源が喪失した場合においても、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるが、その多くが設置から30年～40年以上経過していることから、計画的な維持管理を行うため長寿命化計画を策定し機能確保に努める必要がある。【中部地方整備局】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい対策等) [環境]

- 有害物質の流出等事故の状況を通報等により把握したときの本市における連絡体制、初動体制等を定めているほか、流出等事故の未然防止や「事故時の措置」の周知のため、本市と工場・事業場で防災訓練の際に有害物質保管状況等点検訓練を実施しており、引き続き実施していく必要がある。
- 災害時におけるアスベスト飛散のリスクを低減するため、アスベスト使用の市有建築物(吹付けアスベスト使用施設数 338 施設(H26.3))について、措置状況を毎年調査するとともに、施設の状況に応じアスベストを除去していく必要がある。また、「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」の実効性を確保するために、民間も含めた市内のアスベスト使用建築物の情報の把握や、建築物等の所有者に対する啓発が必要である。

(放射性物質の影響への対応) [環境]

- 本市は、近隣の原子力発電所等から約100km離れており、原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)に指定されていないが、原子力災害が発生した場合には本市にも一定の放射性物質の影響が及ぶことを想定する必要がある。モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定等を実施し、市民に対して正確かつ迅速に情報提供できる体制の整備が必要である。

<市民アンケート結果>

- 「有害物質の拡散・流出」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は74.0%であった。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(排水施設の防災対策・機能確保) [地域保全] [農林水産]

- 土地改良区内にある排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。また、排水施設等の機能確保とともに、津波による塩害対策のため、除塩計画の策定等、事前対策や体制を整備しておく必要がある。【県計画】

<市民アンケート結果>

- 「農地や森林の荒廃」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は51.0%であった。

- 8) 大規模**自然**災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定) [環境]

- 市民の健康・安全の確保や、速やかな復旧・復興が可能となるように、廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定するとともに、策定後も随時検証や見直しを行う必要がある。
- 廃棄物処理施設の津波対策、浸水対策などを具体化させるとともに、仮設焼却炉の設置検討を進める必要がある。

(オープンスペース利用に係る検討) [土地利用]

- オープンスペースについては、広域避難場所などの災害発生直後の避難スペースのほか、応急対策資機材や災害廃棄物の仮置き場、応急仮設住宅の建設用地など、時系列や需要の変化に応じて効率的に活用するため、場所の選定、確保、状況の常時確認及び利用方法、被災シナリオにおける目的に応じた利用について検討する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。【県計画】
- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進め、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。【県計画】

<市民アンケート結果>

- 「大量に発生する災害廃棄物（がれき）の処理の停滞」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は 80.9%と高かった。

8-2 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティアの円滑な受け入れ) [行政機能/警察・消防等]

- 被災者のニーズを的確に把握してボランティアと結び付ける災害ボランティアコーディネーターを確保するため人材を養成(災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数 1,022 人(H26.3))するとともに、災害ボランティアの円滑な受け入れを図るため、市・区災害ボランティアセンターの受け入れ体制の整備を図る必要がある。

(自治体の人材育成及び民間との連携) [行政機能/警察・消防等]

- 被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める必要がある。(応急危険度判定士の登録者数 2,427 人、被災宅地危険度判定士の登録者数 79 人(H25))
- 復旧・復興を担う人材を確保するために、ワークショップ等によって必要な人材を養成するとともに、民間団体等との災害協定の締結を進める必要がある。
- 災害時の応急対策で必要な資機材を確保するため民間団体との協定を締結しているが、広域巨大災害を想定した運用や資機材の充足等について、関係機関が調整を図りながら検証を進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- TEC-FORCE（リエゾン含む）を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめ TEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する必要がある。【中部地方整備局】
- 救援物資の物流を確保するため、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や第一次集約拠点の整

<p>備、物資輸送に関わる会員企業との連絡網の整備を行う必要がある。【愛知県トラック協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ地震は、人口過密地から過疎地へ支援をした東日本大震災の正反対となるため、圧倒的な不足（ボランティア数だけではなくそれを支える経済界等からの寄付等も含む）が懸念されるため、十分な確保対策が必要である。
<p><市民アンケート結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「寸断された道路の開通の遅れ」及び「専門家や技術者など復旧・復興を担う人材の不足」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は、それぞれ 81.2%、70.2%であった。

<p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(防災活動を通じたコミュニティ醸成) [行政機能/警察・消防等] [住宅・都市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と事業所との支援協力体制づくり(大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数 1,046 件(H25 年度))など防災安心まちづくり委員会を中心とした防火防災活動、自主防災組織の活動を推進するほか、各種防災訓練を実施するとともに、災害時要援護者の避難支援に向け、助け合いの仕組みづくりを推進する必要がある。(助け合いの仕組みづくりの取り組み実績のある町内会・自治会の割合 49.9%(H25 年度)) ○市民・地域が万が一に備え、起こりうるリスクを共有した上で、身近な生活空間における個人レベルの防災対策を行いつつ、地域の状況に即したコミュニティレベルでの防災まちづくりに日頃から取り組むことが必要である。 <p>(住民情報の整備) [行政機能/警察・消防等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新していく必要がある。 <p><関係団体の取り組みや意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ地震のような大規模地震発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る必要がある。【県計画】 <p><市民アンケート結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地域コミュニティの崩壊」及び「治安の悪化」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は、それぞれ 56.5%、78.5%であった。
--

<p>8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(地籍調査の推進) [土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災後における迅速なまちの復興を確保するためには、土地境界を確定しておくことが重要であるが、都市部は境界が複雑化、細分化していることにより地籍調査が進んでいないため、地籍調査の推進を図る必要がある。(地籍調査進捗率 7%(H26.3)) <p>(道路等の震災対策) [交通・物流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確認するため、橋りょうの耐震対策・維持補修、港湾施設の震災対策の強化を進める必要がある。 <p><関係団体の取り組みや意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済上重要な航路閉鎖とならないため、名古屋港ポートアイランドの土砂流出防止対策を実施する必要がある。【中部地方整備局】 ●耐震化された高速・直轄国道のダブルネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートを確認し、直轄・NEXCO・自衛隊・警察・災害協業者等が密接に連携した被災状況の把握と情報共有に努め、被災状況に対応した道路啓開の優先順位を決定し、迅速な道路啓開作業を開始するこ

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(河川の整備及び耐震・津波対策等) [地域保全]

- 河川堤防の耐震照査を行い、その結果に基づき、耐震対策の必要な区間に対して堤防の補強を実施する必要がある。
- 堤防等に被害が生じた場合、早急に復旧できるよう、河川管理施設や許可工作物の位置・構造を取りまとめた河川台帳を調製しているところであるが、未調製の河川台帳を整備する必要がある。
- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため河川改修等を推進するとともに、耐震対策の必要な区間に対して河川管理施設の補強を実施する必要がある。

(排水施設の防災対策・機能確保) [地域保全] [農林水産]

- 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上に対する耐震対策を実施する必要がある。
- ポンプ所の津波対策としては、浸水対策の必要な施設は開口部の閉塞や防水扉の設置などの実施を検討中であり、関係機関の施設の地震津波対策の考え方も踏まえ、事業内容の立案をする必要がある。
- 大規模なため池の堤防は、震度5弱程度の地震に対する耐震性を有しているが、国は大規模地震に対するため池堤防の耐震性能調査手法について検討を進めており、手法決定後に耐震性能調査を行う必要がある。
- 巨大地震発生時に懸念される陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る必要がある。
- 経年により老朽化したポンプ設備等の排水施設について、計画的な整備・更新を進める必要がある。
- 土地改良区内にある排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。

(雨水対策の推進) [地域保全]

- 内水による被害を軽減するため、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に対策を行う必要がある。
- 緊急雨水整備事業以外の地域でも、浸水実績や浸水のおそれのある地域があることから、下水道施設や排水施設の排水能力を増強する必要がある。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [地域保全]

- 津波や高潮等による湛水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を検討する必要がある。

(地盤沈下状況の把握) [地域保全]

- 地盤沈下対策に資する施策として、一級水準測量をはじめ、観測井戸における地下水位や地盤収縮量の観測により、地盤沈下の状況について把握する必要がある。

(街区の世界座標化の推進) [土地利用]

- 道路等と民有地との官民境界には杭や鉄などを設置しているが、液状化現象等によりそれらが亡失したり移動したりして境界が不明確となるため、街区の世界座標化を推進し、被災後における迅速なまちの復興に役立てる必要がある。(市域における街区の世界座標化率 18.1%(H26.3))

<関係団体の取り組みや意見>

- 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。【県計画】

- 国営尾張西部土地改良事業で造成した愛知県西部の日光川流域の排水を担う排水機場の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【東海農政局】
- 人命救助・孤立避難者の救出・早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保のため、関係機関と協議して計画し、その訓練を行うことが必要である。【中部地方整備局】
- 大雨や津波・高潮等により浸水することを防ぐため、堤防等の改修等を推進する必要がある。また、堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【中部地方整備局】

<市民アンケート結果>

- 「地盤沈下等による浸水の長期化」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は72.7%であった。

8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(応急仮設住宅の建設候補地台帳等の整備) [住宅・都市]

- 新たな建設候補地について、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管するとともに、既存の応急仮設住宅建設候補地台帳を更新しており、引き続き、関係機関等と連携し、着実に対応する必要がある。

(オープンスペース利用に係る検討) [土地利用]

- オープンスペースについては、広域避難場所などの災害発生直後の避難スペースのほか、応急対策資機材や災害廃棄物の仮置き場、応急仮設住宅の建設用地など、時系列や需要の変化に応じて効率的に活用するため、場所の選定、確保、状況の常時確認及び利用方法、被災シナリオにおける目的に応じた利用について検討する必要がある。

(就労支援における連携体制の強化) [産業・経済]

- 災害発生後すみやかに就労支援を実施するため、ハローワーク等他の就労関係機関との連携体制を強化する必要がある。

(復興のための準備) [行政機能／警察・消防等]

- 過去の震災等での復興事例を踏まえ、被災後の名古屋市特有の復興課題について理解するとともに、課題解決のために必要とされる施策や復興事業の実施に至る一連のプロセスのあり方について検討する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。【県計画】
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。【県計画】
- 応急仮設住宅の確保において、建設用地・資材・労力・活用できる借り上げ住宅等のすべてが大幅に不足する懸念があるため、中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議を年1~2回開催し、管内自治体間の取り組み状況や過去の災害時の教訓を共有するとともに、市町村担当者に向けて、広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドラインを策定・公表している。【中部地方整備局】

<市民アンケート結果>

- 「被災者向け住宅の不足」及び「雇用の悪化」について「不安である」または「やや不安である」と回答した割合は、それぞれ79.5%、70.8%であった。

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

■行政機能

(業務継続計画の運用)

- 平成24年に策定した名古屋市業務継続計画(震災編)について、平成26年2・3月に本市の被害想定の見直しを行ったことを受けて平成26年10月に改定を行っており、今後、着実な運用を図っていく必要がある。

(防災拠点の機能確保等)

- 防災拠点(防災活動拠点及び避難所)における安全性を確保するため、什器固定やガラス飛散防止、対策が必要な吊り天井の脱落対策等を進めるとともに、災害時の揺れ、浸水等から機能継続性(電力、通信、給排水、備蓄等)を確保するための対策について検討・実施する必要がある。
- 災害時における防災拠点へのアクセス支障の影響を緩和するための対策を検討・実施するとともに、対策実施に長期間を要すると考えられる場合は、代替場所の選定等による当面の運用対策を行う必要がある。
- 避難所において具体的に必要な資器材導入方針などの検討及び確保を図るとともに、発災時に避難所が所要の機能を維持できるようにする必要がある。また、避難所生活の長期化を見据え、備蓄の拡充や運営の円滑化を図る必要がある。

(広域防災拠点の整備)

- 「南海トラフ地震対策推進基本計画」において示された「大規模な広域防災拠点(名古屋港周辺及び名古屋空港周辺)」について、今後も引き続き愛知県等関係機関と連携し、国に対して中部圏における基幹となる広域防災拠点の整備に向け、要望を行う必要がある。

(復興準備体制の構築)

- 過去の震災等での復興事例を踏まえ、被災後の名古屋市特有の復興課題について理解するとともに、課題解決のために必要とされる施策や復興事業の実施に至る一連のプロセスのあり方について検討する必要がある。
- 復旧・復興を担う人材を確保するために、ワークショップ等によって必要な人材を養成する必要がある。

■警察・消防等

(災害対応車両や資機材等の充実)

- 災害時に同時多発的に発生する火災・救急・救助等に的確に対応するため、消防署等の整備のほか、消防車両の更新及び救急体制の充実などを行う必要がある。また、消防・救急車両等をいち早く稼働させるため、消防職員の早期参集のための対策を講じる必要がある。
- 地震発生時には消火栓が使用できない恐れがあることから、耐震性を有する防火水槽等により消防水利の確保を図る必要がある。
- 消防救急無線デジタル化の期限に伴い、無線基地局、移動局の工事・整備・届出等を遅滞なく実施する必要がある。

(情報収集・提供手段の充実)

- 災害時における広報・広聴体制を充実させるために、災害広報マニュアルの整備を推進し、随時検証する必要がある。
- 災害対策本部において基幹道路や物資集配の状況、拠点となる箇所の情報を集約し、適切に指示ができる体制を構築しているが、南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、現体制の実効性を検証する必要がある。
- 多言語での情報提供や外国公館等との連携など、災害時に外国人を支援する体制を充実させる必要がある。
- 災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新していく必要がある。

- 災害対応に遅れが生じないように、雨量、河川水位の状況や気象情報等が常に収集でき、市民への情報提供が滞らないようにする必要がある。
- 円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、洪水、内水はん濫、高潮に係る水位到達情報を適切に周知する体制の構築を進める必要がある。

(災害対応の体制強化)

- 各種防災訓練や研修等の実施により、職員の災害対応力の向上や関係機関との連携強化を進めるとともに、消防団員の充足率向上、装備の充実、教育・訓練体制等の強化を図っていく必要がある。また、災害時における職員等の安否確認手段の検討を行っているが、今後も継続する必要がある。
- 災害対応における外部人材の活用について、職員 OB との協力体制の検討や災害ボランティアの円滑な受け入れ体制を整備する必要がある。また、復旧・復興に向け、地域に精通した技術者の育成と担い手を確保する必要がある。
- 市の防災力の向上を図るため、市職員に対して、被災地支援で培った知識や経験を伝える取り組み等を進めることで、知識・情報の共有化を図り、職員の災害対応力の向上につなげる必要がある。
- 被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める必要がある。

(円滑な避難体制の整備)

- 海拔表示について、津波浸水が想定される 7 区（中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区）の海拔 10m 未満の地域の市有施設、コンビニエンスストア、名古屋市管理の緊急輸送道路沿いの街路灯に行っているが、生活道路などへの事業拡大を検討していく必要がある。
- 平成 26 年 5 月に名古屋市震災避難行動ガイドライン（案）を策定した。今後、名古屋市震災避難行動計画を策定するとともに、地域ごとの特性に応じた避難計画を地域が主体となって策定する必要がある。
- 地域防災力の向上を目的とした各種訓練を実施するとともに、地域の災害時要援護者の避難支援のため、「助け合いの仕組みづくり」を推進しており、今後も施策を推進する必要がある。
- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等（司令塔：三の丸地区・静岡県庁、高次支援：名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港）及び広域防災拠点（広域・甚大被害に対する後方支援：県域を越えて国と県が協力して活動する拠点）について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。なお、首都機能等のバックアップ等の大きな視点から見た機能についても考慮する。【中部地方整備局】
- TEC-FORCE（リエゾン含む）を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめ TEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する必要がある。【中部地方整備局】
- 各地で観測した津波情報をいち早く港湾管理者や関係自治体等へ配信する「GPS 波浪計津波観測情報システム」の構築及び運用に向けた取組が必要である。【中部地方整備局】
- 人命救助・孤立避難者の救出・早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保のため、関係機関と協議して計画をし、その訓練を行うことが必要である。【中部地方整備局】
- ハザードマップや避難誘導マップを作成し、安全で確実な避難の確保：避難困難者の解消（指定緊急避難場所（公園等））が必要である。【中部地方整備局】
- 大規模災害発生時に、基盤地図上に刻々と変化する様々な情報を重ね合わせて表示することにより、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にする必要がある。【中部地方整備局】
- 海上保安庁防災業務計画に基づく大規模地震災害ごとの動員計画が策定されており、船艇及び航空機の派遣、職員の派遣、資機材の増援等が定められている。【名古屋海上保安部】
- 気象、地震・津波、火山に関する防災情報を発表しているが、関係機関や国民が、より適時・的確な防災行動・対策が取れるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取組んでいく必要がある。【名古屋地方気象台】

②住宅・都市

(避難地・避難路等の確保)

- 「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、広域避難地・一次避難地に指定した公園や大規模津波の避難場所となる公園の整備や、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備などを進める必要がある。
- 地震災害発生時に避難地へ避難する余裕がない場合に利用する津波避難ビルの指定を引き続き進める必要がある。
- 災害時に使用可能な農地を登録する防災協力農地登録制度(平成26年9月開始)について登録の呼びかけが必要である。
- 各災害(洪水・内水・土砂・高潮)に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定する必要がある。

(密集市街地の改善等)

- 従来から実施している土地区画整理事業等により道路や公園の整備等を引き続き進めるほか、「震災に強いまちづくり方針(H27.1 改定)」に基づき、木造住宅密集地域における火災延焼を防ぐため、地域の特性や主体性を尊重したきめ細かな施策を展開するとともに、平成25年度に分布状況を公表した大規模盛土造成地の安全性を確認するための調査を行う必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化について、「名古屋市建築物耐震改修促進計画(H20.3)」を踏まえ市有建築物の耐震化の推進や民間住宅・建築物の耐震診断・改修を促進するとともに、新たな助成制度の検討が必要である。
- 屋内運動場等の対策が必要な吊り天井の脱落対策を着実に推進するとともに、その他の市有建築物についても対策の検討が必要である。

(地下街等の防災対策に関する取組)

- 国土交通省により、構造物の耐震検討・非構造部材の安全性検討・避難検討などの技術的助言として「地下街の安心避難対策ガイドライン」が策定されており、地下街が多数の市民が利用する重要な歩行者空間としての役割を果たしていることから防災対策の推進が必要である。
- 多数の市民が利用する商店街について、老朽化したアーチ・アーケードに対する震災対策の推進が必要である。

(上水道施設の耐震化等)

- 浄水場などの水道基幹施設について、老朽施設の改築・更新に合わせた計画的な耐震化を引き続き推進していく必要がある。
- 市内一円に網羅的に布設されている配水管の機能を将来にわたり確保していくため、老朽化した配水管の着実な更新を実施するとともに、更新にあわせて耐震化を進めていく必要がある。
- 上水道施設において大規模自然災害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施する必要がある。

(下水道施設の耐震化等)

- 水処理センター、ポンプ所などの下水道基幹施設について、老朽施設の改築・更新と合わせ計画的な耐震化や、減災施策の導入を引き続き推進する必要がある。
- 市内一円に網羅的に布設されている下水管の機能を将来にわたり確保していくため、老朽化した下水管の着実な改築・更新を実施するとともに、耐震化を進めていく必要がある。
- 下水道施設において大規模自然災害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施する必要がある。

(災害応急用井戸の指定の推進)

- 揚水設備または井戸設備を設置する事業場のうち、災害時に生活用水として地下水を提供していただける事業場を災害応急用井戸として指定している。応急給水体制を補完し生活用水を確保するためには、災害応急用井戸の指定を推進する必要がある。

(避難者・帰宅困難者等対策の実施)

- 応急仮設住宅の新たな建設候補地について、引き続き、配置計画図を作成・保管するとともに、既存の応急仮設住宅建設候補地台帳を更新する必要がある。

- 膨大な帰宅困難者の発生が懸念される名古屋駅周辺地区において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民が連携し、平成26年2月に「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を作成した。これを踏まえ、避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や、必要な退避施設の確保など、ソフト・ハード両面の対策の実施及び計画の拡充について検討するとともに、名古屋駅周辺地区における検討内容を踏まえた他地域での対策についても検討する必要がある。
- 広域避難場所である久屋大通公園の防災機能を強化するとともに、民間再開発事業における公共貢献施設として一時滞在施設等の導入を促進する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 大規模地震の発生に備え、「下水道総合地震対策事業」を活用し、ハード整備と一体となったソフト対策を組み合わせた下水道津波BCPの策定を推進する必要がある。【中部地方整備局】

③保健医療・福祉

(災害時の医療機能提供に向けた検討)

- 災害時に医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から市と名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等の医療関係者で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制等について引き続き検討を進める必要がある。
- 災害時に必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携し、その充実を図る必要がある。

(医療施設の充実・強化)

- 災害時に名古屋市各区医師会の医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化がすすんでいる状況にあるため、改築補助を実施する必要がある。

(予防接種の促進)

- 予防接種法に基づく予防接種を市内の指定医療機関等で実施しており、感染性の高い疾病に対する予防接種については一定の接種率を確保している。引き続き一定の接種率を維持するため、予防接種を促進する必要がある。

(バリアフリー化の推進)

- 災害時の避難等を見据え、高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備を進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 大規模災害に備え、各区における医療救護班の編成や巡回診療など、災害時の医療体制を想定する。【名古屋市医師会】
- 既存の福祉従事者や他県からの応援では対応できないため、平時より福祉系大学や専門学校の学生や地域住民など、支援の力となりそうな方をターゲットとして、教育やスキル向上の機会が必要である。
- 要支援者は避難時だけでなく、その後の生活支援が必要であり、医療機関や福祉施設のBCPが重要となる。
- 地域による要支援者の支援計画を作成する際には、必要とする支援や薬剤等を把握するため、ケアマネ等の支援やホームヘルパーの派遣等が必要である。
- 災害時における避難行動要支援者の受け皿を確保するため、福祉避難所の拡充が必要である。

④エネルギー

(エネルギー施設やシステムの災害対応力強化)

- 名古屋港コンビナート地区の防災体制の強化等のため、名古屋港臨海石油コンビナート防災協議連絡会(1回/年)のほか、名古屋市域石油コンビナート等特別防災区域協議会(10回/年)等に参加し、今後も各種検証や情報共有を行う必要がある。また、港湾部における流出油処理や火災に対応するため、業務提携による名古屋海上保安部との連携が必要である。

(防災拠点における電力の確保)

- 災害時の対応に電力が不可欠となる市・区役所、消防署を優先して、非常用発電機の機能強化を進めるとともに、災害時に機能を確保できるよう、浸水等への対策を検討・実施する必要がある。
- 非常用発電機をすべての拠点に整備するには多大なコストを要するため、小中学校など、夜間照明や通信機器用電力等の最低限の電力を必要とする施設においては、用途に応じた相応の電力確保対策を検討・実施する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

- 天候などに影響を受けるため補助的な利用に限定されるなどの課題はあるが、エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電など再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を促進する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について電気事業者から情報収集を行い、関係部局・自治体等と連絡調整を行えるよう平時から電気事業者との連携体制を構築する必要がある。
【中部経済産業局】
- 救助・救急、医療活動等の緊急車両への石油供給を担う中核 SS（サービスステーション）の機能拡充を図る必要がある。【中部経済産業局】
- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。【中部電力】
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度 5 相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーター（マイコンメーター）が設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えについて、計画的な推進する必要がある。【東邦ガス】
- エネルギー供給源の多様化に資するコージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。【東邦ガス】
- 浸水する可能性がある主要な供給設備には水密扉や防水壁などを設置したほか、設備のかさ上げや水の浸入箇所の閉塞などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある設備については計画的に取り換えを進める必要がある。【東邦ガス】

⑤情報通信

(防災拠点における通信の確保)

- ほぼすべての防災活動拠点及び小中学校においてデジタル移動無線等が設置されているものの、浸水や停電時にも確実に利用できるような対策を検討・実施する必要がある。
- 行政内で使用する情報システムや消防の指令管制システムについて、災害時の安定運用に向け、人材の育成・保守契約の見直しや代替機の検討を行う必要がある。

(災害時情報提供の多重化)

- 災害時に必要な情報を確実に伝達するため、多様な情報媒体（SNS（Facebook、Twitter））等による情報提供や「なごや減災プロジェクト」、「きずなネット防災情報」などの取り組みや情報提供サービス事業者との協定締結などの取り組みを行っており、今後も継続した取り組みを行う必要がある。
- 本市関連施設へ設置された公衆無線 LAN について、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段としての活用を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 情報通信事業者は、停電対策として局舎ごとに非常電源装置を設置しており、引き続きすべての局舎において導入が必要である。【東海総合通信局】
- 災害時の情報提供を行うため、Lアラートの愛知県全自治体導入に向けて整備を進める必要がある。自治体での導入は進むものの、自治体以外のライフライン事業者や通信事業者の参加を引き続き行う必要がある。【東海総合通信局】
- 大災害時の放送継続体制を構築するため、非常電源の確保と放送設備の多重化を図る。【日本放

⑥産業・経済

(企業BCP策定の促進)

- 個別企業の事業継続計画 について、卸売・小売・サービス業 5人以上、製造業・その他の業種 20人以上の中小企業では 12.2%の策定率にとどまっている (H24.6) ため、策定を促進すること及びその実効性を向上させる必要がある。

(就労支援に向けた関係機関の連携)

- 災害発生後すみやかに就労支援を実施するため、ハローワーク等他の就労関係機関との連携体制を強化する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 工業団地と重要なエネルギー施設の道路啓開が優先的に進められるよう災害時の体制構築を関係機関と進めている。(道路啓開箇所は、災害時物流に係る重要拠点について、優先啓開経路と重要拠点との接続が確認出来るよう取りまとめたもの)【中部経済産業局】
- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えてグループ単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を進めていく必要がある。平成25年度に明海工業団地や四日市の霞コンビナート等にて地域連携BCPの調査を実施した。その成果を活用して、愛知県において地域連携BCPを普及すべく取組を進めていく必要がある。【中部経済産業局】
- 中小企業が災害発生時において、取引先への供給責任を果たすとともに、事業継続や早期復旧、サプライチェーンの途絶最小化を図るためのBCP策定支援及び普及活動を実施している。【中部経済産業局】
- 災害発生時において、被災中小企業の情報収集や相談窓口の設置を行うとともに、必要に応じて、被災地への現地調査を行えるように準備する必要がある。【中部経済産業局】
- 実証実験を踏まえ、平成27年度から中小企業向けに、「名商安否確認システム」の新たなアプリケーションの開発及びサービス化の実現を図る。【名古屋商工会議所】
- 会員企業に対し、BCP策定を促すための取組み(シンポジウム等講演会の開催、企業防災連絡会等による活動等)を実施しているが、今後は更に策定企業の増加に加え、具体的な策定項目の充実(企業連携等)が課題である。【中部経済連合会】
- 会員企業のBCP策定促進とあわせ、耐震化、非常用電源の確保等の産業設備の災害対応力強化、工場・事業所等の移転など抜本的な対策を促す必要があり、企業への周知とあわせ、「国土強靱化を促進する税制の創設」として提言を発表した(H26.9)。今後は更にこれの実施促進が課題である。【中部経済連合会】
- 会員企業に対し、BCP策定促進とあわせ、災害時の地域との連携も重要であるが、現状ではまだまだ地域自治体や住民との連携(情報共有化、避難所・復旧救護業務の役割分担等)の取組みは普及しているとは言い難い。企業防災連絡会等を通じて会員企業への周知・啓発を行っているが、今後更に取組みが進むことが重要である。【中部経済連合会】

⑦交通・物流

(広域交通ネットワーク機能の維持・強化)

- リニア中央新幹線の開業も見据え、国土の枢軸を担う圏域の大都市として、鉄道、道路、港湾、空港からなる広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保を進める必要がある。

(交通施設等に関する防災対策の実施)

- 大規模地震時における鉄道等利用者の安全確保を図るとともに、鉄道網及び緊急輸送道路等を確保するため、各事業者によって交通施設等の耐震対策が進められており、今後も耐震化の着実な実施や津波による浸水被害を最小限にとどめるための対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路となる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、電線類の地中化、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修を進める必要がある。また、速やかに緊急輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を促していく必要がある。
- 道路附属物等の老朽化対策の実施や歩道橋や街路灯等の点検・補修及び更新を進める必要があ

る。

- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進する必要がある。また、関係機関との連携により、緊急物資や通常貨物の輸送などの港湾機能を早期回復させるため、港湾 BCP を確実に推進する必要がある。
- 地下鉄施設について、津波や局地的大雨に対処するため止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化が必要である。また、ハード整備により対応することは難しい対策については、ソフト面の対応として、避難対策の充実を図る必要がある。
- 風水害の際、街路樹の倒木や折れ枝等により道路をふさぎ交通ネットワークを分断することがないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹の計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理が必要である。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ必要がある。

（輸送ルート確保に向けた訓練等の実施）

- 緊急輸送道路等の応急対策を円滑に行い、協力事業者との協定の実行性を確保するため、関係機関による合同防災訓練を実施する必要がある。
- 本市の被害想定を踏まえ、輸送ルートの確保に向けて関係機関との連携を図り、緊急輸送道路等啓開計画を策定し、随時検証するとともに、名古屋高速道路においては引き続き BCP に基づく訓練を行う必要がある。

（物資調達・供給体制の構築）

- 市内の事業者等から物資が調達できない場合に備え、大規模小売業者等との協定締結の推進や、協定締結事業者との連絡会議による連携強化を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。
【中部地方整備局】
- 広域激甚災害時において被災者への支援物資や復旧・復興に要する物資等の迅速・的確な供給を可能とする「災害に強い物流システムの構築」が必要となる。そのためには、関係機関や物流事業者との連携の下、物資輸送における多様な輸送機関の活用、輸送ルートの多重化等を図り、拠点運営の体制強化についても事前に検討しておく必要がある。【中部運輸局】
- 経済上重要な航路閉鎖とならないため、名古屋港ポートアイランドの土砂流出防止対策を実施する必要がある。【中部地方整備局】
- 災害時の物流経路の確保、海上輸送経路の確保などの観点から、高規格道路の整備促進や、港湾の防災機能強化、さらには大規模な広域的防災拠点の整備などについて、各自治体と連携して国などへの要望を実施している。今後、さらなる財政の逼迫、既存設備の老朽化が懸念される中、いかに官民が連携し、ノウハウを共有化・活用することにより効率的な整備を行っていくことが課題である。【中部経済連合会】
- 救援物資の物流を確保するため、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や第一次集約拠点の整備、物資輸送に関わる会員企業との連絡網の整備を行う必要がある【愛知県トラック協会】

⑧農林水産

（排水施設の機能確保）

- 土地改良区内にある排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。

（市場関係者との連携・協力体制の推進）

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る市場関係者における連携・協力体制を推進し、もって中央卸売市場機能の維持を図り、食品流通の確保を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める必要がある。また、津波による塩害対策のため、除塩計画の策定等、事前対策や体制を整備しておく必要がある。【県計画】
- 国は、米穀の災害時の供給について、米穀販売事業者の手持ち精米を県等への売却を要請するとともに、必要に応じ、民間倉庫等に備蓄している政府米を供給することとしている。備蓄米は、玄米で保管していることから食用に供する場合はとう精して、精米にする必要があるため、とう精場の確保等の対策が必要である。【東海農政局】
- 災害が発生し、応急復旧にあたって機械の導入が必要となる場合に備え、国所有機械（東海農政局土地改良技術事務所等）の地方公共団体への貸付等の体制を確立する必要がある。【東海農政局】

⑨地域保全

（総合的な治水対策）

- 河川・海岸堤防、排水施設、下水道施設などの耐震化を進める必要がある。また、治水安全度を向上させるため、まちづくりと治水との整合を図りつつ、河川・下水道等の相互調整を行いながら施設整備を進める必要がある。さらに、大規模自然災害に施設整備のみで対応するには限界があることから、浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制の推進や市民の自助・共助を支援する取り組みを実施する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 昭和34年の伊勢湾台風の被害を踏まえ、名古屋港では高潮防波堤や防潮壁の整備などの対策が行われているが、大規模地震・津波や高潮の被害を軽減するための整備及び維持保全を引き続き進める必要がある。

（河川の整備及び耐震・津波対策等）

- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため河川改修等を推進するとともに、耐震対策の必要な区間に対して河川管理施設の補強を実施する必要がある。
- 河川堤防の耐震照査を行い、その結果に基づき、耐震対策の必要な区間に対して堤防の補強を実施する必要がある。
- 堤防等に被害が生じた場合、早急に復旧できるよう、河川管理施設や許可工作物の位置・構造を取りまとめた河川台帳を調製しているところであるが、未調製の河川台帳を整備する必要がある。

（排水施設の防災対策・機能確保）

- 耐震基準が古く、液状化の危険度が高い施設の液状化対策や、浸水が懸念される開口部の閉塞や防水扉の設置などの耐津波対策の検討が必要である。
- 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上に対する耐震対策を実施する必要がある。
- 大規模なため池の堤防は、震度5弱程度の地震に対する耐震性を有しているが、国は大規模地震に対するため池堤防の耐震性能調査手法について検討を進めており、手法決定後に耐震性能調査を行う必要がある。
- 巨大地震発生時に懸念される陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る必要がある。
- 経年により老朽化したポンプ設備等の排水施設について、計画的な整備・更新を進める必要がある。
- 電源喪失時においても、樋門・樋管等からの逆流防止のためのゲート等の自重降下による閉鎖を行い、浸水被害の防止を図る必要がある。
- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する必要がある。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る必要がある。
- 土地改良区内にある排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。
- 施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う必要がある。

(雨水対策の推進)

- 内水による被害を軽減するため、平成 12 年の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に対策を行う必要がある。
- 緊急雨水整備事業以外の地域でも、浸水実績や浸水のおそれのある地域があることから、下水道施設や排水施設の排水能力を増強する必要がある。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)

- 津波や高潮等による洪水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を検討する必要がある。

(地盤沈下状況の把握)

- 地盤沈下対策に資する施策として、一級水準測量をはじめ、観測井戸における地下水位や地盤収縮量の観測により、地盤沈下の状況について把握する必要がある。

(公園の防災対策)

- 公園・緑地が本来の機能を発揮し、倒木により都市機能を阻害する事態が生じないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適正な維持管理が必要である。
- がけ崩れの恐れのある公園において、がけ崩れ対策を検討・実施する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 浸水被害抑制対策として、木曾三川、庄内川、矢作川、豊川の河川改修及び新丸山ダム、設楽ダムの建設事業を進める必要があるほか、既存ダムの L2 地震動に対する耐震性能調査を行う必要がある。【中部地方整備局】
- 大雨や津波・高潮等により浸水することを防ぐため、堤防等の改修等を推進する必要がある。また、堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【中部地方整備局】
- 排水機場等については、大雨や津波・高潮等により施設が浸水し電源が喪失した場合においても、本来有する機能確保が必要である。【中部地方整備局】

⑩環境

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 市民の健康・安全の確保や、速やかな復旧・復興が可能となるように、廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定するとともに、策定後も随時検証や見直しを行う必要がある。

(有害物質の漏えい対策等)

- 有害物質の流出等事故の状況を通報等により把握したときの本市における連絡体制、初動体制等を定めているほか、流出等事故の未然防止や「事故時の措置」の周知のため、本市と工場・事業場で防災訓練の際に有害物質保管状況等点検訓練を実施しており、引き続き実施していく必要がある。
- 災害時におけるアスベスト飛散のリスクを低減するため、アスベスト使用の市有建築物について、措置状況を毎年調査するとともに、施設の状況に応じアスベストを除去していく必要がある。また、「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」の実効性を確保するために、民間も含めた市内のアスベスト使用建築物の情報の把握や、建築物等の所有者に対する啓発が必要である。

(放射性物質の影響への対応)

- 本市は、近隣の原子力発電所等から約 100km 離れており、原子力災害対策重点区域 (PAZ、UPZ) に指定されていないが、原子力災害が発生した場合には本市にも一定の放射性物質の影響が及ぶことを想定する必要がある。モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定等を実施し、市民に対して正確かつ迅速に情報提供できる体制の整備が必要である。

<関係団体の取り組みや意見>

- 災害廃棄物の円滑な処理に向け、他県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。【県計画】

⑪土地利用

(災害リスクを想定した土地利用誘導等のあり方の検討)

○昭和34年の伊勢湾台風による被害を教訓とし、本市では建築基準法第39条の想定による災害危険区域として臨海部防災区域の指定を行い、区域の種別に応じた災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限を条例で定めている。

○平成23年12月に策定した「名古屋都市計画マスタープラン」に掲げる「集約連携型都市構造の実現」に向け、土地利用や施設立地のあり方等について、将来的な人口減少などを見据えつつ、大規模災害による災害リスクを考慮した上で、関係機関が連携を図りつつ検討を行う必要がある。

(オープンスペース利用に係る検討)

○オープンスペースについては、広域避難場所などの災害発生直後の避難スペースのほか、応急対策資機材や災害廃棄物の仮置き場、応急仮設住宅の建設用地など、時系列や需要の変化に応じて効率的に活用するため、場所の選定、確保、状況の常時確認及び利用方法、被災シナリオにおける目的に応じた利用について検討する必要がある。

(地籍調査及び街区の世界座標化の推進)

○被災後における迅速なまちの復興を確保するためには、土地境界を確定しておくことが重要であるが、都市部は境界が複雑化、細分化していることにより地籍調査が進んでいないため、地籍調査の推進を図る必要がある。

○道路等と民有地との官民境界には杭や鈎などを設置しているが、液状化現象等によりそれらが亡失したり移動したりして境界が不明確となるため、街区の世界座標化を推進し、被災後における迅速なまちの復興に役立てる必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

●南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性を考慮し、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める必要がある。【県計画】

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(防災意識の啓発)

- 住民の防災意識啓発に向け、防災講演会などを行っている。名古屋市港防災センター展示物の修繕や災害履歴に関する調査結果等を踏まえ、防災知識の啓発手法の検証・検討を行う必要がある。
- 本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定結果に基づき、地震ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成し、全戸配布を実施するとともに、スマートフォンやタブレット端末で震度や津波、避難所等に関する情報を確認できる「名古屋市地震防災アプリ」を作成したが、津波避難ビルの増加を踏まえたマップの更新や普及啓発の促進を図る必要がある。
- 平成27年5月改正の水防法により、国・県による洪水浸水想定区域の見直し、新たに県による高潮浸水想定区域の設定及び本市による雨水出水浸水想定区域の設定が行われることから、平成22年度に作成した洪水・内水ハザードマップの内容の見直しを行うとともに、新たに高潮ハザードマップを作成し、住民等に対する災害リスクの周知や避難方法の啓発など対策を進める必要がある。
- 地域における災害に対する理解を促すため、防災まちづくり地図情報(過去の地形図や航空写真、震災時の火災延焼や建物倒壊の危険性などを評価した地震災害危険度に関する情報)を公開、提供する必要がある。
- 避難所運営など災害対応の場において、男女平等参画の視点を持って主体的に行動できる人を増やすため、広く意識啓発をする必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。
- 家庭や企業における自助の一環として、家具等の転倒・落下防止対策や備蓄等の防災対策について引き続き啓発を行う必要があるほか、地域と事業所との支援協力体制づくりなど防災安心まちづくり委員会を中心とした防火防災活動や、自主防災活動の推進、各種防災訓練、助け合いの仕組みづくりなどについて、地域防災力の中核である消防団と連携しながら、引き続き推進していく必要がある。

(防災教育の推進)

- 災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校及び保育所において、あらゆる場面を想定した防災教育を推進する必要がある。
- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 県市において防災人材育成を積極的に進めているが、受講者に高齢者が目立つことから、若い世代、特に子どもを抱える母親のサークルや関連するNPO、PTAなどが積極的に参加できる環境の整備が必要である。
- 防災活動を地区で進める際のマンパワーが足りておらず、担い手づくりが必要である。

<市民アンケート結果>

- 大規模災害に対する備えについて、「耐震性のある住宅に住んでいる」、「食料や飲料水などの備蓄を行っている」と回答した割合は約5割、「家具の固定を行っている」と回答した割合は約3割であり、相対的に家具の固定が進んでいない結果となった。
- 「いざという時には行政が助けてくれると思う」と回答した割合は約2割、「住民同士で助け合う仕組みや関係ができています」と回答した割合は約2割であり、いずれも低い結果となった。

②老朽化対策

(アセットマネジメントの推進)

- 防災拠点となる建築物や道路、河川、**上下水道**、港湾施設などの公共土木施設は、その多くが昭和 30 年代から 60 年代を中心に建設が行われ、今後一斉に更新時期を迎えることから、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、災害発生時においても交通ネットワークの確保や排水機能を維持する必要がある。
- 今後の人口減少社会を見据え、将来需要の適切な見通しのもと、建築物の集約化や廃止・縮小を含めて保有資産量の適正化に取り組むことが求められており、大規模自然災害への対応についても考慮していく必要がある。

③研究開発

<関係団体の取り組みや意見>

- 平成 26 年 6 月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略 2014」において、戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)、革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) の 2 つの国家重点プログラムが創設され、自然災害への備えを含めた国家レベルでの科学技術イノベーション政策が展開されている。
- 南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトなど、地域の研究機関を中心として、地震・津波の被害予測や対策、発災後の現実的な復旧・復興対策の検討及び社会実装を目指した取り組みが行われている。

④産学官民・広域連携

(災害時の協定)

- 緊急輸送道路等の応急対策を円滑に行い、協力事業者との協定の実行性を確保するため、関係機関による合同防災訓練を実施する必要がある。
- 本市の被害想定を踏まえ、輸送ルートの確保に向けて関係機関との連携を図り、緊急輸送道路等啓開計画を策定し、随時検証する必要がある。

(自治体間等の相互連携)

- 中部 9 県 1 市による「災害時等の応援に関する協定書」や、政令指定都市及び東京都による「21 大都市災害時相互応援に関する協定」等を締結しており、災害時の応急対策や復旧対策を円滑に遂行するための相互の救援協力について取り組んでいく必要がある。
- 名古屋市が被災した場合に応援部隊などの受け入れをスムーズに行うため、事前計画の策定とそのための関係団体との調整を行う必要がある。
- 住民に最も身近な自治体である市町村同士が連携し、平常時から情報共有・意思疎通を行い緊密な関係を維持するため、39 自治体が参加し「名古屋市近隣市町村防災担当課長会議」を設置している。今後も定期的に会議を開催し、市域を越える広域的な課題について協議を行い、大規模災害発生時における対応など、圏域全体の防災力強化に向けた取り組みを進める必要がある。

(大学連携)

- 最新の災害研究や歴史災害等の学術的知見を取り入れ活用することが、効果的な減災行動の推進につながることから、防災に関する幅広い知見と専門性を有する職員の育成を目的として大学と連携して、減災行動活性化のための普及啓発手法や人材育成手法についての研究と実践が必要である。

<関係団体の取り組みや意見>

- 中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、経済団体、ライフライン関係団体等で構成する「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議」(事務局：中部地方整備局)において、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、フォローアップが行われている。
- スーパー伊勢湾台風による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「東海ネーデルランド**

高潮・洪水地域協議会」により、「危機管理行動計画（第三版）」を策定している。【中部地方整備局】

(3) 評価結果のポイント

(1)、(2) の評価結果をもとに、市が取り組んでいる施策の状況、愛知県や他の団体における取り組み、市民アンケートの結果を踏まえ、各主体が今後取り組むべき課題等について8つの「事前に備えるべき目標」ごと及び施策分野（横断的分野）の視点からポイントを示す。（記述後に関連するリスクシナリオ番号【○-○】を記載）

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

- ◆住宅の耐震化率は84%(H22)、多数の者が利用する建築物の耐震化率は77%(H22)であり、引き続き耐震改修等を促進する必要がある。また、学校の屋内運動場等の吊り天井脱落対策（未実施校はH26.3で127校）を進めるとともに、その他の市有建築物も災害時の人命保護のために早急な対策の検討が必要である。【1-1、1-2】
- ◆鉄道施設や緊急輸送道路等の交通施設は、各事業者による耐震対策を引き続き進めるとともに、地下街等についても震災対策の**推進**が必要である。【1-1】
- ◆避難地として指定されている公園（整備状況はH26.3で153/192箇所）、緊急輸送道路や避難路となる道路の整備を引き続き進めるほか、木造住宅密集地域における火災延焼防止等の取り組みを進める必要がある。【1-1】
- ◆各災害（洪水・内水・土砂・高潮）に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し指定するとともに、平成27年5月に改正された水防法に基づく想定最大規模降雨等を前提としたハザードマップの作成や各種対策の検討を進める必要がある。【1-3】
- ◆名古屋港における高潮防波堤や防潮壁等の整備、河川堤防の耐震調査や必要な対策を進めるとともに、津波浸水が想定される7区における津波避難ビルの指定（H26.10で872棟）や海拔表示（H26.3で3,531箇所）の更なる拡充等を図り、大規模津波の避難場所となる公園等の整備も進める必要がある。【1-3、1-4】
- ◆洪水や内水はん濫等による被害を軽減するため、河川・下水道等の相互調整を行いながら施設整備を進めるとともに、雨水流出抑制等のソフト対策に取り組み、総合的な治水対策を進める必要がある。【1-4】
- ◆地震による液状化や津波浸水、土砂災害等の危険性について市民への普及啓発を継続しつつ、自宅での備蓄や家具の固定など自助力の向上を図るとともに、地域と事業所との支援協力体制づくり（覚書締結数はH26で1,046件）などを進める必要がある。【1-5、1-6】
- ◆消防救急無線のデジタル化など災害時における情報収集・提供体制を強化するとともに、地域特性に応じた避難行動計画の策定や地域での防災活動、災害時要援護者等の助け合いの取り組みを推進する必要がある。また、平素よりバリアフリーのまちづくりを進める必要がある。【1-6】

【市民アンケート結果】

災害発生時の人命保護に関するリスクとして、「建物や交通施設等の倒壊」、「住宅が密集している地域での火災（延焼拡大）」は 8 割以上と不安度が高く、火災や津波・浸水等のリスクへの不安度については地域特性による違いも見られた。

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う (それがなされない場合の必要な対応を含む)

- ◆本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定調査で不足するとされた約 111 万食の食糧等を早期に確保するとともに、大規模小売業者等との災害時物資供給協定の締結（H26.3 で 21 事業者）を推進する必要がある。【2-1】
- ◆消防力の空白域の解消に向けた検討などの消防・救急体制の充実や、消防団員の充足率（H26 で 88.4%）向上等により、大規模災害発生時に激増する救急・消防需要への対応能力を強化するとともに、活動を可能とするための電力確保に取り組む必要がある。【2-2、2-3】
- ◆名古屋駅周辺地区の滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図るため、避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や、必要な退避施設の確保などに官民が連携して取り組むとともに、他地域での対策についても検討する必要がある。【2-4】
- ◆災害時に医療資源の調整等を行うため、市や医療関係機関における平時からの連携体制等について検討を継続するとともに、感染性の高い疾病に対する予防接種について引き続き一定の接種率を確保する必要がある。【2-5、2-6】

【市民アンケート結果】

災害発生直後の救助・救急、医療活動等に関するリスクとして、「食料・飲料水などの供給停止」、「医療施設の不足や機能不全」、「被災地での疫病・感染症などの発生」はいずれも 8 割以上と不安度が高かった。

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- ◆警察署における耐震化や非常用電源の確保など、災害時における治安の確保に向けた体制を整えるとともに、信号機の停止により発生する交通渋滞の回避や緊急交通路の確保に向けた取り組みを進める必要がある。【3-1、3-2】
- ◆重要な行政機能等が集積する三の丸地区や物資輸送の拠点となる名古屋港周辺及び名古屋空港周辺において、中部圏の基幹となる広域防災拠点整備の早期実現を図る必要がある。【3-3】
- ◆防災活動拠点となる市有建築物（市・区役所・消防署等）は災害時の揺れ・浸水等から機能継続性を確保するための対策を検討・実施する必要がある。また、災害時における電力・通信などの機能確保や必要な職員用の備蓄等の体制整備を進める必要がある。【3-4】

4) 大規模**自然**災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

- ◆電気通信事業者や放送局における非常電源の充実や放送設備の多重化などの対策を引き続き進める必要がある。【4-1、4-2】
- ◆SNS（Facebook、Twitter等）など多様な情報媒体の活用や「なごや減災プロジェクト」、「きずなネット防災情報」など事業者と連携した取り組みを継続して行う必要がある。【4-2】

5) 大規模**自然**災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

- ◆名古屋市や愛知県、国、経済団体における企業BCPの策定促進や実効性の向上を図る取り組みを引き続き進めるとともに、各主体が相互に連携しながら地域産業の事業継続体制の強化を進める必要がある。【5-1】
- ◆サプライチェーンを支えるエネルギー供給施設の災害対応力を高めるほか、石油コンビナート地区における関係機関での情報共有、流出油処理や火災対応等における海上保安庁との連携などを引き続き行う必要がある。【5-2、5-3】
- ◆リニア中央新幹線の開業も見据え、国土の枢軸を担う圏域の大都市として、鉄道、道路、港湾、空港からなる広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保を進める必要がある。【5-4】
- ◆金融機関におけるBCPの策定や実効性の向上に向けた取り組みを継続的に実施する必要がある。【5-5】
- ◆食品流通に係る事業の継続もしくは早期再開のため、災害対応時に係る中央卸売市場関係者における連携・協力体制を推進する必要がある。【5-6】

6) 大規模**自然**災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- ◆電力やガスの供給については、各事業者が行う災害対応力強化や復旧の迅速化の取り組みの推進を図る必要がある。【6-1】
- ◆エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等の個別電源など、災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【6-1】
- ◆浄水場や配水管などの上水道施設、水処理センターや下水管などの下水道施設について、老朽施設の改築・更新に合わせた計画的な耐震化を進めるなど災害時の機能確保に向けた取り組みが必要である。【6-2、6-3】
- ◆交通施設等の耐震対策や早期の運転再開に向けた検討を引き続き進めるとともに、緊急車両・物資の輸送ルートとなる道路の整備や橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化を進める必要がある。また、港湾施設における地震対策や浸水に

よる地域交通ネットワークの途絶対策に取り組む必要がある。【6-4】

- ◆避難所における必要な機能（電力、通信、給排水等）の確保について、発災後の影響も考慮した対策を検討・実施するとともに、避難所運営の円滑化に向けた取り組みや災害時要援護者の避難場所の充実を図る必要がある。【6-5】

【市民アンケート結果】

発生時から再建・回復期までの各段階を通じて生活への影響に関する不安度は最も高く、中でも「水道の供給停止」、「トイレ（下水道）の使用停止」、「電力やガスの供給停止」、「食料の安定供給停止」は9割以上、「避難所の機能不足」は8割以上と特に不安度が高かった。

7) 制御不能な二次災害を発生させない

- ◆土地区画整理事業等による市街地の改善に引き続き取り組むとともに、災害発生時に放水可能車両をいち早く稼働させる対策や耐震性を有する防火水槽等(H26.4で整備率約80%)による消防水利の確保を図る必要がある。【7-1】
- ◆名古屋港における防災施設の整備や港湾施設の地震対策を推進するとともに、石油コンビナートにおける関係機関の合同訓練等を引き続き実施する必要がある。【7-2】
- ◆通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化率はH22で70%であり、引き続き耐震改修等を促進する必要がある。【7-3】
- ◆経年により老朽化したポンプ設備等の整備・更新や防災性の向上、土地改良区内にある排水機場の改修を行うとともに、大規模なため池や河川の堤防等について必要な耐震・津波対策を進める必要がある。【7-4】
- ◆アスベスト使用の市有建築物（吹付けアスベスト使用施設数338施設(H26.3))について、施設の状況に応じて除去を進めるとともに、民間も含めたアスベスト使用建築物の情報把握や建築物等の所有者に対する啓発が必要である。【7-5】
- ◆本市は原子力災害対策重点区域に指定されていないが、原子力災害が発生した場合には一定の放射性物質の影響が及ぶことを想定し、モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定等を実施し、市民に対して情報提供できる体制の整備が必要である。【7-5】
- ◆農地や農業施設等の適切な保全管理や排水施設等の機能確保を図るなど、津波による塩害対策のための体制等を検討する必要がある。【7-6】

8) 大規模**自然**災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- ◆災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための計画を策定し、それに伴う広域連携体制の構築を進めるとともに、災害廃棄物の仮置場の確保などオープンスペースの利用調整について横断的な検討を行う必要がある。【8-1】
- ◆応急危険度判定士（H26.3 で 2,427 人）や被災宅地危険度判定士（H26.3 で 79 人）、災害ボランティアコーディネーター（H26.3 で 1,022 人）など、他団体とも連携しながら復旧・復興を担う人材の育成や確保、活動の円滑化を図るほか、資機材の着実な調達に向けた取り組みを進める必要がある。【8-2】
- ◆災害時に必要となる住民情報の確保や更新を行うとともに、平時の防災活動やまちづくりなどの取り組みを通じて、地域防災力の向上につながるコミュニティの醸成を進める必要がある。【8-3】
- ◆道路や鉄道、港湾施設における地震対策の強化を各管理者において引き続き進めるとともに、土地境界の確定を行う地籍調査（進捗率は H26.3 で 7%）を推進する必要がある。【8-4】
- ◆地盤沈下状況の把握や関係機関と連携した**長期湛水が想定される**区域の湛水排除手順の事前検討を進めるとともに、官民境界を明確にする街区の世界座標化（進捗率は H26.3 で 18.1%）を推進する必要がある。【8-5】
- ◆応急仮設住宅の候補地や配置計画の検討など被災者の住宅確保に向けた取り組みや、被災後に速やかな就労支援を実施するための体制強化を進めるとともに、復興課題への対応等について具体化を図る必要がある。【8-6】

【市民アンケート結果】

再建・回復期に関するリスクとして、「大量に発生する災害廃棄物（がれき）の処理の停滞」、「寸断された道路の開通の遅れ」、「被災者向け住宅の不足」はいずれも約 8 割と不安度が高かった。

施策分野（横断的分野）から見たポイント

- ◆家庭での自助や地域における様々な共助に関する取り組みを促進するとともに、名古屋市や愛知県、教育機関等が取り組む人材育成や普及啓発の取り組みについて、各機関が相互に連携を図りながら推進する必要がある。
- ◆防災拠点となる建築物や道路、河川、港湾施設などの公共土木施設が今後一斉に更新時期を迎えることを踏まえ、計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、災害発生時における機能維持や防災性の向上を図っていく必要がある。
- ◆国が主導する最先端の研究開発の動向を踏まえつつ、地域の研究機関を中心とした被害予測や対策、発災後の復旧・復興対策の検討や社会実装などの取り組みについて、関係主体が連携を図りながら推進する必要がある。
- ◆自治体間等の相互連携や大学との連携、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議などの枠組みを活用しつつ、広域的に取り組むべき課題等に対し、周辺地域を含めた関係団体間の連携や他の自治体等との連携を推進する必要がある。また、名古屋市が被災した場合に応援部隊などの受け入れをスムーズに行うため、事前計画の策定とそのための関係団体との調整を行う必要がある。

第4章 推進すべき施策の方針

第3章の脆弱性評価では、**大規模自然災害**を想定したリスクシナリオや施策分野のもと、関係団体の取り組み等も考慮しながら、本市の現行施策の状況について分析・評価を行った。

本市では地形条件や基盤整備の状況によって災害時に想定されるリスクが異なり、地域特性を踏まえた対応が求められる。特に、本市南西部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、広域的な浸水や液状化被害が想定され、堤防の強化等による浸水の防止、被害を想定した避難・救助対策、速やかな湛水排除の検討など、被災の時間軸を考慮しつつ、ハード・ソフト対策の効果的な展開が重要となる。

南海トラフ巨大地震が発生した際には、行政区域を超えた広域的な被害が想定されることから、周辺地域を含めた関係機関との連携や他地域との相互応援について実効性を高めるとともに、圏域の災害対応力の強化に資する拠点機能の充実に努める必要がある。特に、本市は人口や都市機能が集積する大都市であるため、被災時における企業活動やエネルギー供給の持続性を向上など民間も含めた対策を促進するとともに、サプライチェーンや緊急輸送を支える交通・物流ネットワーク機能の維持・強化に向け、不足するインフラの整備や施設間の連携による代替性の確保等も重要となる。

一方、今回の脆弱性評価で現行施策の分析を行った結果、既存の取り組みにおいて一定の充足が見られるものもあれば、対策が不十分なものや検討の具体化が進んでいないものもあり、進捗状況等に応じた対応が必要である。例えば、建築物の耐震化などは一定の進捗が見られるのに対し、吊り天井など非構造部材の耐震対策や防災拠点における機能確保等は取り組みを強化する必要がある。また、多額の費用が伴うハード整備や土地利用の誘導等は、施策の効果が得られるまでに長期間を要することが見込まれる。さらに、被災した場合の復旧・復興に係る諸課題への対応についても、関係者間での調整を図りながら検討の具体化を進めるとともに、地震により他地域で原子力災害が発生した場合の放射能物質の影響なども想定外とせず、引き続き市民の安全確保に向けた取り組みを行う必要がある。

豪雨災害については、市街化の進展に伴う浸透域の減少や流出時間の短縮等による雨水流出量の増大などの課題が生じている。このため、まちづくりと治水との整合を十分に図りながら、河川や下水道等の治水施設整備に関する総合調整を行い、全市的な視野に立った統一的な方針を検討するとともに、流域対策としての雨水流出抑制や丘陵地の雨水対策についても進める必要がある。また、従来から1時間50mmの降雨に対応する施設整備を進めるとともに、東海豪雨等で著しい浸水被害が集中した地域などでは、原則1時間60mmの降雨に対応する施設整備を進めてきたが、より大きな降雨に伴う災害を軽減する観点から基本的な考え方を整理する必要がある。さらに、ポンプ設備等の排水施設や防災拠点などについて、風水害時における機能確保等の検討も必要である。

一方、平成 27 年 5 月の改正水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨を前提として、洪水や内水はん濫に関する浸水想定区域の指定等が進むため、情報伝達や避難に関する対策の充実を図る必要がある。また、高潮災害についても伊勢湾台風の被害を念頭に置いた施設整備等が行われているが、同様に想定し得る最大規模の高潮を前提とした対策の充実が求められる。

このように、地域の強靱化に向けては、将来のあるべき都市の姿を念頭に置いた中長期的な取り組みが重要であり、本市以外の多様な主体の関わりも欠かせない。そのため次ページ以降では、脆弱性評価の結果を踏まえ、また、冒頭で掲げた強靱化の意義や基本目標も考慮しながら、将来的な視点を含めた推進すべき施策の方針を示す。各方針については、関連する取り組み主体を示すとともに、「震災対策」と「風水害対策」に区分し、リスクシナリオの回避に向けた分野横断的な取り組み（リスクシナリオごとの施策の方針）及び、地域の強靱化に向けた各施策分野における取り組み（施策分野ごとの方針）ごとに整理する。

■取り組み主体の種類

(国費や県費の負担など補助事業としての関わりは主体に含めない)

[市]：名古屋市（公社等の外郭団体を含む）

※近隣市町村等の他自治体は名古屋市の連携対象として主体に含めない

[県]：愛知県（県警本部を含む）

[名管]：名古屋港管理組合

[国]：中部地方整備局、名古屋海上保安部などの地方行政機関

[民間]：ライフライン事業者、経済団体、報道機関、民間団体、地域団体、大学など

1. 震災対策に関する方針

(1) リスクシナリオごとの施策の方針

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) [市・県・国・民間]

- 住宅・建築物等について、引き続き耐震化を進めるとともに、支援制度の更なる充実や活用の促進を図る。
- 学校施設の屋内運動場等のほか、災害時重要な機能を果たす建築物や固定客席を有する建築物など、対策が必要な市有建築物の吊り天井について脱落対策を推進する。

(交通施設等に関する耐震化等の対策実施) [市・県・国・民間]

- 交通施設等の耐震化について、各事業者による対策を今後も着実に進めるほか、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していることなどを踏まえ、構造安全性を確保するための対策を図る。

(地下街等の防災対策に関する取り組み) [市・国・民間]

- 大規模地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ、地下街の防災対策を進めるほか、商店街についても老朽化したアーチ・アーケードに対する震災対策を促進する。

(密集市街地の改善等) [市]

- 従来から実施している土地区画整理事業等により道路や公園の整備等を引き続

き進めるほか、木造住宅密集地域における火災延焼を防ぐため、地域の特性や主体性を尊重したきめ細かな施策を展開する。また、大規模盛土造成地の安全性を確認するための調査を行い、必要に応じて対策を検討する。

- 住宅密集地域等における延焼火災による死傷者等の被害を最小限に抑えるため、対象地域を明確にした上で、消防活動上必要な計画を作成する。

(避難地・避難路等の整備) [市・県・国・民間]

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所（広域避難地・一次避難地）の確保を図るため、避難場所となる公園施設の整備を進めるほか、防災協力農地登録制度への登録を促進する。
- 緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化を進める。

(避難者・帰宅困難者対策の実施) [市・県・民間]

- 名古屋駅周辺地区をはじめとする主要な交通結節点周辺において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携により、ソフト・ハード両面の対策を行うとともに、帰宅や避難を判断し行動するために必要な情報提供を行う仕組みを検討する。また、広域避難場所である久屋大通公園の防災機能を強化するとともに、民間再開発事業における公共貢献施設として一時滞在施設等の導入を促進する。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(多数の者が利用する建築物等の耐震化) [市]

- 多数の者が利用する建築物等について引き続き耐震化を進めるとともに、支援制度の更なる充実や活用の促進を図る。

(吊り天井の脱落対策) [市]

- 学校施設の屋内運動場等のほか、災害時重要な機能を果たす建築物や固定客席を有する建築物など、対策が必要な市有建築物の吊り天井について脱落対策を推進する。

(災害対応能力の向上) [市]

- 職員等の災害対応能力向上のため、各種防災訓練を実施するとともに、災害時要援護者の避難支援を含めた地域住民の防災力向上を進める。

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 大規模な地震・津波備え、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備を推進する。

(避難路等の整備) [市]

- 大規模津波の避難場所となる高台などや、緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備を進めるとともに、津波避難ビルの更なる確保等を進める。

(円滑な避難体制の整備) [市・国]

- 災害時要援護者の避難支援を含めた各種防災訓練の実施や、避難時の目安となる海拔表示の生活道路などへの事業拡大を進める。
- 各地で観測した津波情報をいち早く港湾管理者や関係自治体等へ配信する GPS 波浪計津波観測情報システムの構築及び運用に向けた取り組みを行う。

(ハザードマップの普及・啓発) [市]

- 市民等に防災情報を提供する「名古屋市地震防災アプリ」について、マップの更新や啓発・普及促進を図る。

1-4) 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 大規模な地震・津波に備え、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備を推進する。

(河川の整備及び耐震・津波対策) [市・県・国]

- 河川管理施設や河川堤防について、所要の調査結果を踏まえ耐震対策を行うほか、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(排水施設の防災・震災対策) [市・県・国]

- 耐震基準が古く、液状化の危険度が高い排水施設の耐震対策事業や、土地改良区域内で老朽化が進む排水機場の改修を進める。

(効率的かつ効果的な湛水排除等の検討) [市・県・国]

- 津波により長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順及び浸水区域における人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確

保について、関係機関が連携して検討を進める。

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（防災意識・活動の啓発）〔市〕

- 土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する情報は、地震ハザードマップや地震防災アプリを通じて情報提供を行っており、区域内の住民に対し、警戒避難体制等の注意喚起を行う。

（土砂災害対策の推進）〔県〕

- 土砂災害による人的被害を防止するため、土砂災害危険区域等の指定を進めるとともに、急傾斜地崩壊防止施設や地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備等、被害軽減対策を検討する。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（情報収集・提供対策の実施）〔市〕

- 災害情報の伝達に向け、災害広報マニュアルの整備や、防災行政無線（デジタル移動無線）の安全区域移設などの対策を行うとともに、消防救急無線のデジタル化を進める。また、情報提供媒体の多重化・多言語対応を図るとともに、設備被災時の早期復旧のため、技術者の育成を図る。
- 災害時に必要な住民情報を把握するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新する。

（防災意識の啓発及び地域防災力の向上）〔市〕

- 災害履歴等の既存資料を活用した啓発手法の検証や防災に関する講演会・展示等による知識の普及啓発を図るとともに、家庭や事業所での家具等の転倒・落下防止対策や備蓄などの啓発を行う。また、学校や保育所での避難訓練等の防災教育を推進するなど、子どもの安全対策の充実を図る。
- 災害対応を行う市職員の研修の一環として、防災研修や東日本大震災の経験を伝える報告会について引き続き取り組む。
- 地域における取り組みとして、地域と事業所との支援協力体制づくりや防災安心まちづくり委員会を中心とした防火防災活動、自主防災活動の推進、避難行動要支援者の避難支援に向けた助け合いの仕組みづくり、地域主体の避難計画づくりなどに取り組む。

(避難者・帰宅困難者対策の実施) [市・県・民間]

- 避難者に対するわかりやすい情報提供の方法や仕組みについて検討するとともに、情報の外国語対応や施設のバリアフリー化などを進める。
- 名古屋駅周辺地区をはじめとする主要な交通結節点周辺において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携により、ソフト・ハード両面の対策を行うとともに、帰宅や避難を判断し行動するために必要な情報提供を行う仕組みを検討する。

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄の確保) [市]

- 食糧や毛布などの生活必需品の備蓄について不足分を確保していくとともに、津波浸水が想定される地域では、備蓄等による飲料水の確保策を検討・実施する。

(物資調達・供給体制の構築) [市・国・民間]

- 災害時の物資調達に向け、大規模小売業者等との協定締結や連携強化を図る。また、物資集配の状況や拠点となる箇所の情報集約を行う体制等について検証するとともに、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成、物資輸送に関わる企業間の連絡網の整備などを行う。

(物資供給ルートの確保対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化、既設道路の調査や補修を進めるほか、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。また、関連機関が連携した緊急輸送道路等啓開計画の策定やBCPに基づく訓練等を行う。
- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により港湾BCPの推進や、緊急確保航路の効率的な航路啓開体制の強化を図る。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(防災拠点の機能強化) [市・県・国]

- 災害時の救助・救急活動等対応に向け、消防力の空白域の解消など、消防署所配置に関する検討や、非常用発電機の機能強化を図る。

○広域的な大災害に備え、合同図上訓練などによる自治体間での連携や、防災関係機関との連携に引き続き取り組むほか、名古屋港周辺及び名古屋空港周辺での大規模な広域防災拠点の整備実現を図る。

(活動拠点・活動経路の確保) [市]

○救援・復旧等の活動拠点となる公園や緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、名古屋高速道路をはじめとした緊急輸送路について、災害廃棄物等による道路閉塞の啓開に向け、関連機関との連携協定やBCPに基づく啓開訓練に取り組む。

(災害対応の体制強化) [市・国・民間]

○消防・救急体制の充実、消防団員の充足率向上などによる対応能力の向上を図る。また、国や民間による災害対応要員の確保や物資輸送、資機材支援などにより災害対応の実行性を高める。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保) [市・県・国]

○防災拠点において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討のほか、浸水等により非常用発電機が機能しなくなった場合に備え、電力確保対策を検討・実施する。また、燃料供給側の対策として、中核SS（サービスステーション）の機能拡充を図る。

(エネルギー供給ルートの確保対策の実施) [市・県・国]

○燃料等のエネルギー供給ルートとなる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化などを進めるとともに、エネルギー供給ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める。

2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進) [市・県・民間]

○名古屋駅周辺地区をはじめとする主要な交通結節点周辺において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携により、ソフト・ハード両面の対策を行うとともに、帰宅や避難を判断し行動するために必要な情報提供を行う仕組みを検討する。また、民間再開発事業における公共貢献施設として一時滞在施設等の導入を促進する。

(輸送ルート確保対策の実施) [市・県・国]

- 緊急輸送路となる輸送ルート途絶の影響を極力抑えるため、道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化、津波等による浸水対策を進める。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療機能等の確保) [市・民間]

- 災害時に医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から市と名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等の医療関係者で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制等について引き続き検討を進める。
- 災害時に名古屋市各区医師会の医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化がすすんでいる状況にあるため、改築補助を実施する。
- 必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携して充実を図る。

(物資供給ルート確保対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化、津波等による浸水対策、既設道路の調査や補修を進めるほか、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。また、関連機関が連携した緊急輸送道路等啓開計画の策定やBCPに基づく訓練等を行う。
- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により港湾BCPの推進や、緊急確保航路の効率的な航路啓開体制の強化を図る。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防・防疫体制の構築) [市・民間]

- 被災地において感染性の高い疾病の発生を予防するため、引き続き予防接種法に基づく予防接種の促進を図る。また、災害時の医療資源調整に向けて、関係機関との広範な連携体制を構築する。

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(警察署等の耐震化の推進) [県]

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。

(治安維持のための体制確保等) [県]

○治安の維持に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(緊急交通路の確保等) [県・国]

○災害状況に応じた体制を早期に構築するため、自動車の民間プローブ情報を活用した道路交通情報の把握や、停電による交通渋滞の回避に向けた信号機電源付加装置の整備、緊急交通路の確保に向けた効果的な装備の整備を進める。また、信号機の全面停止に備え、ラウンドアバウトの導入を検討する。

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(圏域の防災力を高める拠点機能の充実) [市・県・国]

○周辺地域を含めた広域的な被災等も想定し、三の丸地区や名古屋港周辺及び名古屋空港周辺における大規模な広域防災拠点の整備について、関係機関が連携しながら実現を図る。

○自然災害に強い熱田台地上に位置し、国・県・市の官公庁施設、医療機関、宿泊施設、報道機関などの重要な機能が集積している三の丸地区を中心に、広域巨大災害時のオペレーションや首都圏が機能不全に陥った際のバックアップも見据えた機能強化を進める。

3-4) 三の丸地区等の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災活動拠点の機能確保) [市]

- 防災活動拠点（市・区役所、保健所、消防署など）について、災害時の揺れや浸水から機能継続性を確保する対策を検討・実施するとともに、非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討などに取り組む。

(災害対応の体制強化) [市]

- 職員用備蓄の確保を進めるほか、防災活動拠点で活動に必要な車両対策や物資・資機材の浸水対策、官公庁施設の機能維持のための代替拠点の確保を含めた各種対策を行う。また、災害時の迅速な対応に向けた職員等の安否確認手段の確立や、不足人員を補うため職員 OB との協力体制の構築について検討を行う。

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信に係る電力確保対策の推進) [市・国・民間]

- 情報通信システムや各種サーバーを置く施設や通信を担う事業者での非常用発電機の設置を進めるほか、非常用発電機に用いる燃料の調達方法について検討する。さらに燃料枯渇に備え、紙媒体等による運用方法についても検討する。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害時情報提供の多重化) [市・国・民間]

- 災害時に必要な情報を確実に伝達するため、放送事業者における放送設備の多重化などを図るとともに、情報提供サービス事業者との協定や多様な情報媒体による情報提供に継続して取り組む。
- 本市関連施設へ設置された公衆無線 LAN について、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段としての活用を図る。

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(企業活動の持続性の向上) [市・県・国・民間]

- 行政や経済団体、大学等が連携した企業防災の啓発や人材の育成に取り組むとともに、災害時の業務継続に向け、個別企業の事業継続計画の策定や計画の充実・実効性の向上を図り、重要な産業施設を中心に地域連携BCPの普及を進める。
- 企業保有施設の耐震化や非常用電源の確保等の産業設備の災害対応力強化を進めるとともに、工場・事業所等の移転など抜本的な対策の促進を図る。
- 災害により被災した中小企業の情報収集や相談窓口の設置等を行うための準備を進める。

(交通施設等に関する震災対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 災害時のサプライチェーンを維持するため、名古屋港における港湾施設の地震対策や関係機関との連携により港湾BCPを推進する。
- 物資輸送路となる道路の寸断等によるサプライチェーンへの影響を避けるため、道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化、津波等による浸水対策など、各種対策を進める。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給施設等の災害対応力強化) [民間]

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価に基づき、必要に応じて発電所や送配電設備の災害対応力の強化を進めるとともに、道路管理者など関係機関との連携による復旧の迅速化を図る。
- 耐震性評価等に基づき、必要に応じてガス設備の対策を実施する。また、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、道路管理者等との間で情報共有などの連携強化を進める。

(エネルギー供給ルートの確保対策の実施) [市・県・国]

- 燃料等のエネルギー供給ルートとなる道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化などを進めるとともに、エネルギー供給ルート途絶の影響を極力抑えるための対策を進める。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立) [市・県・国・民間]

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するため、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携BCPの普及や、流出油処理や火災への対応に関する海上保安庁との業務提携などを図る。

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 大規模な地震・津波に備え、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を推進する。

5-4) 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(広域交通ネットワーク機能の維持・強化) [市・県・名管・国・民間]

- リニア中央新幹線の開業を見据え、ターミナル駅となる名古屋駅周辺の防災性向上を図るとともに、広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保に向け、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線をはじめとする広域道路網の整備や、名古屋港及び中部国際空港の機能強化など、基幹となるインフラ整備を促進する。
- 被災時に早期の広域支援ルートや代替物流・交通手段が確保できるように、港湾、空港、高速道路、鉄道、物流拠点など、異なる施設間の適切な連携を図り、広域的かつ総合的な緊急輸送ネットワークを構築する。
- 災害による広域交通ネットワークの被災状況を把握するため、ヘリコプターや空中写真の活用、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定など、事前の対策実施や体制の構築を行う。

(交通施設等に関する震災対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 名古屋港における港湾施設の地震対策やポートアイランドの土砂流出防止対策を推進するとともに、関係機関との連携により港湾BCPを推進する。
- 大規模地震時の鉄道網及び緊急輸送道路等を確保するため、駅施設や変電所、高架及び地下構造物などについて耐震対策を引き続き進めるとともに、津波による被害を最小限にとどめるための対策を実施する。
- 緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備、橋りょうや排水路などの耐震対策、無電柱化、道路附属物の老朽化対策、交通の円滑かつ事故防止に資する交差点改良等の交通安全事業等の対策を進める。また、緊急輸送道路下にあるライ

ライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。

- 津波等による浸水に伴うルート途絶の影響を抑えるため、河川堤防の耐震・津波対策、排水路やポンプ施設・排水機場の耐震・老朽化対策、浸水区域の湛水排除手順の検討、被害を受けた堤防等の早期復旧に向けた河川台帳の調製などを進める。

5-5) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進) [国・民間]

- すべての主要な金融機関において、BCPの早期策定を推進するほか、計画の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

5-6) 食糧等の安定供給の停滞

(市場関係者の連携・協力体制の推進等) [市・国・民間]

- 災害時にも円滑な食糧供給を維持するため、災害対応時に係る中央卸売市場関係者における連携・協力体制の推進を図る。
- 物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や第一次集約拠点の整備、物資輸送に関わる企業の連絡網整備を行う。

(物資供給ルートの確保対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、無電柱化、津波洪水等による浸水対策、既設道路の調査や補修を進めるほか、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。また、関連機関が連携した緊急輸送道路等啓開計画の策定やBCPに基づく訓練等を行う。
- 名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により港湾BCPの推進や、緊急確保航路の効率的な航路啓開体制の強化を図る。

6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

（エネルギー供給施設等の災害対応力強化）[民間]

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価に基づき、必要に応じて発電所や送配電設備の災害対応力の強化を進めるとともに、道路管理者など関係機関との連携による復旧の迅速化を図る。
- 耐震性評価等に基づき、必要に応じてガス設備の対策を実施する。また、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、道路管理者等との間で情報共有などの連携強化を進める。

（自立・分散型エネルギーの導入促進）[市・県・民間]

- エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等の個別電源など、災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の耐震化等の実施）[市]

- 上水道施設について、老朽施設の改築・更新に合わせて計画的に耐震化を推進するとともに、各種震災対策マニュアルの充実等を図る。

（災害応急用井戸の指定の推進）[市]

- 応急給水体制を補完し生活用水を確保するために、災害応急用井戸の指定を推進する。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等の実施）[市]

- 下水道施設について、老朽施設の改築・更新に合わせて計画的に耐震化を推進するとともに、各種震災対策マニュアルの充実等を図る。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(交通施設等に関する震災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 地域交通ネットワークを担う鉄道網及び緊急輸送道路等を大規模地震時にも維持するため、各事業者による交通施設等の耐震対策等を引き続き着実に進めるとともに、津波等による被害を最小限に抑えるための対策を実施する。

(道路施設に関する震災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 災害時の緊急車両・物資の輸送ルートを確認するため、道路の整備、橋りょうの耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修、無電柱化を進める。また、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。
- 災害時に道路利用者に及ぼす影響の高い歩道橋等の道路附属物の計画的な点検・修繕や、街路灯の老朽化対策を着実に実施する。また、輸送ルートの確保に向け、緊急輸送道路等啓開計画の策定及び合同防災訓練の実施、道路管理者と関係機関による連携協定の締結やBCPに基づく訓練を行う。

(名古屋港における震災対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 大規模な地震に備え、引き続き、名古屋港における港湾施設の地震対策を推進するとともに、関係機関との連携により港湾BCPを推進する。

(地域交通ネットワークの浸水対策) [市・県・国]

- 津波等の浸水対策として、河川堤防の耐震・津波対策、排水路やポンプ施設・排水機場の耐震・老朽化対策などを行うほか、堤防被害の早急な復旧に向けた河川台帳の調製や湛水排除手順の検討を進める。

6-5) 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所における耐震性等の確保) [市]

- 市が所有する避難所施設において、災害時の揺れ・浸水等から機能継続性を確保するための対策について検討し、実施する。
- 小中学校の防災備蓄倉庫など物資を備蓄する施設群について、当該物資を災害から守るための対策を検討・実施する。

(避難所における電力・通信の確保) [市]

- 小中学校など、夜間照明や通信機器用電力等に最低限の電力を必要とする施設において、小型発電機・投光器セットの備蓄を検討する。また、既に設置されたデジタル移動無線等について、浸水や停電時にも確実に利用できるような対策を検討・実施する。
- 避難所における早期通信手段確保の為の特設公衆電話の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する。

(避難所における給排水の確保) [市]

- 津波浸水が想定される地域において、備蓄等による飲料水の確保策を検討・実施する。また、地震動や液状化等により敷地内の埋設排水管において接続部のずれや勾配不良が発生する可能性があるため、当面は災害用トイレの備蓄の充実を図り、給排水施設の耐震化についても検討する。

(避難所運営の円滑化等) [市]

- 地域の避難所運営能力の向上を図るため、避難所の開設・運営訓練の実施に継続的に取り組む。また、避難所における災害時要援護者のためのスペースの確保や福祉避難所の拡充等に取り組む。
- 災害時要援護者などの自宅避難が可能となるように、耐震化や家具固定の支援を実施する。

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

(密集市街地の改善等) [市]

- 従来から実施している土地区画整理事業等により道路や公園の整備等を引き続き進めるほか、木造住宅密集地域における火災延焼を防ぐため、地域の特性や主体性を尊重したきめ細かな施策を展開する。
- 住宅密集地域等における延焼火災による死傷者等の被害を最小限に抑えるため、対象地域を明確にした上で、消防活動上必要な計画を作成する。

(公園や道路の整備) [市]

- 避難場所や救援・復旧活動の拠点となる公園や、緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備を進める。

(消防水利の確保等) [市]

- 地震による火災発生に備え、すべての放水可能車両をいち早く稼働させるための対策を講じるほか、耐震性を有する防火水槽等により消防水利の確保を図る。

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(名古屋港における震災対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 名古屋港において高潮防波堤や防潮壁等の整備や港湾施設の地震対策を推進するとともに、災害時に港湾機能を早期に回復させるため、関係機関との連携により港湾BCPを推進する。また、災害時に航路閉鎖を回避するため、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する。

(関係機関との合同訓練等の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 港湾の災害対応力強化に向け、石油コンビナート区域における関係機関との合同訓練や特定事業所の訓練に対する助言・指導を引き続き実施する。

7-3) 沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物等の耐震化) [市]

- 通行を確保すべき道路の沿道建築物について、市有建築物の耐震化の推進や民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進するとともに、支援制度の更なる拡充や活用の促進を図る。

7-4) 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(河川の整備及び耐震・津波対策) [市・県・国]

- 河川管理施設や河川堤防について、所要の調査結果を踏まえ耐震対策を行うほか、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(排水施設の防災・震災対策) [市・県・国]

- 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、排水路の耐震対策を実施するとともに、ポンプ所の津波への対応として、開口部の閉塞や防水扉の設置等、浸水を防ぐための事業を検討・推進する。その際、電源喪失時にも樋門・樋管からの逆流を防止するため、ゲート等の自重降下による閉鎖等の対策を行う。
- 大規模なため池の堤防について、大規模地震に対する安全性を確認するための調査を行い、必要な対策を検討する。
- 老朽化したポンプ設備の計画的な整備・更新、排水路の健全化や防災性の向上、土地改良区内で老朽化した排水機場の改修等を行う。

(効率的かつ効果的な湛水排除等の検討) [市・県・国]

- 津波により長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順及び浸水区域における人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保について、関係機関が連携して検討を進める。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい対策等の実施) [市]

- 有害物質の流出等事故に備え、有害物質保管状況等点検訓練を引き続き実施する。また、震災時のアスベスト飛散リスクを低減するため、アスベスト使用の市有建築物について施設の状況に応じてアスベストの除去を進めるほか、民間も含めた市内のアスベスト使用建築物の情報の把握や建築物等の所有者への啓発を行う。

(放射性物質の影響への対応) [市]

- 本市は原子力災害対策重点区域に指定されていないが、地震により原子力災害が発生した場合には一定の放射性物質の影響が及ぶことを想定し、モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供できる体制の整備を行う。また、非常時における屋内退避や飲料水・食品等の摂取制限の可能性について周知啓発を図る。なお安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については国の動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行う。

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) [市・県]

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。

8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理対策の推進) [市・県]

- 廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定し、策定後も随時検証・見直しを行う。また、廃棄物処理施設の津波・浸水対策などを具体化させるとともに、仮設焼却炉の設置検討を進める。
- 膨大な量の災害廃棄物を処理するため、他圏域を含む地方公共団体や民間企業など広域連携体制の構築を図る。

(オープンスペースの利用調整) [市・県]

- 災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースを効率的に活用するため、被災シナリオに応じた利用方法等について調整を図る。

8-2) 人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(専門家等の育成及び民間との連携) [市・県・国・民間]

- 発災後の二次災害を防ぐため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成し、判定実施体制を整備するとともに、復旧・復興を担う人材の育成や確保に取り組む。
- 民間団体との災害協定の締結や運用面での検証を進めるとともに、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や物資の第一次集約拠点の整備等を行う。

(災害ボランティアの確保及び円滑な受け入れ) [市・民間]

- 災害ボランティアコーディネーター人材の育成や、災害ボランティアセンターでの受け入れ体制の整備を図るとともに、大規模災害時に備えたボランティアの確保を進める。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災活動等を通じたコミュニティ醸成) [市・民間]

- 地域と事業所との支援協力体制づくりや自主防災組織等による活動、災害時要援護者の避難支援に向けた取り組みなど、地域における日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成を図る。

(住民情報の整備) [市]

- 災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新する。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(交通施設等に関する震災対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 災害時における物資の輸送ルートや広域支援ルートを確保するため、橋りょうの耐震対策・維持補修を進めるとともに、被災状況の把握や迅速な道路啓開に向けた準備を行う。
- 鉄道施設や港湾施設の地震対策の強化を各管理者において引き続き進めるとともに、名古屋港ポートアイランドの土砂流出防止対策を実施する。

(地籍調査の推進) [市]

- 被災後の迅速なまちの復興に重要な土地境界の確定に向け、地籍調査を推進する。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(河川の整備及び耐震・津波対策) [市・県・国]

○河川管理施設や河川堤防について、所要の調査結果を踏まえ耐震対策を行うほか、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(排水施設の防災・震災対策) [市・県・国]

○液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、排水路の耐震対策を実施するとともに、ポンプ所の津波への対応として、開口部の閉塞や防水扉の設置等、浸水を防ぐための事業を検討・推進する。

○大規模なため池の堤防について、大規模地震に対する安全性を確認するための調査を行い、必要な対策を検討する。

○老朽化したポンプ設備の計画的な整備・更新、排水路の健全化や防災性の向上、土地改良区内で老朽化した排水機場の改修等を行う。

(効率的かつ効果的な湛水排除等の検討) [市・県・国]

○津波により長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順及び浸水区域における人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保について、関係機関が連携して検討を進める。

(地盤沈下状況の把握) [市・県・国]

○地盤沈下対策に資する施策として、一級水準測量をはじめ、観測井戸における地下水水位や地盤収縮量の観測により、地盤沈下の状況について把握する。

(街区の世界座標化の推進) [市]

○官民境界を示す杭や鋌が液状化現象等により亡失し、境界が不明確になる事態を避けるため、街区の世界座標化を推進する。

8-6) 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(早急な住宅確保に向けた取り組み) [市・県・民間]

- 被災者の早期住宅確保に向け、県・市・民間企業が連携して公営住宅や民間賃貸住宅など既存ストックの活用を図ることができる体制を整備するとともに、応急仮設住宅の建設候補地に関する配置計画の作成や更新を行う。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、県・市・民間企業が連携して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速に行うための体制を構築する。

(オープンスペースの利用調整) [市・県]

- 災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースを効率的に活用するため、被災シナリオに応じた利用方法等について調整を図る。

(就労支援における連携体制の強化) [市]

- 災害発生後すみやかに就労支援を実施するため、ハローワークなど他の就労関係機関との連携体制を強化する。

(復興準備体制の構築) [市]

- 過去の震災等での復興事例を踏まえ、被災後の復興課題の解決のために必要な施策や復興事業実施プロセスのあり方について検討を進め、円滑な復興を可能とする体制を構築する。

(2) 施策分野ごとの方針

1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等

<行政機能>

(業務継続計画の運用) [市]

- 南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても庁舎等が所要の機能を維持するため、名古屋市業務継続計画（震災編）の実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、計画を不断に見直す。

(防災拠点の機能確保等) [市]

- 防災拠点において災害時の揺れや浸水等から機能継続性（電力、通信、給排水、備蓄等）を確保するための対策を進める。
- 防災拠点へのアクセス支障の影響を緩和するための対策を検討・実施するとともに、対策実施に長期間を要する場合には、代替場所の選定等による当面の運用対策を行う。
- 避難所における必要な資機材の導入を進めるなど、発災時における所要の機能を維持するとともに、運営の円滑化を図る。

(圏域の防災力を高める拠点機能の充実) [市・県・国]

- 周辺地域を含めた広域的な被災等も想定し、三の丸地区や名古屋港周辺及び名古屋空港周辺における基幹となる広域防災拠点の整備について、関係機関が連携し早期実現を図る。
- 自然災害に強い熱田台地上に位置し、国・県・市の官公庁施設、医療機関、宿泊施設、報道機関などの重要な機能が集積している三の丸地区を中心に、広域巨大災害時のオペレーションや首都圏が機能不全に陥った際のバックアップも見据えた機能強化を進める。

(復興準備体制の構築) [市]

- 過去の震災等での復興事例を踏まえ、被災後の復興課題の解決のために必要な施策や復興事業実施プロセスのあり方について検討を進め、円滑な復興を可能とする体制を構築する。

<警察・消防等>

(災害対応車両や資機材等の充実) [市]

- 発災後の膨大な消防・救急需要に的確に対応するため、消防署等の整備、消防車両の更新及び救急体制の充実などを図るほか、耐震性を有する防火水槽等により消防水利の確保を図る。
- 消防・救急車両等をいち早く稼働させるため、消防職員の早期参集のための対策を講じるほか、災害現場での連絡体制等の事前把握に向けた資器材データ情報等の共有や、消防救急無線のデジタル化を進める。

(情報収集・提供対策の実施) [市・国]

- 行政内で使用する情報システムや消防の指令管制システムの災害時における安定運用を行うほか、災害時の広報・広聴体制を充実するため、災害広報マニュアルを整備する。また、災害対策本部における情報の集約や提供を行う指揮系統の確認など、現体制の実効性を検証する。
- 各地で観測した津波情報をいち早く港湾管理者や関係自治体等へ配信する GPS 波浪計津波観測情報システムの構築及び運用に向けた取り組みを行う。
- 災害時に必要な住民情報を把握するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新する。

(災害対応の体制強化) [市・県・国]

- 職員 OB との協力体制に関する検討や災害ボランティアなど外部人材の活用を含めて人員を確保するほか、消防団員の充足率向上を含めた消防団の充実・強化を推進する。
- 被災地支援で培った知識や経験を市職員に伝える取り組み等を進めることで、知識・情報の共有化を進めるとともに、災害時に人員が不足する場合を想定し、訓練や研修等による職員の災害対応能力の向上や関係機関との連携強化を図る。
- 災害時における自衛隊、警察、消防等の連携を図るため、あらかじめ活動計画の策定や受け入れ体制の確立を行うとともに、海上保安庁が所有する船艇及び航空機の派遣、職員の派遣、資器材の増援など、災害対応業務の実効性を高める。
- 発災後の二次災害を防ぐため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成し、判定実施体制を整備する。

(円滑な避難体制の整備) [市]

- 津波浸水が想定される7区で進めている海拔表示について事業の拡大を図るとともに、名古屋市震災避難行動ガイドラインに基づき、地域が主体となった避難計画の策定に取り組む。また、災害時要援護者の避難支援を含めた各種訓練を推進し、地域防災力の向上を図る。

② 住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化) [市・県・国・民間]

- 住宅・建築物等について、引き続き耐震化を進めるとともに、支援制度の更なる充実や活用の促進を図る。
- 学校施設の屋内運動場等のほか、災害時重要な機能を果たす建築物や固定客席を有する建築物など、対策が必要な市有建築物の吊り天井について脱落対策を推進する。

(地下街等の防災対策に関する取り組み) [市・国・民間]

- 大規模地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ、地下街の防災対策を進めるほか、商店街についても老朽化したアーチ・アーケードに対する震災対策を促進する。

(密集市街地の改善等) [市]

- 従来から実施している土地区画整理事業等により道路や公園の整備等を引き続き進めるほか、木造住宅密集地域における火災延焼を防ぐため、地域の特性や主体性を尊重したきめ細かな施策を展開する。また、大規模盛土造成地の安全性を確認するための調査を行い、必要に応じて対策を検討する。

(避難地・避難路等の整備) [市]

- 災害時の避難や救援場所を確保するため、公園の整備や津波避難ビルの指定、防災協力農地登録制度を活用した農地の確保などを進めるとともに、緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備を進める。

(避難者・帰宅困難者対策の実施) [市・県・民間]

- 名古屋駅周辺地区をはじめとする主要な交通結節点周辺において、滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携により、ソフト・ハード両面の対策を行うとともに、帰宅や避難を判断し行動するために必要な情報提供を行う仕組みを検討する。また、広域避難場所である久屋大通公園の防災機能を強化するとともに、民間再開発事業における公共貢献施設として一時滞在施設等の導入を促進する。

(早急な住宅確保に向けた取り組み) [市・県・民間]

- 被災者の早期住宅確保に向け、県・市・民間企業が連携して公営住宅や民間賃貸住宅など既存ストックの活用を図ることができ体制を整備するとともに、応急仮設住宅の建設候補地に関する配置計画の作成や更新を行う。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、県・市・民間企業が連携して被災住宅

の応急修理を適確かつ迅速に行うための体制を構築する。

(上下水道の機能確保等) [市]

- 上下水道施設について、老朽施設の改築・更新に合わせて計画的に耐震化を推進するとともに、各種震災対策マニュアルの充実等を図る。
- 応急給水体制を補完し生活用水を確保するために、災害応急用井戸の指定を推進する。

③ 保健医療・福祉

(災害時の医療機能等の確保) [市・民間]

- 災害時に医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から市と名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等の医療関係者で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制等について引き続き検討を進める。
- 災害時に名古屋市各区医師会の医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化がすすんでいる状況にあるため、改築補助を実施する。
- 必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携して充実を図る。

(予防接種の促進) [市]

- 感染性の高い疾病について、引き続き平時からの予防接種促進を図る。また、災害時の医療資源調整に向けて、関係機関との広範な連携体制を構築する。

(バリアフリー化の推進) [市・民間]

- 災害時の避難等を見据え、高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備を引き続き進める。

(災害時要援護者に対する支援等) [市・民間]

- 災害時要援護者の避難や被災後の生活について、地域における支援計画の作成支援や福祉避難所の拡充、支援人材の確保等を進める。

④ エネルギー

(防災拠点における電力の確保) [市]

- 防災拠点の電力を確保するため、非常用発電機の機能強化を図るほか、浸水等に対する対策を検討・実施する。また、そのうち小中学校については、最低限の電力を確保するため、用途に応じた電力確保対策を検討・実施する。

(エネルギー供給施設等の災害対応力強化) [国・民間]

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価に基づき、必要に応じて発電所や送配電設備の災害対応力の強化を進めるとともに、道路管理者など関係機関との連携による復旧の迅速化を図る。
- 耐震性評価等に基づき、必要に応じてガス設備の対策を実施する。また、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、道路管理者等との間で情報共有などの連携強化を進める。
- 緊急時の石油供給の機能停止を避けるため、中核 SS (サービスステーション) の機能拡充を図る。

(石油コンビナート地区の災害時連携体制の確立) [市・県・国・民間]

- 石油コンビナート地区において、災害時の連携体制を確立するため、関係機関が加盟する協議会による各種検証や情報共有を行うほか、地区内の企業が連携する地域連携 BCP の普及や、流出油処理や火災への対応に関する海上保安庁との業務提携などを図る。

(自立・分散型エネルギーの導入促進) [市・県・民間]

- エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等の個別電源など、災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

⑤ 情報通信

(防災拠点における通信の確保) [市]

- 防災活動拠点及び避難所となる小中学校に設置されたデジタル移動無線等の浸水・停電対策を検討・実施する。
- 行政内で使用する情報システムや消防の指令管制システムについて、災害時の安定運用に向け、人材の育成・保守契約の見直しや代替機の検討を行う。

(災害時情報提供の多重化) [市・県・国・民間]

- 災害時に必要な情報を確実に伝達するため、多様な情報媒体による情報提供や情報提供サービス事業者との協定締結などを継続して行う。
- 住民が利用する多様なメディアへ災害情報を有効に届けるため、情報発信者となるライフライン事業者等及び情報伝達者となる報道機関は、Lアラートを利用した災害情報の効率的な提供、収集、情報発信の体制構築に取り組む。
- 本市関連施設へ設置された公衆無線 LAN について、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段としての活用を図る。

(情報通信に係る電力確保対策の推進) [国・民間]

- 情報通信事業者の停電対策として、局舎での非常電源装置の導入を引き続き進めるほか、災害時の放送継続体制を構築するため、放送設備の多重化に取り組む。

⑥ 産業・経済

(企業活動の持続性の向上) [市・県・国・民間]

- 行政や経済団体、大学等が連携した企業防災の啓発や人材の育成に取り組むとともに、災害時の業務継続に向け、個別企業の事業継続計画の策定や計画の充実・実効性の向上を図り、重要な産業施設を中心に地域連携 BCP の普及を進める。
- 企業保有施設の耐震化や非常用電源の確保等の産業設備の災害対応力強化を進めるとともに、工場・事業所等の移転など抜本的な対策の促進を図る。
- 災害により被災した中小企業の情報収集や相談窓口の設置等を行うための準備を進める。

(就労支援における連携体制の強化) [市]

- 災害発生後すみやかに就労支援を実施するため、ハローワークなど他の就労関係機関との連携体制を強化する。

⑦ 交通・物流

(広域交通ネットワーク機能の維持・強化) [市・県・名管・国・民間]

- リニア中央新幹線の開業を見据え、ターミナル駅となる名古屋駅周辺の防災性向上を図るとともに、広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保に向け、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線をはじめとする広域道路網の整備や、名古屋港及び中部国際空港の機能強化など、基幹となるインフラ整備を促進する。
- 被災時に早期の広域支援ルートや代替物流・交通手段が確保できるように、港湾、空港、高速道路、鉄道、物流拠点など、異なる施設間の適切な連携を図り、広域かつ総合的な緊急輸送ネットワークを構築する。
- 災害による広域交通ネットワークの被災状況を把握するため、ヘリコプターや空中写真の活用、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定など、事前の対策実施や体制の構築を行う。

(交通施設等に関する震災対策の実施) [市・県・名管・国・民間]

- 名古屋港における港湾施設の地震対策やポートアイランドの土砂流出防止対策を推進するとともに、関係機関との連携により港湾BCPを推進する。
- 大規模地震時の鉄道網及び緊急輸送道路等を確保するため、駅施設や変電所、高架及び地下構造物などについて引き続き耐震対策を進めるとともに、津波による被害を最小限にとどめるための対策を実施する。
- 緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備、橋りょうや排水路などの耐震対策、無電柱化、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修、道路附属物の老朽化対策、交通の円滑かつ事故防止に資する交差点改良等を進める。また、輸送ルートの確保に向け、関係機関と連携した啓開計画の策定や訓練等を実施するとともに、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を要請する。

(物資調達・供給体制の構築) [市・国・民間]

- 災害時の物資調達に向け、大規模小売業者等との協定締結や連携強化を図る。また、物資集配の状況や拠点となる箇所の情報集約を行う体制等について検証するとともに、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成、物資輸送に関わる企業間の連絡網の整備などを行う。

⑧ 農林水産

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) [市・県]

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。

(市場関係者の連携・協力体制の推進等) [市・国・民間]

- 食品流通に係る事業の災害時の維持または早期再開を目的として、市場関係者における連携・協力体制を推進することで中央卸売市場機能の維持を図る。また、米穀の災害時の供給に向け、備蓄米のとう精場の確保を行う。

⑨ 地域保全

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 大規模な地震・津波に備え、引き続き、名古屋港における高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備を促進する。

(河川の整備及び耐震・津波対策) [市・県・国]

- 河川管理施設や河川堤防について、所要の調査結果を踏まえ耐震対策を行うほか、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(排水施設の防災・震災対策) [市・県・国]

- 液状化が想定される施設や緊急輸送道路内の排水路について必要な対策を進めるとともに、経年により老朽化が進んだ排水機場の改修やポンプ設備の更新等を進める。
- 大規模なため池の堤防について、大規模地震に対する安全性を確認するための調査を実施し、必要な対策の検討を進める。

(効率的かつ効果的な湛水排除等の検討) [市・県・国]

- 津波により長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順及び浸水区域における人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保について、関係機関が連携して検討を進める。

(地盤沈下状況の把握) [市・県・国]

- 地盤沈下対策に資する施策として、一級水準測量をはじめ、観測井戸における地下水位や地盤収縮量の観測により、地盤沈下の状況について把握する。

⑩ 環境

(災害廃棄物処理対策の推進) [市・県]

- 廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定し、策定後も随時検証・見直しを行う。また、廃棄物処理施設の津波・浸水対策などを具体化させるとともに、仮設焼却炉の設置検討を進める。
- 膨大な量の災害廃棄物を処理するため、他圏域を含む地方公共団体や民間企業など広域連携体制の構築を図る。

(有害物質の漏えい対策等の実施) [市]

- 有害物質の流出等事故に備え、有害物質保管状況等点検訓練を引き続き実施する。また、震災時のアスベスト飛散リスクを低減するため、アスベスト使用の市有建築物について施設の状況に応じてアスベストの除去を進めるほか、民間も含めた市内のアスベスト使用建築物の情報の把握や建築物等の所有者への啓発を行う。

(放射性物質の影響への対応) [市]

- 本市は原子力災害対策重点区域に指定されていないが、地震により原子力災害が発生した場合には一定の放射性物質の影響が及ぶことを想定し、モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供できる体制の整備を行う。また、非常時における屋内退避や飲料水・食品等の摂取制限の可能性について周知啓発を図る。なお、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については国の動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行う。

⑪ 土地利用

(集約連携型都市構造の実現) [市・県・国]

- 名古屋市都市計画マスタープランに掲げる「集約連携型都市構造の実現」に向け、将来的な人口減少や災害リスクを考慮した土地利用や施設立地のあり方等について関係機関が連携して検討を行い、誘導施策を進める。

(オープンスペースの利用調整) [市・県]

- 災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースを効率的に活用するため、被災シナリオに応じた利用方法等について調整を図る。

(地籍調査及び街区の世界座標化の推進) [市]

- 被災後の迅速なまちの復興を可能にするため、国が実施する都市部官民境界基本調査に続き、官民境界の民有地との境界を調査・測量する地籍調査（官民境界等先行調査）を推進する。また、地震発生時の液状化現象等により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を推進する。

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(防災意識の啓発等) [市]

- 地震被害に関する住民意識を高めるため、防災講演会や広報媒体の活用、防災に関する展示など、様々な機会を捉えた普及啓発を行う。また、災害対応の場における男女平等参画等について意識啓発を進める。
- 学校や保育所における保護者を含めた防災教育・啓発の推進や、教員の防災意識の向上を図る。
- 行政、大学、ボランティア、経済団体等が連携を図りながら「防災・減災カレッジ」などの機会を通じ、それぞれの主体における防災人材の育成に取り組むとともに、育成後のフォローアップや相互交流を図る。
- ハザードマップのアプリ化や防災まちづくり地図情報の公開などにより、地域での災害に対する理解や自助・共助意識の向上を促すとともに、関係者が情報を共有しながら様々な活動を持続的に展開できるようなツールの充実化を図る。

(地域の災害対応能力の向上) [市]

- 家庭や企業における自助の一環として、家具等の転倒・落下防止対策や備蓄等の防災対策を促進するとともに、地域における防火防災活動や事業所との支援協力体制づくりを推進する。
- 災害発生時の共助に向け、地域における助け合いの取り組み等を通じたコミュニティ機能の維持や向上を図るほか、女性や元気な高齢者などの担い手づくり、防災ボランティアなど地域を守る団体の主体的な活動を促進する。

② 老朽化対策

(アセットマネジメントの推進) [市・県・名管・国]

- 防災拠点となる建築物や道路、河川、港湾施設などの公共土木施設は今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化などアセットマネジメントを推進す

ることで、経費の抑制や平準化の実現とともに、災害時における交通ネットワークの確保や排水機能の維持を図る。

- 今後の人口減少社会を見据え、将来需要の適切な見通しのもと、学校などの建築物の集約化や廃止・縮小を含めた保有資産量の適正化等について、大規模自然災害への対応についても考慮しながら検討を進める。

③ 研究開発

(先端的な研究開発及び成果の活用促進) [市・県・名管・国・民間]

- 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) や南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトなど、国が主導する最先端の研究開発の動向を踏まえつつ、地域の研究機関を中心として、地震・津波の被害予測や対策、発災後の現実的な復旧・復興対策の検討及び社会実装を目指した取り組みを継続する。

④ 産学官民・広域連携

(他都市等との相互応援体制の充実) [市・県]

- 中部 9 県 1 市や政令指定都市等で締結している災害時の応援協定に基づき、災害時の応急対策や復旧対策を円滑に遂行するための相互の救援協力に引き続き取り組む。
- 名古屋市が被災した場合に応援部隊などの受け入れをスムーズに行うため、事前計画の策定とそのための関係団体との調整を行う。

(関係団体間の連携強化) [市・県・名管・国・民間]

- 本市と近隣市町村で構成する会議や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議などの枠組みを活用しつつ、広域巨大災害を想定した連携体制の構築を進めるとともに、協議の場や合同訓練の機会などを通じて災害対応に向けた取り組みの実効性を高める。
- 大学との連携を通じた研究成果の活用や人材育成を進めるなど、各機関における人材や情報のネットワーク化によるソフトインフラの構築を図ることで、地域のシンクタンク機能の向上を目指すとともに、継続的な取り組みを支える拠点機能の充実に取り組む。

2. 風水害対策に関する方針

(1) リスクシナリオごとの施策の方針

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 高潮による被害を軽減するため、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備及び維持保全を推進するとともに、河川堤防の強化を推進する。

(避難路の整備及び避難場所の確保) [市]

- 風水害による被害に対し、緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備を進める。
- 各災害(洪水・内水・土砂・高潮)に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定を推進する。

(円滑な避難体制の整備) [市・県・国]

- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など地域の特性や災害時要援護者の避難支援を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する。
- 最大規模の高潮や洪水を想定し、時系列での行動や広域避難のあり方について関係機関が連携して検討を進める。

(地下街等の防災対策に関する取り組み) [市・民間]

- 洪水、内水はん濫、高潮による浸水が想定される地下街等について、浸水防止対策の徹底や利用者の安全な避難確保を図るための体制づくりを進める。

(ハザードマップの作成等) [市・県・国]

- 平成 27 年 5 月改正の水防法を踏まえ、想定し得る最大規模の洪水、内水（雨水出水）、高潮を前提とした浸水想定区域の指定を進めるとともに、それぞれのハザードマップを作成し、住民等に対する災害リスクの周知や避難方法の啓発等の対策を進める。

1-4) 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(総合的な治水対策) [市・県・国]

- まちづくりと治水との整合を図りつつ、河川・下水道等の相互調整などを行いながら、全市的な視点に立った統一的な治水方針を検討し、必要に応じて施設能力の増強や中川運河等の活用を図る。合わせて、浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制を推進するとともに、適切な防災情報の提供や、ハザードマップの活用方法の説明、簡易水防工法の普及など、市民の自助・共助を支援する取り組みの拡充を図り、総合的な治水対策を進める。

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 高潮による被害を軽減するため、名古屋港の高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備及び維持保全を推進する。

(河川の整備等) [市・県・国]

- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため、河川改修等を推進する。
- 河川管理施設や河川堤防について、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(雨水対策の推進) [市]

- 内水による被害を軽減するため、平成 12 年の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に実施している緊急雨水整備事業を着実に進める。
- 緊急雨水整備事業以外の地域については、都市化の進展や雨水の集まりやすい地形であることなどが原因で浸水が発生した地域では、その状況を検証の上、必要に応じて、下水道施設や排水施設の排水能力を増強するなどの対策を検討する。

(排水施設の防災対策・機能確保) [市・県・国]

- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに

防災性の向上を検討する。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る。

○土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的に改良・改修を行う。

○施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [市・県・国]

○風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を効果的に行うため、関係機関が連携して湛水排除の手順を検討する。

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(防災意識・活動の啓発) [市]

○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する情報は、ハザードマップを通じて情報提供を行っており、区域内の住民に対し、警戒避難体制等の注意喚起を行う。

(土砂災害対策の推進) [県]

○土砂災害による人的被害を防止するため、土砂災害危険区域等の指定を進めるとともに、急傾斜地崩壊防止施設や地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備等、被害軽減対策を検討する。

(災害対応力の強化) [市]

○洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する。

(がけ崩れ対策の実施) [市]

○がけ崩れの恐れのある市有地において、がけ崩れ対策を検討・実施する。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報収集・提供対策の実施) [市・県・国]

○災害情報の伝達に向け、災害広報マニュアルの整備や、防災行政無線（デジタル移動無線）の安全区域移設などの対策を行うとともに、消防救急無線のデジタル化を進める。また、情報提供媒体の多重化・多言語対応を図るとともに、設備被

災時の早期復旧のため、技術者の育成を図る。

- 災害時に必要な住民情報を把握するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新する。
- 災害対応に遅れが生じないように、雨量、河川水位の状況や気象情報等が常に収集でき、市民への情報提供が滞らないようにする。
- 円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、洪水、内水はん濫、高潮に係る水位到達情報を適切に周知する体制の構築を進める。

(防災意識の啓発及び地域防災力の向上) [市]

- 災害履歴等の既存資料を活用した啓発手法の検証や防災に関する講演会・展示等による知識の普及啓発を図る。また、学校や保育所での避難訓練等の防災教育を推進するなど、子どもの安全対策の充実を図る。
- 災害対応を行う市職員の研修の一環として、防災研修について引き続き取り組む。
- 地域における取り組みとして、地域と事業所との支援協力体制づくりや防災安心まちづくり委員会を中心とした防火防災活動、自主防災活動の推進、避難行動要支援者の避難支援に向けた助け合いの仕組みづくりなどに取り組む。
- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する。

(避難者対策の実施) [市・県・民間]

- 旅行者など短期滞在者を含め、避難者に対するわかりやすい情報提供の方法や仕組みについて検討するとともに、情報の外国語対応や施設のバリアフリー化などを進める。

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄の確保) [市]

- 食糧や毛布などの生活必需品の備蓄について不足分を確保していく。

(物資調達・供給体制の構築) [市・国・民間]

- 災害時の物資調達に向け、大規模小売業者等との協定締結や連携強化を図る。また、物資集配の状況や拠点となる箇所の情報集約を行う体制等について検証するとともに、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成、物資輸送に関わる企業間の連絡網の整備などを行う。

(物資供給ルート確保対策の実施) [市・県・国・民間]

- 道路の整備、橋りょうの維持補修、既設道路の調査や補修を進めるとともに、緊急確保航路の効率的な航路啓開体制の強化を図る。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(防災拠点の機能強化) [市・県・国]

- 災害時の救助・救急活動等対応に向け、非常用発電機の機能強化を図る。
- 広域的な大災害に備え、合同図上訓練などによる自治体間での連携や、防災関係機関との連携に引き続き取り組む。

(活動拠点・活動経路の確保) [市]

- 大規模な風水害による被害が発生した場合に、救援・復旧等の活動拠点となる公園や緊急輸送道路等の整備を進める。

(災害対応の体制強化) [市・国・民間]

- 消防・救急体制の充実、消防団員の充足率向上などによる対応能力の向上を図る。
また、国や民間による災害対応要員の確保や物資輸送、資機材支援などにより災害対応の実行性を高める。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進) [市・県・民間]

- 主要な交通結節点周辺において、発災時に滞在者等の安全を確保するため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や、安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について広報を行う。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療機能等の確保) [市・民間]

- 災害時に名古屋市各区医師会の医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化がすすんでいる状況にあるため、改築補助を実施する。
- 必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携して充実に図る。

(物資供給ルートの確保対策の実施) [市・県・国・民間]

- 道路の整備、橋りょうの維持補修、既設道路の調査や補修を進めるとともに、緊急確保航路の効率的な航路啓開体制の強化を図る。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防・防疫体制の構築) [市・民間]

- 被災地において感染性の高い疾病の発生を予防するため、引き続き予防接種法に基づく予防接種の促進を図る。また、災害時の医療資源調整に向けて、関係機関との広範な連携体制を構築する。

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(圏域の防災力を高める拠点機能の充実) [市・県・国]

- 自然災害に強い熱田台地上に位置し、国・県・市の官公庁施設、医療機関、宿泊施設、報道機関などの重要な機能が集積している三の丸地区を中心に、広域巨大災害時のオペレーションや首都圏が機能不全に陥った際のバックアップも見据えた機能強化を進める。

3-4) 三の丸地区等の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災活動拠点の機能確保) [市]

- 防災活動拠点(市・区役所、保健所、消防署など)について、**洪水、内水はん濫、高潮による浸水**から機能継続性を確保する対策を検討・実施するとともに、非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討などに取り組む。

(災害対応の体制強化) [市]

- 職員用備蓄の確保を進めるほか、防災活動拠点で活動に必要な車両対策や物資・資機材の浸水対策、官公庁施設の機能維持のための代替拠点の確保を含めた各種対策を行う。また、災害時の迅速な対応に向けた職員等の安否確認手段の確立について検討を行う。

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信に係る電力確保対策の推進) [市・国・民間]

- 情報通信システムや各種サーバーを置く施設や通信を担う事業者での非常用発電機の設置を進めるほか、非常用発電機に用いる燃料の調達方法について検討する。さらに燃料枯渇に備え、紙媒体等による運用方法についても検討する。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害時情報提供の多重化) [市・国・民間]

- 災害時に必要な情報を確実に伝達するため、放送事業者における放送設備の多重化などを図るとともに、情報提供サービス事業者との協定や多様な情報媒体による情報提供に継続して取り組む。
- 本市関連施設へ設置された公衆無線 LAN について、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段としての活用を図る。

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(企業活動の持続性の向上) [市・県・国・民間]

- 行政や経済団体、大学等が連携した企業防災の啓発や人材の育成に取り組むとともに、災害時の業務継続に向け、個別企業の事業継続計画の策定や計画の充実・実効性の向上を図り、重要な産業施設を中心に地域連携 BCP の普及を進める。
- 非常用電源の確保等の産業設備の災害対応力強化を進めるとともに、工場・事業所等の移転など抜本的な対策の促進を図る。
- 災害により被災した中小企業の情報収集や相談窓口の設置等を行うための準備を進める。

(交通施設等に関する防災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 物資輸送路となる道路の寸断等によるサプライチェーンへの影響を避けるため、道路の整備、橋りょうの維持補修、洪水・高潮による浸水対策など、各種対策を進める。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

5-4) 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(広域交通ネットワーク機能の維持・強化) [市・県・名管・国・民間]

- 広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保に向け、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線をはじめとする広域道路網の整備や、名古屋港及び中部国際空港の機能強化など、基幹となるインフラ整備を促進する。
- 被災時に早期の広域支援ルートや代替物流・交通手段が確保できるように、港湾、空港、高速道路、鉄道、物流拠点など、異なる施設間の適切な連携を図り、広域的かつ総合的な緊急輸送ネットワークを構築する。
- 災害による広域交通ネットワークの被災状況を把握するため、ヘリコプターや空中写真の活用、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、航路啓開等のオペレーション計画の策定など、事前の対策実施や体制の構築を行う。

(交通施設等に関する防災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備、橋りょうの維持補修、道路附属物の老朽化対策、交通の円滑かつ事故防止に資する交差点改良等の交通安全事業等の対策を進める。
- 災害対応に必要な浸水に伴うルート途絶の影響を抑えるため、河川堤防の防災対策、排水路やポンプ施設の老朽化対策、浸水区域の湛水排除手順の検討、被害を受けた堤防等の早期復旧に向けた河川台帳の調製などを進める。
- 地下鉄施設について、津波や局地的大雨に対処するため止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化を進める。また、ハード整備により対応することは難しい対策については、ソフト面の対応として、避難対策の充実を図る。

5-5) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

5-6) 食糧等の安定供給の停滞

(市場関係者の連携・協力体制の推進等) [市・国・民間]

- 災害時にも円滑な食糧供給を維持するため、災害対応時に係る中央卸売市場関係者における連携・協力体制の推進を図る。
- 物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や第一次集約拠点の整備、物資輸送に関わる企業の連絡網整備を行う。

(物資供給ルートの確保対策の実施) [市・県・国・民間]

- 道路の整備、橋りょうの維持補修、洪水等による浸水対策、既設道路の調査や補修を進める

6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(エネルギー供給施設等の災害対応力強化) [民間]

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価に基づき、必要に応じて発電電所や送配電設備の災害対応力の強化を進めるとともに、道路管理者など関係機関との連携による復旧の迅速化を図る。
- 浸水時に異常が発生する可能性があるガス関連設備について計画的に取り替えを進めるとともに、道路管理者等との間で情報共有などの連携強化を進める。

(自立・分散型エネルギーの導入促進) [市・県・民間]

- エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等の個別電源など、災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の機能確保に向けた取り組み) [市]

- 浸水被害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施するため、災害対応力の強化や関係機関との連携による復旧の迅速化に向けた取り組みや、施設相互のバックアップ機能の強化など、安全度の向上策について検討を進める。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の機能確保に向けた取り組み) [市]

- 浸水被害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施するため、災害対応力の強化や関係機関との連携による復旧の迅速化に向けた取り組みなど、安全度の向上策について検討を進める。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(交通施設等に関する防災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 地下鉄施設について、津波や局地的大雨に対処するため止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化を進める。また、ハード整備により対応することは難しい対策については、ソフト面の対応として、避難対策の充実を図る。

(道路施設等に関する防災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 災害時の緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、道路の整備、橋りょうの維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修を進める。
- 災害時に道路利用者に及ぼす影響の高い歩道橋等の道路附属物の計画的な点検・修繕や、街路灯の老朽化対策を着実に実施する。
- 風水害の際、街路樹の倒木や折れ枝等により道路をふさぎ交通ネットワークを分断することがないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹の計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理を行う。
- 公園・緑地が本来の機能を発揮し、倒木により都市機能を阻害する事態が生じないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適正な維持管理を行う。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ。
- 応急対策を円滑に実施するため、関係機関による合同防災訓練を実施する。

(地域交通ネットワークの浸水対策) [市・県・国]

- 河川堤防の**防災対策・排水路やポンプ施設の老朽化対策**を行うほか、堤防被害の早急な復旧に向けた河川台帳の調製や湛水排除手順の検討を進める。

6-5) 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所における**機能継続性**の確保) [市]

- 市が所有する避難所施設において、浸水等から機能継続性を確保するための対策について検討し、実施する。
- 小中学校の防災備蓄倉庫など物資を備蓄する施設群について、当該物資を災害から守るための対策を検討・実施する。

(避難所における電力・通信の確保) [市]

- 小中学校など、夜間照明や通信機器用電力等に最低限の電力を必要とする施設において、小型発電機・投光器セットの備蓄を検討する。また、既に設置されたデジタル移動無線等について、浸水や停電時にも確実に利用できるような対策を検討・実施する。
- 避難所における早期通信手段確保の為の特設公衆電話の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する。

(避難所運営の円滑化等) [市]

- 地域の避難所運営能力の向上を図るため、避難所の開設・運営訓練の実施に継続的に取り組む。また、避難所における災害時要援護者のためのスペースの確保や福祉避難所の拡充等に取り組む。

6-6) 異常湧水等による用水の供給の途絶

(湧水への対応) [市]

- 湧水時にも市民生活や都市活動に影響が生じないように、安定した給水サービスを確保するために水源の多系統化を進める。

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

7-3) 沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺

(大規模地震災害を想定したリスクシナリオのため、風水害に関する項目なし)

7-4) 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(河川の整備等) [市・県・国]

- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため、河川改修等を推進する。
- 河川管理施設や河川堤防について、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(排水施設の防災対策・機能確保) [市・県・国]

- 開口部の閉塞や防水扉の設置等、浸水を防ぐための事業を検討・推進する。その際、電源喪失時にも樋門・樋管からの逆流を防止するため、ゲート等の自重降下による閉鎖等の対策を行う。
- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る。
- 土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的に改良・改修を行う。
- 施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [市・県・国]

- 風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を効果的に行うため、関係機

関が連携して湛水排除の手順を検討する。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい対策等の実施) [市]

- 有害物質の流出等事故に備え、有害物質保管状況等点検訓練を引き続き実施する。
また、**建築物等の倒壊等による**アスベスト飛散リスクを低減するため、アスベスト使用の市有建築物について施設の状況に応じてアスベストの除去を進めるほか、民間も含めた市内のアスベスト使用建築物の情報の把握や建築物等の所有者への啓発を行う。

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) [市・県]

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設等の長寿命化対策、機能強化等を進める。
- 土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的に改良・改修を行う。**

8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理対策の推進) [市・県]

- 廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定し、策定後も随時検証・見直しを行う。また、廃棄物処理施設の浸水対策などを具体化させるとともに、仮設焼却炉の設置検討を進める。
- 膨大な量の災害廃棄物を処理するため、他圏域を含む地方公共団体や民間企業など広域連携体制の構築を図る。

(オープンスペースの利用調整) [市・県]

- 災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースを効率的に活用するため、被災シナリオに応じた利用方法等について調整を図る。

8-2) 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（専門家等の育成及び民間との連携）[市・県・国・民間]

- 発災後の二次災害を防ぐため、被災宅地危険度判定士を養成し、判定実施体制を整備するとともに、復旧・復興を担う人材の育成や確保に取り組む。
- 民間団体との災害協定の締結や運用面での検証を進めるとともに、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成や物資の第一次集約拠点の整備等を行う。

（災害ボランティアの確保及び円滑な受け入れ）[市・民間]

- 災害ボランティアコーディネーター人材の育成や、災害ボランティアセンターでの受け入れ体制の整備を図るとともに、大規模災害時に備えたボランティアの確保を進める。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（防災活動等を通じたコミュニティ醸成）[市・民間]

- 地域と事業所との支援協力体制づくりや自主防災組織等による活動、災害時要援護者の避難支援に向けた取り組みなど、地域における日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成を図る。

（住民情報の整備）[市]

- 災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新する。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（交通施設等に関する防災対策の実施）[市・県・名管・国・民間]

- 災害時における物資の輸送ルートや広域支援ルートを確保するため、橋りょうの維持補修を進めるとともに、被災状況の把握や迅速な道路啓開に向けた準備を行う。

（地籍調査の推進）[市]

- 被災後の迅速なまちの復興に重要な土地境界の確定に向け、地籍調査を推進する。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(河川の整備等) [市・県・国]

- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため、河川改修等を推進する。
- 河川管理施設や河川堤防について、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(雨水対策の推進) [市]

- 内水による被害を軽減するため、平成 12 年の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に実施している緊急雨水整備事業を着実に進める。
- 緊急雨水整備事業の対策地域以外については、都市化の進展や雨水の集まりやすい地形であることなどが原因で浸水が発生した地域では、その状況を検証の上、必要に応じて、下水道施設や排水施設の集水能力を強化などの対策を検討する。

(排水施設の防災対策・機能確保) [市・県・国]

- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る。
- 土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的に改良・改修を行う。
- 施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [市・県・国]

- 風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を効果的に行うため、関係機関が連携して湛水排除の手順を検討する。

(地盤沈下状況の把握) [市・県・国]

- 地盤沈下対策に資する施策として、一級水準測量をはじめ、観測井戸における地下水位や地盤収縮量の観測により、地盤沈下の状況について把握する。

(街区の世界座標化の推進) [市]

- 官民境界を示す杭や鈎が浸水被害や土砂災害により亡失し、境界が不明確になる事態を避けるため、街区の世界座標化を推進する。

8-6) 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(早急な住宅確保に向けた取り組み) [市・県・民間]

- 被災者の早期住宅確保に向け、県・市・民間企業が連携して公営住宅や民間賃貸住宅など既存ストックの活用を図ることができる体制を整備するとともに、応急仮設住宅の建設候補地に関する配置計画の作成や更新を行う。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、県・市・民間企業が連携して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速に行うための体制を構築する。

(オープンスペースの利用調整) [市・県]

- 災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースを効率的に活用するため、被災シナリオに応じた利用方法等について調整を図る。

(就労支援における連携体制の強化) [市]

- 災害発生後すみやかに就労支援を実施するため、ハローワークなど他の就労関係機関との連携体制を強化する。

(復興準備体制の構築) [市]

- 過去の震災等での復興事例を踏まえ、被災後の復興課題の解決のために必要な施策や復興事業実施プロセスのあり方について検討を進め、円滑な復興を可能とする体制を構築する。

(2) 施策分野ごとの方針

1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等

<行政機能>

(防災拠点の機能確保等) [市]

- 防災拠点において洪水、内水はん濫、高潮による浸水から機能継続性（電力、通信、備蓄等）を確保するための対策を進める。
- 防災拠点へのアクセス支障の影響を緩和するための対策を検討・実施するとともに、対策実施に長期間を要する場合には、代替場所の選定等による当面の運用対策を行う。
- 避難所における必要な資機材の導入を進めるなど、発災時における所要の機能を維持するとともに、運営の円滑化を図る。

(圏域の防災力を高める拠点機能の充実) [市・県・国]

- 自然災害に強い熱田台地上に位置し、国・県・市の官公庁施設、医療機関、宿泊施設、報道機関などの重要な機能が集積している三の丸地区を中心に、広域巨大災害時のオペレーションや首都圏が機能不全に陥った際のバックアップも見据えた機能強化を進める。

(復興準備体制の構築) [市]

- 過去の震災等での復興事例を踏まえ、被災後の復興課題の解決のために必要な施策や復興事業実施プロセスのあり方について検討を進め、円滑な復興を可能とする体制を構築する。

<警察・消防等>

(災害対応車両や資機材等の充実) [市]

- 発災後の膨大な消防・救急需要に的確に対応するため、消防署等の整備、消防車両の更新及び救急体制の充実などを図る。
- 消防・救急車両等をいち早く稼働させるため、消防職員の早期参集のための対策を講じるほか、災害現場での連絡体制等の事前把握に向けた資器材データ情報等の共有や、消防救急無線のデジタル化を進める。

(情報収集・提供対策の実施) [市・県・国]

- 行政内で使用する情報システムや消防の指令管制システムの災害時における安定運用を行うほか、災害時の広報・広聴体制を充実するため、災害広報マニュアルを整備する。また、災害対策本部における情報の集約や提供を行う指揮系統の確認など、現体制の実効性を検証する。
- 災害時に必要な住民情報を把握するため、学区別、町・丁目別に作成された災害対策住民リストを定期的に更新する。
- 災害対応に遅れが生じないように、雨量、河川水位の状況や気象情報等が常に収集でき、市民への情報提供が滞らないようにする。
- 円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、洪水、内水はん濫、高潮に係る水位到達情報を適切に周知する体制の構築を進める。

(災害対応の体制強化) [市・県・国]

- 災害ボランティアなど外部人材の活用を含めて人員を確保するほか、消防団員の充足率向上を含めた消防団の充実・強化を推進する。
- 災害時に人員が不足する場合を想定し、訓練や研修等による職員の災害対応能力の向上や関係機関との連携強化を図る。
- 災害時における自衛隊、警察、消防等の連携を図るため、あらかじめ活動計画の策定や受け入れ体制の確立を行うとともに、海上保安庁が所有する船艇及び航空機の派遣、職員の派遣、資器材の増援など、災害対応業務の実効性を高める。
- 発災後の二次災害を防ぐため、被災宅地危険度判定士を養成し、判定実施体制を整備する。

(円滑な避難体制の整備) [市・県・国]

- 洪水、内水はん濫、高潮、土砂災害の危険性など地域の特性や災害時要援護者の避難支援を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する。
- 最大規模の高潮や洪水を想定し、時系列での行動や広域避難のあり方について関係機関が連携して検討を進める。

② 住宅・都市

(早急な住宅確保に向けた取り組み) [市・県・民間]

- 被災者の早期住宅確保に向け、県・市・民間企業が連携して公営住宅や民間賃貸住宅など既存ストックの活用を図ることができるとともに、応急仮設住宅の建設候補地に関する配置計画の作成や更新を行う。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、県・市・民間企業が連携して被災住宅の応急修理を適確かつ迅速に行うための体制を構築する。

(避難路の整備及び避難場所の確保) [市]

- 風水害による被害に対し、緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備を進める。
- 各災害(洪水・内水・土砂・高潮)に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定を推進する。

(帰宅困難者対策の推進) [市・県・民間]

- 主要な交通結節点周辺において、滞在者等の安全を確保するため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、積極的に広報を行う。

(上下水道の機能確保等) [市]

- 上下水道施設において浸水被害が発生した場合の災害対応や機能復旧を速やかに実施するため、災害対応力の強化や関係機関との連携による復旧の迅速化に向けた取り組みや、施設相互のバックアップ機能の強化など、安全度の向上策について検討を進める。

(地下街等の防災対策に関する取り組み) [市・民間]

- 洪水、内水はん濫、高潮による浸水が想定される地下街等について、浸水防止対策の徹底や利用者の安全な避難確保を図るための体制づくりを進める。

③ 保健医療・福祉

(災害時の医療機能等の確保) [市・民間]

- 災害時に名古屋市各区医師会の医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化がすすんでいる状況にあるため、改築補助を実施する。
- 必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携して充実を図る。

(予防接種の促進) [市]

- 感染性の高い疾病について、引き続き平時からの予防接種促進を図る。また、災害時の医療資源調整に向けて、関係機関との広範な連携体制を構築する。

(バリアフリー化の推進) [市・民間]

- 災害時の避難等を見据え、高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備を引き続き進める。

(災害時要援護者に対する支援等) [市・民間]

- 災害時要援護者の避難や被災後の生活について、地域における支援計画の作成支援や福祉避難所の拡充、支援人材の確保等を進める。

④ エネルギー

(防災拠点における電力の確保) [市]

- 防災拠点の電力を確保するため、非常用発電機の機能強化を図るほか、浸水等に対する対策を検討・実施する。また、そのうち小中学校については、最低限の電力を確保するため、用途に応じた電力確保対策を検討・実施する。

(エネルギー供給施設等の災害対応力強化) [国・民間]

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価に基づき、必要に応じて発電所や送配電設備の災害対応力の強化を進めるとともに、道路管理者など関係機関との連携による復旧の迅速化を図る。
- 浸水時に異常が発生する可能性があるガス関連設備について計画的に取り替えを進めるとともに、道路管理者等との間で情報共有などの連携強化を進める。
- 緊急時の石油供給の機能停止を避けるため、中核 SS (サービスステーション) の機能拡充を図る。

(自立・分散型エネルギーの導入促進) [市・県・民間]

- エネルギー供給源の多様化に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等の個別電源など、災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

⑤ 情報通信

(防災拠点における通信の確保) [市]

- 防災活動拠点及び避難所となる小中学校に設置されたデジタル移動無線等の浸水・停電対策を検討・実施する。
- 行政内で使用する情報システムや消防の指令管制システムについて、災害時の安定運用に向け、人材の育成・保守契約の見直しや代替機の検討を行う。

(災害時情報提供の多重化) [市・県・国・民間]

- 災害時に必要な情報を確実に伝達するため、多様な情報媒体による情報提供や情報提供サービス事業者との協定締結などを継続して行う。

○住民が利用する多様なメディアへ災害情報を有効に届けるため、情報発信者となるライフライン事業者等及び情報伝達者となる報道機関は、Lアラートを利用した災害情報の効率的な提供、収集、情報発信の体制構築に取り組む。

○本市関連施設へ設置された公衆無線LANについて、災害発生時におけるアクセスポイントの無償開放など、災害時の通信基盤、情報提供手段としての活用を図る。

(情報通信に係る電力確保対策の推進) [国・民間]

○情報通信事業者の停電対策として、局舎での非常電源装置の導入を引き続き進めるほか、災害時の放送継続体制を構築するため、放送設備の多重化に取り組む。

⑥ 産業・経済

(企業活動の持続性の向上) [市・県・国・民間]

○行政や経済団体、大学等が連携した企業防災の啓発や人材の育成に取り組むとともに、災害時の業務継続に向け、個別企業の事業継続計画の策定や計画の充実・実効性の向上を図り、重要な産業施設を中心に地域連携BCPの普及を進める。

○非常用電源の確保等の産業設備の災害対応力強化を進めるとともに、工場・事業所等の移転など抜本的な対策の促進を図る。

○災害により被災した中小企業の情報収集や相談窓口の設置等を行うための準備を進める。

(就労支援における連携体制の強化) [市]

○災害発生後すみやかに就労支援を実施するため、ハローワークなど他の就労関係機関との連携体制を強化する。

⑦ 交通・物流

(広域交通ネットワーク機能の維持・強化) [市・県・名管・国・民間]

○広域交通ネットワーク機能の維持・強化や代替性の確保に向け、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線をはじめとする広域道路網の整備や、名古屋港及び中部国際空港の機能強化など、基幹となるインフラ整備を促進する。

○被災時に早期の広域支援ルートや代替物流・交通手段が確保できるように、港湾、空港、高速道路、鉄道、物流拠点など、異なる施設間の適切な連携を図り、広域的かつ総合的な緊急輸送ネットワークを構築する。

○災害による広域交通ネットワークの被災状況を把握するため、ヘリコプターや空中写真の活用、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活

用可能な防災機関相互の通信手段の構築、航路啓開等のオペレーション計画の策定など、事前の対策実施や体制の構築を行う。

(交通施設等に関する防災対策の実施) [市・県・国・民間]

- 緊急輸送道路や避難路となる都市計画道路の整備、橋りょうの維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修、道路附属物の老朽化対策、交通の円滑かつ事故防止に資する交差点改良等を進める。
- 地下鉄施設について、津波や局地的大雨に対処するため止水板の強度アップや立上げ作業の迅速化対策などの機能強化を進める。また、ハード整備により対応することは難しい対策については、ソフト面の対応として、避難対策の充実を図る。
- 風水害の際、街路樹の倒木や折れ枝等により道路をふさぎ交通ネットワークを分断することがないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹の計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理を行う。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行うことにより排水機能が常に良好な状態を保つ。
- 応急対策を円滑に実施するため、関係機関による合同防災訓練を実施する。

(物資調達・供給体制の構築) [市・国・民間]

- 災害時の物資調達に向け、大規模小売業者等との協定締結や連携強化を図る。また、物資集配の状況や拠点となる箇所の情報集約を行う体制等について検証するとともに、物資輸送に係る物流専門家の派遣・育成、物資輸送に関わる企業間の連絡網の整備などを行う。

⑧ 農林水産

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) [市・県]

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。
- 土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的に改良・改修を行う。

(市場関係者の連携・協力体制の推進等) [市・国・民間]

- 食品流通に係る事業の災害時の維持または早期再開を目的として、市場関係者における連携・協力体制を推進することで中央卸売市場機能の維持を図る。また、米穀の災害時の供給に向け、備蓄米のとう精場の確保を行う。

⑨ 地域保全

(総合的な治水対策) [市・県・国]

- まちづくりと治水との整合を図りつつ、河川・下水道等の相互調整などを行いながら、全市的な視点に立った統一的な治水方針を検討し、必要に応じて施設能力の増強や中川運河等の活用を図る。合わせて、浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制を推進するとともに、適切な防災情報の提供や、ハザードマップの活用方法の説明、簡易水防工法の普及など、市民の自助・共助を支援する取り組みの拡充を図り、総合的な治水対策を進める。

(海岸保全施設等の整備) [市・県・名管・国]

- 高潮による被害を軽減するため、名古屋港における高潮防波堤や防潮壁などの防災施設の整備及び維持保全を推進する。

(河川の整備等) [市・県・国]

- 河川整備計画に基づき、河川のはん濫等による浸水被害の軽減を図るため、河川改修等を推進する。
- 河川管理施設や河川堤防について、被害の早急な復旧に備え、河川台帳を整備する。

(雨水対策の推進) [市]

- 内水による被害を軽減するため、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に実施している緊急雨水整備事業を着実に進める。
- 緊急雨水整備事業以外の地域については、都市化の進展や雨水の集まりやすい地形であることなどが原因で浸水が発生した地域では、その状況を検証の上、必要に応じて、下水道施設や排水施設の排水能力を増強するなどの対策を検討する。

(排水施設の防災対策・機能確保) [市・県・国]

- 老朽化した下水道施設や排水施設について確実に改築更新を実施するとともに防災性の向上を検討する。また、施設の長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化を図る。
- 土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的に改良・改修を行う。
- 施設の機能を維持するため適切な維持管理を行う。

(効率的かつ効果的な湛水排除の検討) [市・県・国]

- 風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を効果的に行うため、関係機

関が連携して湛水排除の手順を検討する。

(公園の防災対策) [市]

○公園・緑地が本来の機能を発揮し、倒木により都市機能を阻害する事態が生じないように、老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適正な維持管理を行う。

○がけ崩れの恐れのある公園において、がけ崩れ対策を検討・実施する。

(地盤沈下状況の把握) [市・県・国]

○地盤沈下対策に資する施策として、一級水準測量をはじめ、観測井戸における地下水位や地盤収縮量の観測により、地盤沈下の状況について把握する。

⑩ 環境

(災害廃棄物処理対策の推進) [市・県]

○廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定し、策定後も随時検証・見直しを行う。また、廃棄物処理施設の津波・浸水対策などを具体化させるとともに、仮設焼却炉の設置検討を進める。

○膨大な量の災害廃棄物を処理するため、他圏域を含む地方公共団体や民間企業など広域連携体制の構築を図る。

(有害物質の漏えい対策等の実施) [市]

○有害物質の流出等事故に備え、有害物質保管状況等点検訓練を引き続き実施する。また、**建築物等の倒壊等による**アスベスト飛散リスクを低減するため、アスベスト使用の市有建築物について施設の状況に応じてアスベストの除去を進めるほか、民間も含めた市内のアスベスト使用建築物の情報の把握や建築物等の所有者への啓発を行う。

⑪ 土地利用

(集約連携型都市構造の実現) [市・県・国]

○名古屋市都市計画マスタープランに掲げる「集約連携型都市構造の実現」に向け、将来的な人口減少や災害リスクを考慮した土地利用や施設立地のあり方等について関係機関が連携して検討を行い、誘導施策を進める。

(オープンスペースの利用調整) [市・県]

○災害時の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地などに利用可能なオープンスペースを効率的に活用するため、被災シナリオに応じた利用方法等について調整を図る。

(地籍調査及び街区の世界座標化の推進) [市]

○被災後の迅速なまちの復興を可能にするため、国が実施する都市部官民境界基本調査に続き、官民境界の私有地との境界を調査・測量する地籍調査（官民境界等先行調査）を推進する。また、**浸水被害や土砂災害の発生**により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を推進する。

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(防災意識の啓発等) [市・県・国]

- 住民の**防災意識**を高めるため、防災講演会や広報媒体の活用、防災に関する展示など、様々な機会を捉えた普及啓発を行う。また、災害対応の場における男女平等参画等について意識啓発を進める。
- 学校や保育所における保護者を含めた防災教育・啓発の推進や、教員の防災意識の向上を図る。
- 行政、大学、ボランティア、経済団体等が連携を図りながら「防災・減災カレッジ」などの機会を通じ、それぞれの主体における防災人材の育成に取り組むとともに、育成後のフォローアップや相互交流を図る。
- 平成 27 年 5 月改正の水防法を踏まえ、想定し得る最大規模の洪水、内水（雨水出水）、高潮を前提とした浸水想定区域の指定を進めるとともに、それぞれのハザードマップを作成し、住民等に対する災害リスクの周知や避難方法の啓発等の対策を進める。

(地域の災害対応能力の向上) [市]

- 地域における防火防災活動や事業所との支援協力体制づくりを推進する。
- 災害発生時の共助に向け、地域における助け合いの取り組み等を通じたコミュニティ機能の維持や向上を図るほか、**女性や元気な高齢者などの担い手づくり**、防災ボランティアなど地域を守る団体の主体的な活動を促進する。

② 老朽化対策

(アセットマネジメントの推進) [市・県・名管・国]

- 防災拠点となる建築物や道路、河川、**上下水道**、港湾施設などの公共土木施設は今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化などアセットマネジメントを推進することで、経費の抑制や平準化の実現とともに、災害時における交通ネットワークの確保や排水機能の維持を図る。
- 今後の人口減少社会を見据え、将来需要の適切な見通しのもと、学校などの建築物の集約化や廃止・縮小を含めた保有資産量の適正化等について、大規模自然災害への対応についても考慮しながら検討を進める。

③ 研究開発

(先端的な研究開発及び成果の活用促進) [市・県・名管・国・民間]

- 国が主導する最先端の研究開発の動向を踏まえつつ、地域の研究機関を中心として、地震・津波の被害予測や対策、発災後の現実的な復旧・復興対策の検討及び社会実装を目指した取り組みを継続する。

④ 産学官民・広域連携

(他都市等との相互応援体制の充実) [市・県]

- 中部9県1市や政令指定都市等で締結している災害時の応援協定に基づき、災害時の応急対策や復旧対策を円滑に遂行するための相互の救援協力に引き続き取り組む。
- 名古屋市が被災した場合に応援部隊などの受け入れをスムーズに行うため、事前計画の策定とそのための関係団体との調整を行う。

(関係団体間の連携強化) [市・県・名管・国・民間]

- 本市と近隣市町村で構成する会議や東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会などの枠組みを活用しつつ、広域巨大災害を想定した連携体制の構築を進めるとともに、協議の場や合同訓練の機会などを通じて災害対応に向けた取り組みの実効性を高める。
- 大学との連携を通じた研究成果の活用や人材育成を進めるなど、各機関における人材や情報のネットワーク化によるソフトインフラの構築を図ることで、地域のシンクタンク機能の向上を目指すとともに、継続的な取り組みを支える拠点機能の充実に取り組む。

3. 愛知県と連携した取り組み

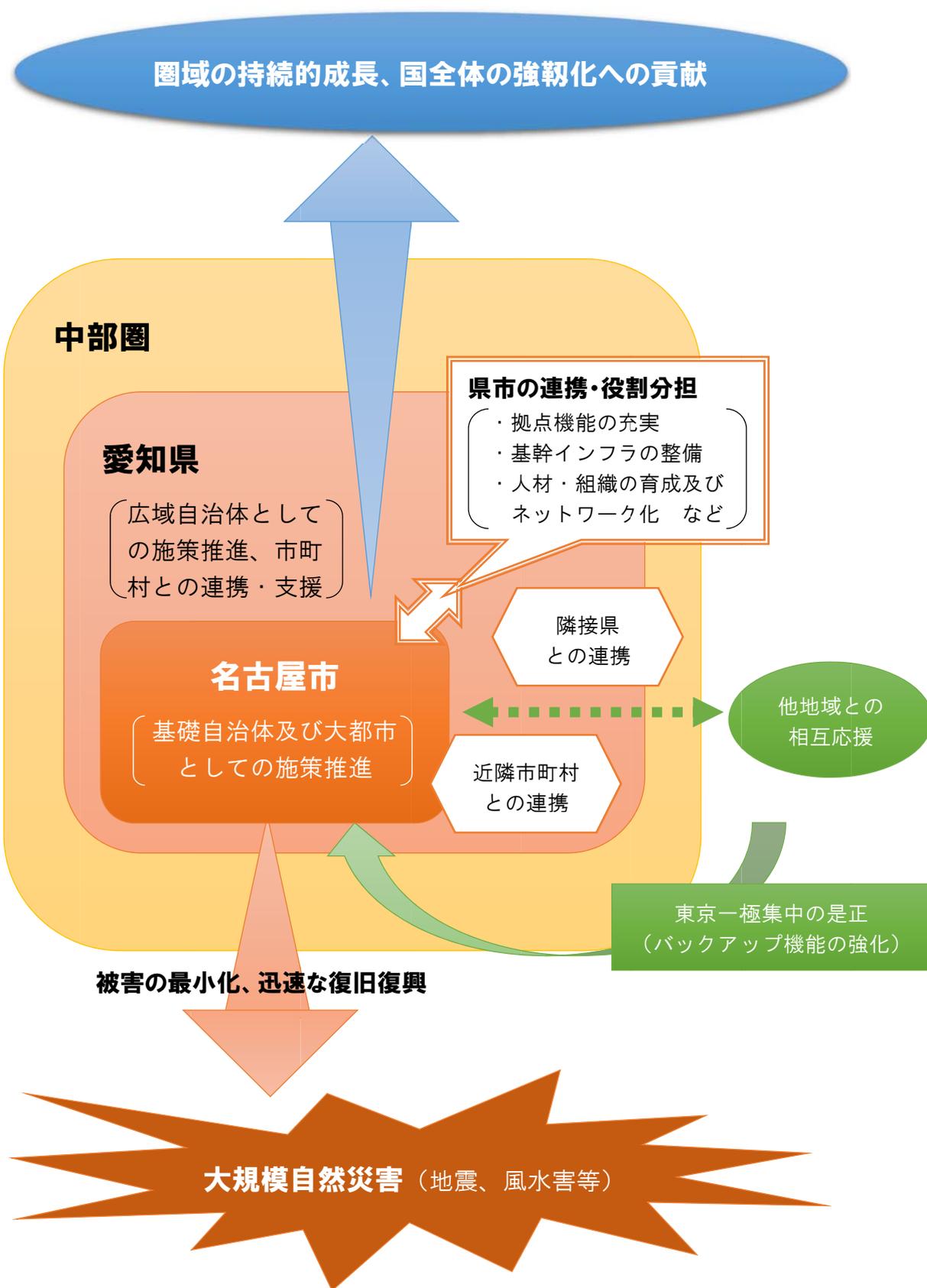
地域の強靱化に向けては、政令指定都市である本市と愛知県とが方針を共有し、効果的に連携や役割分担を行うことが重要となる。これまでも本市と愛知県とは、防災・減災に関するハード・ソフト対策において、近隣の市町村や関係団体も含めた連携に取り組んできた。また、基礎自治体である本市は住民やコミュニティに近い立場で施策を推進し、近隣市町村との連携を図る一方で、広域自治体である愛知県は県内市町村間の調整や隣接県との連携を進める必要がある。

今後も県市の強靱化や国全体の強靱化への貢献に向け、東京一極集中の是正や首都機能のバックアップなども考慮しつつ、圏域の防災力や自立性を高めるための拠点機能の充実、基幹インフラの着実な整備、人材・組織の育成及びネットワーク化などについて、県市が連携を強化しながら取り組む必要がある。

<参考>現状における県市連携の取り組み例

取り組み名	連携の内容
建築物等の耐震化	県市合同で「愛知県建築物地震対策推進協議会」及び「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」を設置し、耐震化工法の開発・評価や住民向けの普及啓発等を実施
防災・減災カレッジの実施	県市及び関連団体で「あいち防災協働社会推進協議会」を構成し、産学官民が連携して防災人材の育成を実施
帰宅困難者対策の推進	県市及び関連団体で「愛知県帰宅困難者等支援対策検討委員会」を構成し、広域的な帰宅困難者等支援対策を推進
都市再生安全確保計画の作成・運用	県市及び関連企業等で「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画部会」を構成し、滞在者等の安全確保や都市機能の継続に向けた官民連携での対策を協議
堤防等の強化や津波対策の推進	県市及び他の市町村で「愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会」や「愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会」を構成し、情報共有や対策を推進
流域での総合治水対策の推進	県市及び他の市町村等で「新川流域総合治水対策協議会」や「境川流域総合治水対策協議会」を構成し、情報共有や対策を推進
広域道路網の整備	県市及び関連団体で「名古屋環状2号線整備促進期成同盟委員会」や「西知多道路推進協議会」を構成し、早期整備を促進
中部国際空港の機能強化	県市及び関連団体で「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」を構成し、二本目滑走路（完全24時間化）の早期実現に向けた取り組みを実施

< 県市連携に基づく強靱化の取り組みイメージ >



4. 時間軸を考慮した施策展開の必要性

上記1. 2で掲げた施策の方針には、緊急度や有効性の観点から短期間で優先的に進めるべき取り組みもあれば、多額の財源が必要なものや関係者における協議や調整に時間を要するものなど、中長期的な展望のもとで着実に推進すべき取り組みもある。

特に、住宅等の耐震化や市有建築物における吊り天井の脱落対策、**避難場所等の確保や情報伝達の充実**、消防体制の整備など人命の保護に関わりが深いものや、避難所の機能充実など被災後の生活支援に関わるものは、基礎自治体である本市を中心として速やかに対応を図る必要がある。また、港湾や河川、**下水道**に係る防災施設やライフラインの維持・強化については、各管理者が責任を持って対策を進めるほか、公助の役割と発災直後の限界を踏まえ、多様な機会を捉えた普及啓発や人材育成、地域での活動支援などを通じて地域防災力やコミュニティの向上に継続的に取り組むことが重要である。

一方、本市には多くの人口や都市機能が集積していることから、帰宅困難者対策など大都市特有の課題への対応や、広域交通ネットワーク機能の維持・強化、サプライチェーンを考慮した企業BCPの策定や運用を推進するとともに、首都圏のバックアップなどを見据えた都市機能の強化等についても、中長期的な視点を含めて検討を進める必要がある。また、被災後の円滑な復旧や復興を可能とすべく、様々な被害状況を念頭に置いた課題への対応等についても検討し、関係者間での協議・調整等も行っていくことが重要である。さらに長期的には、土地利用や施設立地のあり方等について、将来的な人口減少などを見据えつつ、大規模災害による災害リスクを想定した上で、関係者が連携を図りながら検討を進める必要がある。

このため、強靱化を図るための施策の推進においては、短期から長期にわたる時間軸を考慮して効果的な施策展開を行う必要があり、優先順位を考慮した重点化を行うなど計画的な推進を図っていくことが重要である。また、中長期的な課題についても、日頃から関係者間で問題意識の共有化や連携体制の構築を進めつつ、相互の調整や検討の具体化に取り組んでいく必要がある。

第5章 優先的な取り組み事項

第4章で示した施策の方針に基づき、限られた資源の中で着実な推進を図るためには、緊急性や有効性の観点などから、優先順位の高い取り組みを重点的に進める必要がある。

以下に、「1. 震災対策」及び「2. 風水害対策」について、本市が平成30年度までに進めるべき取り組みとして主な指標や事業を示す。主な指標はリスクシナリオの回避に向けた取り組みの進捗を示す観点から事前に備えるべき目標ごとに整理し、主な事業はリスクシナリオ間での重複を考慮し、施策分野ごとに整理している。

なお、本市では平成26年10月に、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて実施すべき震災対策について取りまとめた「名古屋市震災対策実施計画」を策定しており、「1. 震災対策」については同計画に掲載された計画目標及び主な事業との整合を図っている。

1. 震災対策

(1) 主な指標

リスクシナリオの回避に向けて本市が取り組む施策の進捗状況を把握するための主な指標を設定し、8つの事前に備えるべき目標ごとに整理する。それぞれ現状値については平成25年度末を基本とし、平成30年度までの取り組み内容としての目標値を掲げる。

目標値欄に〔 〕が記載されている指標については、原則として、現状値欄には平成25年度における事業量を、目標値欄には平成26年度～30年度の5年間の見込み事業量を掲載

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

民間住宅の耐震診断及び改修の件数を着実に伸ばすとともに、学校施設の屋内運動場等をはじめとする対策が必要な吊り天井の脱落対策を進める。また、避難地となる公園の整備や平成26年度に制度を新設した防災協力農地の登録数増加に取りくみつつ、浸水を防ぐための河川堤防の耐震対策を進める。さらに、地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数の増加や、すべての町内会・自治会において助け合いの仕組みづくりを推進するなど、地域防災力の向上を図る。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
---------------	-----	---------------	---------------

1-1	民間木造住宅の耐震診断件数（累計）	23,133 件	28,433 件
	民間非木造住宅の耐震診断件数（累計）	6,778 戸	8,678 戸
	民間住宅の耐震改修件数（累計）	3,674 戸	5,500 戸
	耐震対策が必要な市営住宅のうち耐震改修完了済みの棟数（累計）	7 棟	14 棟
	震災に強いまちづくり方針（H27.1 改定）において避難地と位置付けられている公園のうち整備済み公園数	153 箇所	157 箇所
	防災協力農地登録箇所数	—	200 箇所
	市施行土地区画整理事業における整備完了済みの地区数	—	[1 地区]
	老朽木造住宅の除却助成件数(累計)	—	280 件
	狭あい道路の改善に係る助成件数（累計）	25 件	35 件
	都市防災不燃化促進事業における広小路線地区の建替助成件数(累計)	256 件	268 件
	都市防災不燃化促進事業における東郊線地区の建替助成件数(累計)	21 件	46 件
	都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数（累計）	3 地区	8 地区
1-2	民間保育所における新耐震基準を満たす保育所の割合	約 93%	100%
	家庭保育室における新耐震基準を満たす保育室の割合	約 91%	100%
	留守家庭児童健全育成事業施設における新耐震基準を満たす施設の割合	約 88%	100%
	多数の者が利用する建築物の耐震診断件数(累計)	55 件	175 件
	多数の者が利用する建築物の耐震改修件数	—	[12 件]
	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断件数	—	[38 件]
	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修件数	—	[15 件]
	屋内運動場等の吊り天井脱落対策未実施校数	127 校	0 校
東山動植物園内施設における耐震対策が必要な施設の耐震化達成率	約 17%	100%	
1-4	山崎川堤防の耐震化延長	80m	[3,700m]
1-6	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,046 件	1,550 件
	災害時外国人支援ボランティア研修の受講者数（延べ人数）	588 人	1,000 人
	助け合いの仕組みづくりの取り組み実績のある町内会・自治会の割合	49.9%	100%
	防災に関する研修を受講したことのある教員の割合	50%	100%

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

本市の南海トラフ巨大地震の被害想定における避難所避難者等に物資を供給するため、3日分の食糧及び生活必需品の備蓄を行うとともに、大規模小売業者等と災害時物資供給協定の締結を推進する。また、通常時に運用する救急車とは別に、非常時に運用する救急車を各消防署に拡充するほか、民間再開発事業による公共貢献施設の活用により、震災時において帰宅困難者を一時的に収容できる施設や備蓄倉庫等の導入を促進する。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度))	目標値 (30年度)
2-1	災害救助物資（食糧）の備蓄数	40万食	151万食
	災害救助物資（毛布）の備蓄数	7.1万枚	27.6万枚
	災害時物資供給協定の締結事業者数	21事業者	26事業者
	物資集配拠点マニュアル整備済の拠点箇所数	1箇所	5箇所
2-2	非常用救急自動車の整備数	7両	16両
2-3	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約8時間	平均72時間
2-4	都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数（累計）【再掲】	3地区	8地区

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

防災活動拠点となる市役所、区役所、消防署において、停電時にも災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の機能強化を図るとともに、各局室区の職員用防災備蓄物資について、被災地外からの物資調達が可能となるまでの目安となる3日分を確保する。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
3-4	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間【再掲】	平均約8時間	平均72時間
	3日分の職員用食糧備蓄の確保ができている局室区の割合	約3%	100%

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

防災活動拠点となる市役所、区役所、消防署において3日分の非常用発電を確保し、災害発生直後の情報システムの安定的な運用に向けた体制を整える。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
4-1	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間【再掲】	平均約8時間	平均72時間

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

事業継続計画に関する普及啓発や中小企業に対する策定支援を実施するとともに、緊急輸送道路網の形成を図るための整備や啓開に関する計画の策定を行う。また、緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強や改築、橋りょうの補修を計画的に実施する。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
5-1	卸売・小売・サービス業5人以上、製造業・その他の業種20人以上の中小企業の事業継続計画策定割合	12.2%	25%
5-4	緊急輸送道路網の整備箇所数	事業中8箇所	完了 〔6箇所〕
	緊急輸送道路等啓開計画の策定	未策定	策定
	耐震補強実施橋りょう数	事業中8橋	着手〔21橋〕 完了〔27橋〕
	耐震改築実施橋りょう数	事業中2橋	事業中〔2橋〕
	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合	27%	70%

6)大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

上下水道機能の確保に向け、配水管及び下水管の更新や耐震化等を進めるとともに、市バス・地下鉄施設におけるすべての駅施設、工場、変電所、バス営業所などで耐震性能を確保する。また、避難所の給排水が利用できない場合に備え、災害用トイレの備蓄を増やすとともに、避難所の開設・運営訓練等の全学区での実施や、災害時要援護者の避難場所となる福祉避難所の拡充を進める。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
6-2	配水管の更新及び耐震化延長	96km	[475km]
	災害応急用井戸に指定されている事業場数	92 事業場	160 事業場
6-3	下水管の改築・更新及び耐震化延長	33km	[190km]
6-4	緊急輸送道路網の整備箇所数【再掲】	事業中 8 箇所	完了 [6 箇所]
	緊急輸送道路等啓開計画の策定【再掲】	未策定	策定
	耐震補強実施橋りょう数【再掲】	事業中 8 橋	着手 [21 橋] 完了 [27 橋]
	耐震改築実施橋りょう数【再掲】	事業中 2 橋	事業中 [2 橋]
	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合【再掲】	27%	70%
	電線類の地中化実施路線数	事業中 2 路線	完了 [1 路線]
	舗装道の補修面積	47ha	[262ha]
	街路灯の更新数	2,407 基	[3,837 基]
	市バス・地下鉄施設における耐震性能の確保率	95%	100%
6-5	避難所等における災害用トイレ（下水道直結式）の備蓄数	771 基	800 基
	避難所等における災害用トイレ（くみ取り式）の備蓄数	510 基	1,900 基
	避難所等における災害用トイレ（簡易パック式）の備蓄数	30 万回分	270 万回分
	避難所等における災害用簡易洋式便座の備蓄数	—	7,500 個
	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	64%	100%
	福祉避難所数	92 箇所	110 箇所

7) 制御不能な二次災害を発生させない

土地区画整理事業等や木造住宅密集地域の改善に係る各種助成を進めるほか、耐震性を有する防火水槽等の整備を完了させる。また、円滑な排水を可能とするために排水路の改良やポンプ所の整備・更新等を進めるとともに、土地改良区内にあり老朽化が進んでいる排水機場について改修を行う。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
7-1	市施行土地区画整理事業における整備完了済みの地区数【再掲】	—	[1地区]
	老朽木造住宅の除却助成件数(累計)【再掲】	—	280件
	狭あい道路の改善に係る助成件数(累計)【再掲】	25件	35件
	都市防災不燃化促進事業における広小路線地区の建替助成件数(累計)【再掲】	256件	268件
	都市防災不燃化促進事業における東郊線地区の建替助成件数(累計)【再掲】	21件	46件
	耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率	約80%	100%
7-4	堀川の整備率	35.4%	40%
	排水路の改良延長	累計 19.7km	[16.6km]
	整備・更新等を実施したポンプ所数	16箇所	[89箇所]
	土地改良区の排水機場の改修工事実施箇所数	機能診断 5箇所	完了 [5箇所]

8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための計画を策定するほか、復旧・復興を担う人材として、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の登録者数、災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数の増加を図る。また、堤防等に被害が生じた場合に早期の原状復旧を可能とするための河川台帳の調製や、液状化現象等により不明確となった街区の位置を復元するために街区の世界座標データ化を進める。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
8-1	災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定
8-2	応急危険度判定士の登録者数	2,427人	2,700人
	被災宅地危険度判定士の登録者数	79人	90人
	災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数	1,022人	1,400人
8-4	耐震補強実施橋りょう数【再掲】	事業中8橋	着手〔21橋〕 完了〔27橋〕
	耐震改築実施橋りょう数【再掲】	事業中2橋	事業中〔2橋〕
	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合【再掲】	27%	70%
8-5	河川台帳調製済みの河川数	22河川	24河川
	街区の世界座標データ化済みの市域面積の割合	18.1%	50%程度

(2) 主な事業

リスクシナリオの回避など、地域の強靱化に向けて本市が取り組む主な事業を施策分野ごとに位置づけ、各事業の概要や関連する主なリスクシナリオ番号、所管局とともに、前述した震災対策実施計画において該当する事業番号（拡充等を行ったものは（）、追加したものは－で表示）を示す。

1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等（行政機能）

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
防災活動拠点等の機能確保策の検討	発災後に災害対応活動が維持できない恐れがある防災活動拠点等について、機能確保に関する各種方策を検討の上、必要に応じて対策を推進する。また、耐震性を満たしていない他施設との合築建築物も含め、機能継続性を確保するための対策を検討する。	1-6、2-2 2-3、3-4 4-1	防災危機管理局 関係局区	(12)
基幹となる広域防災拠点の整備検討	基幹となる広域防災拠点の整備について、国・県等関係機関との検討を行う。	2-1、2-2 3-3	防災危機管理局	58
土木事務所の機能の維持・強化	関係機関との合同防災訓練の実施、業務継続体制の拡充により、機能の維持・強化を図る。	3-4	緑政土木局	10
災害時の対応マニュアルによる訓練・検証	災害時の対応マニュアルの実効性を確保するため、訓練等により継続的に検証する。	3-4	各局室区	1
職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の構築	心身ともに困難な災害対応を強いられることを想定し、職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制を検討・構築する。	3-4	総務局	2
名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証	名古屋市業務継続計画（震災編）を改定するとともに、実効性を確保するため、訓練等により継続的に検証する。	3-4	防災危機管理局	7
職員用防災備蓄の確保	被災地外からの物資調達が可能となるまでの目安となる3日分の職員用防災備蓄物資について、検討の上、確保を進める。	3-4	防災危機管理局 各局室区	13

災害救助用物資の備蓄	被害想定における想定避難所避難者等に物資を供給するため、3日分の食糧及び生活必需品の備蓄を行う。	2-1、6-5	健康福祉局	37
避難所でのペットへの対応についてのガイドラインの周知	ペットとの同行避難が可能とされている市立小中学校において、円滑にペットの受け入れ等の対応が可能となるよう、ペットの飼育場所の事前の選定や受け入れに関する判断基準等を示したガイドラインの周知を図るとともに、随時検証する。	6-5	健康福祉局	40
避難所への情報提供の仕組みの検討	避難・安否情報や生活関連情報等の災害時に必要な情報を、避難所において随時提供する仕組みを検討し、訓練等により継続的に検証する。	6-5	防災危機管理局 市長室 区役所	42
避難所運営マニュアルの整備の推進	各避難所の実情に応じて、避難所ごとのマニュアルの整備を推進する。	6-5	防災危機管理局 区役所	43
避難所建物の安全確認体制の整備	建物の安全確認、定期的な安全確認訓練の実施などにより、体制を充実させる。	6-5	防災危機管理局 住宅都市局 区役所	44
被害想定を踏まえた避難所の機能確保策の検討	避難所の機能確保に必要な各種方策について順次検討し、必要に応じて対策を推進する。また、主要な避難所となる市立小中学校において、避難者がトイレを衛生的に使用できるよう、地震による揺れや液状化、浸水等の想定を踏まえた給排水機能の確保を検討する。	6-5	防災危機管理局 関係局区	(45)
避難所開設・運営訓練の充実	市民参加型の避難所運営等に関する講習や訓練を全学区に拡大する。	6-5	防災危機管理局 区役所	166
災害用トイレの備蓄	避難所の給排水が利用できない場合に備え避難所の災害用トイレの備蓄数を増やすとともに、他都市及び民間事業者から調達する体制を整備する。	6-5	環境局	36
復興イメージトレーニングの実施	職員を対象にワークショップ形式で復興のシナリオを描く復興イメージトレーニングを実施する。	8-2、8-6	住宅都市局	3 140
災害復興計画策定に係る体制の検討	迅速な復興を可能にするため、生活・産業・住宅・市街地などの再建に係る復興課題を踏まえた災害復	8-2、8-6	防災危機管理局 総務局	—

	興計画策定に至る一連のプロセス及び体制等について検討を行う。		住宅都市局 関係局	
--	--------------------------------	--	--------------	--

① 行政機能/警察・消防等（警察・消防等）

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
助け合いの仕組みづくりの推進	地域の自主的な活動として、災害時要援護者の迅速な安否確認や避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・地域への提供を通じて、助け合いの仕組みづくりを推進する。	1-6、8-3	防災危機管理局 健康福祉局	168
海拔表示の推進	緊急輸送道路の街路灯以外の箇所における海拔表示の方法について検討・実施する。	1-3	防災危機管理局	139
なごや市民総ぐるみ防災訓練の実施	津波、土砂災害、液状化の危険性など、地域の特性を考慮した、避難・誘導や道路・航路啓開を含む実質的な訓練を実施する。	1-2、1-3 1-5、1-6 8-3	防災危機管理局 区役所	165
災害時外国人支援ボランティア研修の実施	災害時に外国人をサポートするボランティアの養成を目的とした研修を実施する。	1-6	市長室	154
災害時の外国人支援体制の充実	災害語学ボランティアの管理運営やウェブサイト等による多言語での情報提供、外国公館等との連携などに取り組む。	1-6	市長室	167
名古屋市震災避難行動ガイドラインの策定・支援	避難の取り組みや退避ルールなどを定めたガイドラインを策定、普及啓発を進め、避難行動計画の策定及び訓練を支援する。	1-6	防災危機管理局	34 157 164
職員の各種防災研修・防災訓練の実施	各種防災研修を実施するとともに、ロールプレイング方式の図上訓練、情報伝達訓練等の各種防災訓練を実施する。	1-2、1-6 2-2	防災危機管理局	4
職員向け被災地派遣職員報告会の開催	岩手県陸前高田市へ派遣していた職員や陸前高田市の職員等を招いた報告会を開催する。	1-6	防災危機管理局	5
総合防災情報システムの充実	消防救急デジタル無線を整備するとともに、愛知県高度情報通信ネットワークに接続し広域通信基盤を整備する。	1-6	消防局	18
災害時の情報	防災行政無線の維持・補修のほ	1-6、3-4	防災危機管	72

伝達の充実	か、同報無線の更新により、津波の浸水地域等への増強を実施する。		理局	
情報サービス事業者を活用した情報収集・伝達手段の拡充	「なごや減災プロジェクト」の機能を強化するとともに、情報サービス事業者の活用、拡充を図る。	1-6、4-2	防災危機管理局	73
災害対策支援情報ネットワークシステムの運用	災害対策支援情報ネットワークシステムについて、安定運用を行う。	1-6	防災危機管理局	74
震度計の更新	確実に震度情報を計測するため、老朽化した震度計の更新を実施する。	1-6	防災危機管理局	75
災害情報等の収集・伝達方法の検証	災害情報伝達訓練を通して、情報を扱う職員の能力向上を図るとともに、課題を検証する。	1-6	防災危機管理局	76
消防署等の整備	災害時に地域防災活動拠点となる消防署、出張所、消防団詰所について、順次改修・整備を行う。	2-2、3-4	消防局	16
消防車両・資機材等の充実	NBC災害等の特殊災害対応を含めた、消防車両・資機材の機能強化を実施する。	2-2	消防局	17
消防活動用資機材・可搬式ポンプの整備	同時多発火災の消火及び延焼防止のため、消防・救助用資機材や可搬式ポンプを計画的に整備する。	2-2	消防局	20
大規模災害時の消防団連絡体制の充実	消防団の情報連絡体制を円滑にするため、必要となる資機材を整備し、体制を随時検証する。	2-2	消防局	21
消防団員の充足率の向上	消防団活動への入団しやすい環境の整備に努め、充足率の向上を目指す。	2-2	消防局	162
名古屋市消防団震災活動マニュアルの改訂	震災時の消防団活動のマニュアルの所要の改訂、周知を図るとともに、随時検証する。	2-2	消防局	163
消防職員の安全管理方針の改定	津波警報等発令時における消防職員の退避に関する基準を策定し、随時検証する。	2-2	消防局	22
震災消防活動規準の改定	多数の要救助者発生時における、活動の優先順位及び効率的な救助活動方法などを定めた震災消防活動規準を改定し、実効性を確保するため、訓練等により継続的に検証する。	2-2	消防局	23
大規模地震発	管内情勢把握、情報集約、消防部	1-1、2-2	消防局	24

生に備えた警防体制の構築	隊運用、現場活動の視点を踏まえた活動方針を策定、警防体制を構築し、随時検証する。	7-1		
応急的な救護所用等の救急資器材の整備	消防署所等への救護所の設置・運営のための救急資器材を整備する。また、大規模災害発生時の救急需要に対応した救急資器材を整備する。	2-2	消防局	29
非常用救急自動車の整備	大規模災害時への対応能力を向上させるため、非常時に運用する救急車を各消防署に拡充する。	2-2	消防局	30
救急隊の増隊	出動要請への平均6分以内の現場到着を目指し、救急隊を増隊する。また、大規模災害発生時に予想される救急需要にも対応していく。	2-2	消防局	31
関係活動機関との連絡会議の開催	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	2-2	消防局	14
関係活動機関との合同連携訓練の実施	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連携強化のため、合同訓練を実施する。	2-2	消防局	15
防災関係機関との情報共有・連携の強化	情報連絡体制を検証・体系化する。また、防災関係機関職員の派遣受け入れも視野にいれ、体制を強化する。	2-2	防災危機管理局	77
災害広報マニュアルの整備	災害時における広報・広聴体制を充実させるために、災害広報マニュアルの整備を推進し、随時検証する。	1-6	防災危機管理局 市長室 市民経済局 区役所	78
自治体間の相互連携等の推進	他都市との応援協定や救援物資の受け入れ等について検証しつつ、受援計画に関する調査・検討を行う。また、広域的な大災害に備えた合同図上訓練の実施や、愛知県や近隣市町村等との連携を推進する。	2-2	防災危機管理局 関係局	(59)
業務継続における職員OBとの協力体制の検討	災害時の長期的な職員不足に向け、全庁的に職員OBを活用する際の方策・課題等を検討する。	3-4	総務局 防災危機管理局 各局室区	60
被害想定を踏まえた動員・参集計画の整備の推進	津波浸水の恐れがある防災拠点等について、参集計画の見直し、職員動員制度の動員・参集計画の整備を推進する。	3-4	防災危機管理局 総務局 市民経済局 関係局区	6
職員等の安否確認における	職員等の安否確認を行う手段を検討の上、確立し、運用する。	3-4	防災危機管理局	8

手段の確立			総務局	
耐震性防火水槽の整備	既存防火水槽の調査結果をもとに実施設計をし、耐震補強工事を実施する。	7-1	消防局	19
被災民間建築物応急危険度判定の整備・強化	余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士登録者数を増やすとともに、判定資機材等の整備等を図る。	8-2	住宅都市局 防災危機管理局 区役所	69
被災民間宅地危険度判定体制の整備	被災宅地危険度判定士の登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。	8-2	住宅都市局	70
災害ボランティア受入体制の充実	市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイドの内容を検証し、市民活動団体、社会福祉協議会との訓練を実施する。	8-2	市民経済局	61
災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、過去の受講者へのフォローアップを行う。	8-2	市民経済局	156
災害対策住民リストの整備	災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に住民リストを整備する。	8-3	市民経済局	68

② 住宅・都市

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
名古屋市建築物耐震改修促進計画の実施	耐震化の進捗状況や社会情勢を勘案して計画を改定し、耐震化促進を実施する。	1-1、1-2 3-4、7-3	住宅都市局	82
民間建築物の耐震診断及び耐震改修	民間の木造住宅・非木造住宅等の耐震診断や耐震改修を促進するとともに、各種協議会と連携を図り啓発を推進する。	1-1、1-2 7-3、8-3	住宅都市局	83 84 85 86
御岳休暇村の耐震対策	御岳休暇村セントラル・ロッジについて、耐震診断結果に基づき、必要な耐震改修を実施するなど耐震対策を行う。	1-1、1-2	市民経済局	87
中央卸売市場本場・北部市場の耐震対策	中央卸売市場本場や中央卸売北部市場について、必要に応じた耐震対策を行う。	1-1	市民経済局	88
工業研究所の耐震対策	工業研究所中間実験工場について、必要に応じた耐震対策を行う。	1-1	市民経済局	89

市営路外駐車場の耐震対策	市営久屋駐車場及び市営古沢公園駐車場について、必要に応じた耐震対策を行う。	1-1	住宅都市局	90
市有建築物の耐震化	名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づく未実施の施設について、耐震化を推進する。	1-1、1-2 3-4、7-3	住宅都市局 関係局	91
建築物における天井脱落対策の推進	学校施設の屋内運動場等のほか、災害時重要な機能を果たす建築物や固定客席を有する建築物など、対策が必要な市有建築物の吊り天井について脱落対策を推進する。	1-1、1-2 3-4	住宅都市局 市民経済局 教育委員会 関係局	(92)
市営住宅の耐震対策	被害軽減のため、必要に応じた市営住宅の建替えや耐震改修を実施する。	1-1	住宅都市局	93
図書館の耐震対策	緑図書館、名東図書館について、必要に応じた耐震対策を行う。	1-1、1-2	教育委員会	97
民間保育所の耐震改修補助	新耐震基準を満たしていない保育所に対し、改築、改修にかかる費用について、補助を行う。	1-1、1-2	子ども青少年局	79
家庭保育室の耐震対策	新耐震基準を満たしていない家庭保育室に対し、移転等にかかる費用について、補助を行う。	1-1、1-2	子ども青少年局	80
留守家庭児童健全育成事業施設の耐震化促進	耐震化未対応の民家で運営する育成会へ、移転経費を補助するとともに、家賃補助の限度額を上げることにより、耐震化を促進する。	1-2	子ども青少年局	81
東山動植物園内施設の耐震対策	来園者の安全を守るとともに文化的価値の高い施設の倒壊を防ぐため、耐震対策を行う。	1-2	緑政土木局	94
地下街の防災対策の促進	大規模地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を活用した地下街の防災対策を促進する。	1-1	住宅都市局	—
大規模盛土造成地の調査	大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性確認のため、調査手法を検討、調査を実施する。	1-1	住宅都市局	126
地震、火災等を考慮した都市防災施設に関する施策の推進	「震災に強いまちづくり方針」に定められた都市防災施設の計画と整備方針に基づき、施策を推進する。	1-1、7-1	住宅都市局 関係局	111
木造住宅密集地域等の改善に関する施策の推進	「震災に強いまちづくり方針」に定められた木造住宅密集地域等の防災性向上に向けた施策展開の考え方にに基づき、地域の特性や主体性	1-1、7-1 8-3	住宅都市局	118

	を尊重した防災まちづくりを推進する。			
接道許可による木造住宅密集地域の改善	木造住宅密集地域内において、接道許可対象路線となる特定通路の調査を行い、建築審査会の了承を得て特定通路を増やすことで、接道していない老朽木造住宅の建替えを促進する。	1-1、7-1	住宅都市局	(118)
市施行土地区画整理事業の推進	大曽根北地区はじめ5地区において、道路・公園等の公共施設を整備改善する。	1-1、7-1	住宅都市局	119
住宅市街地総合整備事業の推進	大曽根北地区、筒井地区、葵地区において、老朽住宅の除却や公共施設の整備を実施する。	1-1、7-1	住宅都市局	121
都市防災不燃化促進事業の推進	不燃化促進区域において、不燃建築物への建替助成により、沿道建築物の不燃化を推進する。	1-1、7-1	住宅都市局	113 123
老朽木造住宅の除却等による木造住宅密集地域の改善	木造住宅が密集している地区において、老朽木造住宅の除却助成や生活こみち整備促進事業等を実施する。	1-1、7-1	住宅都市局	(112) (122)
地域まちづくりの推進	地域まちづくりの考えをもとに、防災性向上のためのルール作り等の活動に対し、助成制度等を活用して支援を行う。	1-1、7-1 8-3	住宅都市局	120
防災協力農地登録制度の推進	市民の一時避難場所や災害復旧用資材置場として使用可能な農地の登録を推進する。	1-1	緑政土木局	114
避難地の整備	広域避難地・一次避難地に指定されている都市計画公園の整備を推進する。	1-1、2-2	緑政土木局	115
津波避難ビル指定等の推進	市所管施設、市以外の公共施設、民間建築物の津波避難ビルの指定等を推進する。	1-3	防災危機管理局 関係局区	138
津波を考慮した都市防災施設に関する施策の推進	「震災に強いまちづくり方針」に定める、津波災害を考慮した避難路等の都市防災施設の計画と整備方針を推進する。	1-3	住宅都市局	137
栄地区まちづくりプロジェクトの推進	栄地区グランドビジョンの実現を図る中で、久屋大通公園の広域避難場所としての防災機能強化を図る。	1-1	住宅都市局	48 125
都市再生安全確保計画等の作成・運用	主要交通結節点周辺における安全確保と都市機能継続のため、官民連携による共通ルール確立や情報伝達施設等の整備などのソフト・ハ	1-1、1-6 2-4	住宅都市局 防災危機管理局	46 170

	ード対策を実施する。			
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進	公共貢献施設の活用により、帰宅困難者を一時収容できる施設や備蓄倉庫等の導入を促進する。	1-1、2-4	住宅都市局	47 124 171
名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進	名古屋駅地区からささしま・名駅南地区を結ぶ地下公共空間を整備し、帰宅困難者を一時収容できる施設の確保に努める。	1-1、2-4	住宅都市局	49
帰宅困難者対策の推進	名古屋駅地区での帰宅困難者対策の検討を踏まえ、一斉帰宅を抑制するための方針を策定し、他地域での対策についても推進する。	1-1、1-6 2-4	防災危機管理局	50 172
災害応急用井戸の指定の推進	応急給水体制の補完として、生活用水として地下水を提供できる事業場を指定する。	6-2	環境局	54
水道基幹施設の改築・更新及び耐震化	浄水場などの水道基幹施設について、改築・更新に合わせて耐震化を進める。	6-2	上下水道局	106
配水管の更新及び耐震化	給水を確保すべき施設へ至る配水管を優先して耐震化を進める。	6-2	上下水道局	107
下水道基幹施設の改築・更新及び耐震化	水処理センターなどの下水道基幹施設について、地震発生時でも一定の下水処理機能等を確保できるよう耐震化を進める。	6-3	上下水道局	105
下水管の改築・更新及び耐震化	避難所と水処理センターを結ぶ下水管をはじめとする重要な幹線等を優先して耐震化を進める。	6-3	上下水道局	108
小中学校等における非構造部材等の耐震対策	老朽化した校舎等を改修するとともに、窓ガラスの飛散防止など非構造部材の耐震対策を実施する。	6-5	教育委員会	95
生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策	避難所施設に指定されている施設について、出入口部分等の窓ガラスの飛散防止対策を行う。	6-5	教育委員会	96
応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備	着工までの時間短縮を図るため、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管し、既存の応急仮設住宅建設候補地台帳も更新する。	8-6	住宅都市局	66

③ 保健医療・福祉

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業No
災害拠点病院としての市立大学病院及び市立病院の医療機能の充実	市立大学病院、東部医療センター及び西部医療センターにおいて、災害対応備品の維持・更新や災害対応訓練を実施する。	1-2、1-6 2-1	総務局 病院局	32
診療場所等の情報を市民へ円滑に提供するためのマニュアルの策定	災害時に救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の医療情報を市民へ円滑に周知するため、保健所が行う情報提供方法等についてのマニュアルを策定し、随時検証する。	2-5	健康福祉局	26
医療機関との情報連絡に関するマニュアルの策定	災害時に地域の医療機関の被災状況や患者受入状況等の情報を円滑に収集するため、保健所が行う医療機関との連絡方法等についてのマニュアルを策定し、随時検証する。	2-5	健康福祉局	27
休日急病診療所等の改築補助	医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化に対する改築補助を実施する。	2-5	健康福祉局	33
災害時における医薬品等の調達及び供給	災害時に必要となる医薬品等の調達及び供給について関係機関と連携し、その充実を図るとともに、調達及び供給マニュアルを改定し、随時検証を行う。	2-5	健康福祉局	(55)
災害時におけるお薬手帳の活用の啓発	発災後、服薬履歴などの情報を医師等に円滑に引き継ぐため、お薬手帳の災害時携帯につき啓発を行う。	2-5	健康福祉局	28
医療関係者との連絡会議の開催	災害時に医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、連携体制等の検討を進める。	2-5、2-6	健康福祉局	25
被災者の健康保持のための啓発の推進	避難所生活に備え、保健師等による啓発を行うとともに、保健師を対象とした災害対応能力向上の研修等を行う。	2-6、6-5	健康福祉局	39
災害時要援護者の避難場所の充実	避難所における福祉避難スペースの確保を進めるとともに、福祉避難所について、事業者に協力を呼び掛け、指定数の増加を図る。	6-5	健康福祉局 防災危機管理局 区役所	38

④ エネルギー

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
非常用電源設備の機能強化	市役所、区役所や消防署等において、非常用発電機の機能強化を図るための方策を検討、整備を推進する。	1-6、2-3 3-4、4-1 6-1	総務局 市民経済局 消防局 区役所	9
非常用電源の燃料調達体制の構築	発災時に必要となる燃料の種類や数量を検討し、燃料供給業者と調達に関する協定の締結を推進する。	1-6、2-3 3-4、4-1 6-1	防災危機管理局 関係局区	11
防災拠点における安定したエネルギー確保策の検討	防災拠点における地震時の安定したエネルギー確保に向け、耐震性の低い設備の更新やエネルギー源の多様化に向けた検討を行う。	3-4、6-1 6-5	防災危機管理局 総務局 環境局 関係局区	—

⑤ 情報通信

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
情報システムの安定的な運用	重要度に応じた、情報システムの損傷対策等の対策のほか、安定運用のための職員の人材育成、運用保守業者との協力体制の構築を実施する。	1-6、3-4 4-1	各局室区	62 63 64
避難所の通信機能の維持	避難所となる市立小・中学校の通信機能を維持するため、必要に応じて防災行政無線の移設を行う。	1-6、3-4 6-5	防災危機管理局	41

⑥ 産業・経済

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
事業継続計画の策定支援事業	事業継続計画に関する普及啓発を行うとともに、中小企業の事業継続計画の策定支援事業を実施する。	5-1	市民経済局	169

⑦ 交通・物流

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業No
緊急輸送道路の整備	災害時に緊急輸送を迅速かつ円滑に行う緊急輸送道路網の形成を図るための整備を実施する。	1-1、5-4 6-4、7-1	緑政土木局	130
橋りょうの耐震対策	緊急車両・物資の輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路の橋りょうの耐震補強や改築を実施する。	1-1、5-4 6-4、8-4	緑政土木局	102
橋りょうの維持・補修	迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、橋りょうの補修を計画的に実施する。	1-1、5-4 6-4、8-4	緑政土木局	132
電線類の地中化	緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化のため、電線共同溝による電線類の地中化を実施する。	1-1、2-1 5-4、6-4	緑政土木局	131
ライフラインの耐震対策の要請	緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路下にあるライフライン管理者に対し、管路等の耐震対策を早期に進めるよう要請する。	5-4、6-4	緑政土木局	101
緊急輸送道路等の応急対策業務に関する合同防災訓練の実施	緊急輸送道路等の応急対策を円滑に行い、協力事業者との協定の实效性を確保するため、関係機関による合同防災訓練を実施する。	5-4、6-4	緑政土木局	56
緊急輸送道路等啓開計画の策定	緊急輸送等に係る必要な関係機関との連携を図りながら、道路の啓開に関する計画を策定し、随時検証する。	5-4、6-4	緑政土木局	57
道路附属物等の老朽化対策	道路附属物等のうち道路利用者への影響が高い施設について点検及び修繕を実施し、防災性の向上を図る。	6-4	緑政土木局	129
街路灯の更新・補修	街路灯を適切に維持管理することで、災害時における街路灯の倒壊を防ぐ。	6-4	緑政土木局	128
車道舗装の補修	迅速かつ安全な避難行動や救援活動のため、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を着実に実施する。	6-4	緑政土木局	127
道路被害情報の収集・提供	市管理道路情報を収集・整理し、道路管理者間の共有とともに、日本道路交通情報センターを通じ、道路利用者への提供を行う。	5-4、6-4	緑政土木局	71
金山総合駅連	金山総合駅連絡通路橋について、	1-1、6-4	住宅都市局	99

絡通路橋の耐震対策	耐震診断結果に基づき、耐震対策を行う。			
民間鉄道施設の耐震化の促進	大規模地震時における鉄道利用者の安全確保を図るとともに、鉄道網及び緊急輸送道路等を確保するため、民間鉄道施設の耐震化を促進する。	1-1、5-4	住宅都市局	—
市バス・地下鉄施設の耐震対策	駅施設などの施設のうち、耐震性能が確保されていない施設について耐震対策を進める。	1-1、5-4 6-4	交通局	98
地下鉄構造物の耐震対策	高架及び地下構造物の柱等について、東日本大震災の被災状況を踏まえ、さらなる耐震補強工事を実施する。	1-1、5-4 6-4	交通局	110
地下鉄施設の津波対策	駅出入口等地下鉄施設について、現在の止水設備の津波に対する有効性について調査・検討し、対策を実施する。	5-4、6-4	交通局	109
名古屋港の港湾機能強化	名古屋港管理組合が実施する港湾施設の整備・機能強化を促進する。	2-1、5-1 5-4、6-4	住宅都市局	100
大規模小売業者等との協定締結の推進	市内の事業者等から物資が調達できない場合に備えて、大規模小売業者等との協定締結を推進する。	2-1	市民経済局	52
大規模小売業者等との連絡会議の開催	物資調達を円滑なものとするため、協定締結事業者との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	2-1	市民経済局	53
物資集配拠点マニュアルの策定	災害時に救援物資の受け入れ等を行う市内5箇所の物資集配拠点について、施設管理者と調整の上、各物資集配拠点マニュアルを策定し、随時検証する。	2-1	会計室 財政局 市民経済局 健康福祉局 子ども青少年局	51

⑧ 農林水産

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業No
土地改良区の排水機場の長寿命化	土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じる。	1-4、7-4 7-6、8-5	緑政土木局	136

⑨ 地域保全

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業No
名古屋港の防災機能強化	名古屋港管理組合等が実施する防災施設の整備・機能強化を促進する。	1-3、1-4 5-3、7-2	住宅都市局	100
河川堤防の耐震対策・津波対策浸水対策	山崎川については継続して堤防整備を実施し、その他の河川については耐震調査に基づき必要な堤防整備を実施する。	1-3、1-4 7-4、8-5	緑政土木局	103
排水施設の耐震対策	河川管理施設・ポンプ所や大規模な有堤ため池については必要な耐震・津波対策を推進する。また、液状化が想定される緊急輸送道路内の排水路の耐震対策を実施する。	1-4、6-4 7-4、8-5	緑政土木局	104
津波浸水区域の湛水排除に関する検討	津波により長期湛水が想定される区域の湛水排除を行うため、国・県等と連携した作業手順を検討する。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局 上下水道局	67
河川台帳の調製	堤防等の被害に対し早期復旧できるように、河川管理施設や許可工作物を取りまとめた河川台帳を調製する。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局	142
河川の整備	早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などについて、河川整備に合わせ耐震性の対策を進め、防災性の向上を図る。	7-4、8-5	緑政土木局	135
排水路の改良・補修	陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る。	6-4、7-4 8-5	緑政土木局	133
ポンプ施設の更新・整備	ポンプ設備について必要な機能整備などを実施し、防災性の向上を図る。	7-4、8-5	緑政土木局	134
地盤沈下状況の把握	一級水準測量を行うとともに、観測井戸における地下水位、地盤収縮量の観測を行い、地盤沈下の状況を毎年公表する。	8-5	環境局	116

⑩ 環境

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
アスベストの 飛散防止	アスベストが使用されている市有建築物における措置状況の調査や除去を行うとともに、民間も含めたアスベスト使用建築物の情報の把握や所有者への啓発を行う。	7-5	環境局 関係局	(117)
災害廃棄物処 理計画の策定	多量の災害廃棄物が発生するため、地域の衛生環境の確保及び復旧・復興事業を円滑に進めることが可能となるように、その収集・処理のための計画を策定する。	8-1	環境局	65
環境放射線モ ニタリング等 の実施	モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬型測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供できる体制の整備を行う。また、非常時における屋内退避や飲料水・食品等の摂取制限の可能性について周知啓発を図る。なお、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については、国の動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行う。	7-5	環境局 防災危機管 理局 関係局	—

⑪ 土地利用

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
街区の世界座 標化の推進	液状化現象等により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施する。	8-5	緑政土木局	141
オープンスペ ースに係る利 用計画の策定 に向けた検討	災害時の活動拠点や復旧時における災害廃棄物の処理、応急仮設住宅の建設等に必要となるオープンスペースの利用計画策定に向けた検討を行う。	8-1、8-6	防災危機管 理局 環境局 住宅都市局 緑政土木局 関係局	—
駅そばまちづ くりの推進	「集約連携型都市構造」の実現に向け、土地利用や施設立地のあり方等について、将来的な人口減少や災害リスクを考慮した上で、立地適正化計画等の検討を行う。	—	住宅都市局	—

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発	避難所運営などの災害対応の場において、自ら主体的に行動できる人を、男女ともに増やすことを目指す。	総務局 区役所	35 155
外国人防災啓発事業の実施	外国人市民に対し、防災や災害についての基本的な知識を提供するための啓発事業を実施する。	市長室	143
市民向け防災に関するイベントによる普及啓発	防災イベントを開催するとともに、各種団体のイベント等へ参画し、「自助」の重要性について普及啓発を行う。	防災危機管理局 区役所	144
ライフライン途絶対策に関する周知啓発	地震によるライフラインの断絶等の被害を防ぐため、民有地内の老朽化した埋設管の耐震化等について広報や展示の機会を活用した周知啓発を図る。	防災危機管理局	—
市民向け被災地支援講演会の開催	震災当時の経験や復興に向けた現状などを市民に伝える講演会を開催する。	防災危機管理局	145
防災啓発媒体の更新	地域住民の自主防災対策、避難行動に備えるため、啓発媒体であるハザードマップやアプリを更新する。	防災危機管理局	146
市民及び事業所の自助力向上の促進	家庭内や事業所における家具等の転倒・落下防止対策や備蓄等の防災対策の実施を啓発する。	消防局	147 160
防災セミナー・訪問指導等の実施	地域住民等を対象として、火災・救急・地震・風水害・津波等に関する防災講習や訪問指導等を実施する。	消防局	148 161
防災まちづくり地図情報の提供	名古屋市都市計画情報提供サービスにおいて、地震災害危険度に関する情報を掲載する。	住宅都市局	149
市民の防災意識を高める講座・事業の実施	各区の生涯学習センターにおいて、区の実情にあった防災に関する講座・事業を実施する。	教育委員会	150
地震災害に関する歴史的文献の公開	鶴舞中央図書館所蔵の地震災害に関する歴史的文献が含まれる貴重図書をインターネット上で公開する。	教育委員会	151
災害に関する歴史の調査	歴史の調査を行い、防災・減災意識の向上と身近な災害リスクへの啓発手法として活用する。	防災危機管理局 区役所	152
港防災センター等の施設の効率	港防災センターや名古屋大学減災館等について、一体的かつ効率的な運用方を検討、実施	防災危機管理局	153

的運用による啓発の推進	する。また、大学の知見をさらに取り入れるなどの啓発事業の充実を図る。		
自主防災組織の活動支援	新たに町内会・自治会が結成された地域における自主防災組織の結成を促進するとともに、既存自主防災組織に対する支援を行う。	消防局	158
防災安心まちづくり事業の推進	住民参画型の防火防災活動の展開や地域と事業所との覚書の締結等の支援協力体制づくりを推進する。	消防局	159 173
防災に関する教員研修の実施	経験年数や職務に応じた防災に関する研修を実施し、教員の防災意識の向上を図る。	教育委員会	174
保育所入所児童への防災教育の推進	保育所等において、危機管理マニュアルに基づき、避難訓練や待機・引き取り訓練等を実施する。	子ども青少年局	175
児童・生徒への防災教育の推進	「なごやっ子防災ノート」を作成し、児童・生徒に配付するとともに、児童・生徒の待機・引き取り等の防災訓練を実施する。	教育委員会	176
保育所入所児童の保護者への防災教育の推進	保育所等において、「園だより」などを活用した防災意識の向上につながる情報の提供や、児童の避難訓練への参加の呼びかけなどを行う。	子ども青少年局	177
児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	児童・生徒が「なごやっ子防災ノート」より学習した防災知識等を、保護者へ伝え、話し合うことにより、保護者の防災意識の啓発を図る。	教育委員会	178

② 老朽化対策

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
車道舗装の補修【再掲】	迅速かつ安全な避難行動や救援活動のため、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を着実に実施する。	緑政土木局	127
街路灯の更新・補修【再掲】	街路灯を適切に維持管理することで、災害時における街路灯の倒壊を防ぐ。	緑政土木局	128
道路附属物等の老朽化対策【再掲】	道路附属物等のうち道路利用者への影響が高い施設について点検及び修繕を実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局	129
橋りょうの維持・補修【再掲】	迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、橋りょうの補修を計画的に実施する。	緑政土木局	132
排水路の改良・補修【再掲】	陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る。	緑政土木局	133
ポンプ施設の更新・整備【再掲】	ポンプ設備について必要な機能整備などを実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局	134

河川の整備【再掲】	早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などについて、河川整備に合わせ耐震性の対策を進め、防災性の向上を図る。	緑政土木局	135
土地改良区の排水機場の長寿命化【再掲】	土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じる。	緑政土木局	136
水道基幹施設の改築・更新及び耐震化【再掲】	浄水場などの水道基幹施設について、改築・更新に合わせて耐震化を進める。	上下水道局	106
配水管の更新及び耐震化【再掲】	給水を確保すべき施設へ至る配水管を優先して耐震化を進める。	上下水道局	107
下水道基幹施設の改築・更新及び耐震化【再掲】	水処理センターなどの下水道基幹施設について、地震発生時でも一定の下水処理機能等を確保できるよう耐震化を進める。	上下水道局	105
下水管の改築・更新及び耐震化【再掲】	避難所と水処理センターを結ぶ下水管をはじめとする重要な幹線等を優先して耐震化を進める。	上下水道局	108

③ 研究開発

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
-	-	-	-

④ 産学官民・広域連携

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	所管局	震災対策 実施計画 事業 No
関係活動機関との連絡会議の開催【再掲】	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	消防局	14
関係活動機関との合同連携訓練の実施【再掲】	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連携強化のため、合同訓練を実施する。	消防局	15
基幹となる広域防災拠点の整備検討【再掲】	基幹となる広域防災拠点の整備について、国・県等関係機関との検討を行う。	防災危機管理局	58
自治体間の相互連携等の推進【再掲】	他都市との応援協定や救援物資の受け入れ等について検証しつつ、受援計画に関する調査・検討を行う。また、広域的な大災害に備えた合同図上訓練の実施や、愛知県や近隣市町村等との連携を推進する。	防災危機管理局 関係局	(59)

防災関係機関との情報共有・連携の強化【再掲】	情報連絡体制を検証・体系化する。また、防災関係機関職員の派遣受け入れも視野にいれ、体制を強化する。	防災危機管理局	77
------------------------	---	---------	----

2. 風水害対策

(1) 主な指標

リスクシナリオの回避に向けて本市が取り組む施策の進捗状況を把握するための主な指標を設定し、8つの事前に備えるべき目標ごとに整理する。それぞれ現状値については平成26年度末を基本とし、平成30年度までの取り組み内容としての目標値を掲げる。

目標値欄に〔 〕が記載されている指標については、原則として、現状値欄には当該年度における事業量を、目標値欄には平成26年度～30年度の5年間の見込み事業量を掲載

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

洪水等からの浸水を防ぐための河川整備を進めるとともに、豪雨による浸水の軽減のため、雨水貯留施設の設置を進める。また、地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数の増加や、すべての町内会・自治会において助け合いの仕組みづくりを推進するなど、地域防災力の向上を図る。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26年度)	目標値 (30年度)
1-4	堀川の整備率	35.7%	40%
	緊急雨水整備事業の整備率	77.6%	93.9%
1-5	公園がけ崩れ危険箇所対策実施箇所数	18箇所	22箇所
1-6	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,115件	1,550件
	災害時外国人支援ボランティア研修の受講者数(延べ人数)	698人	1,000人
	助け合いの仕組みづくりの取り組み実績のある町内会・自治会の割合	65.4%	100%
	防災に関する研修を受講したことのある教員の割合	65%	100%

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

避難所避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を行うとともに、大規模小売業者等と災害時物資供給協定の締結を推進する。また、通常時に運用する救急車とは別に、非常時に運用する救急車を各消防署に拡充する。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26年度)	目標値 (30年度)
2-1	災害救助物資（食糧）の備蓄数	40万食	151万食
	災害救助物資（毛布）の備蓄数	7.1万枚	27.6万枚
	災害時物資供給協定の締結事業者数	23事業者	26事業者
	物資集配拠点マニュアル整備済の拠点箇所数	4箇所	5箇所
2-3	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約8時間	平均72時間

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

防災活動拠点となる市役所、区役所、消防署において、停電時にも災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の機能強化を図るとともに、各局室区の職員用防災備蓄物資について、被災地外からの物資調達が可能となるまでの目安となる3日分を確保する。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26年度)	目標値 (30年度)
3-4	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間【再掲】	平均約8時間	平均72時間
	3日分の職員用食糧備蓄の確保ができている局室区の割合	約3%	100%

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

防災活動拠点となる市役所、区役所、消防署において3日分の非常用発電を確保し、災害発生直後の情報システムの安定的な運用に向けた体制を整える。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26年度)	目標値 (30年度)
4-1	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間【再掲】	平均約8時間	平均72時間

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機

能不全に陥らせない

事業継続計画に関する普及啓発や中小企業に対する策定支援を実施するとともに、緊急輸送道路網の形成を図るための整備を行う。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26年度)	目標値 (30年度)
5-1	卸売・小売・サービス業5人以上、製造業・その他の業種20人以上の中小企業の事業継続計画策定割合	14.1%	25%
5-4	緊急輸送道路網の整備箇所数	事業中 〔8箇所〕	完了 〔6箇所〕
	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合	33%	70%

6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

地下鉄駅において、出入口の止水板を改修するなど、浸水対策を実施する。また、避難所の給排水が利用できない場合に備え、災害用トイレの備蓄を増やすとともに、避難所の開設・運営訓練等の全学区での実施や、災害時要援護者の避難場所となる福祉避難所の拡充を進める。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26年度)	目標値 (30年度)
6-4	緊急輸送道路網の整備箇所数【再掲】	事業中 〔8箇所〕	完了 〔6箇所〕
	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合【再掲】	33%	70%
	舗装道の補修面積	〔42ha〕	〔262ha〕
	街路灯の更新数	2,796基	〔3,837基〕
	街路樹の更新・撤去数	—	4,700本
	地下鉄施設の浸水対策整備箇所数	—	〔92箇所〕
6-5	避難所等における災害用トイレ（下水道直結式）の備蓄数	777基	800基
	避難所等における災害用トイレ（くみ取り式）の備蓄数	522基	1,900基
	避難所等における災害用トイレ（簡易パック式）の備蓄数	106万回分	270万回分

	避難所等における災害用簡易洋式便座の備蓄数	—	7,500 個
	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	93.2%	100%
	福祉避難所数	97 箇所	110 箇所

7) 制御不能な二次災害を発生させない

円滑な排水を可能とするために排水路の改良やポンプ所の整備・更新等を進めるとともに、農業用水路の改修・補修や土地改良区内にあり老朽化が進んでいる排水機場について改修を行う。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26 年度)	目標値 (30 年度)
7-4	堀川の整備率【再掲】	35.7%	40%
	排水路の改良延長	[6.9km]	[16.6km]
	農業用水路の改良	609m	3,809m
	整備・更新等を実施したポンプ所数	[15 箇所]	[89 箇所]
	土地改良区の排水機場の改修工事実施箇所数	着手 [2 箇所] 完了 [1 箇所]	完了 [5 箇所]

8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための計画を策定するほか、復旧・復興を担う人材として、被災宅地危険度判定士の登録者数や災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数の増加を図る。また、堤防等に被害が生じた場合に早期の原状復旧を可能とするための河川台帳の調製や、土砂災害の発生等により不明確となった街区の位置を復元するための街区の世界座標データ化を進める。

リスクシナリオ No	指標名	現状値 (26 年度)	目標値 (30 年度)
8-1	災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定
8-2	被災宅地危険度判定士の登録者数	74 人	90 人
	災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数	1,083 人	1,400 人
8-5	河川台帳調製済みの河川数	22 河川	24 河川
	街区の世界座標データ化済みの市域面積の割合	21.2%	50%程度

(2) 主な事業

リスクシナリオの回避など、地域の強靱化に向けて本市が取り組む主な事業を施策分野ごとに位置づけ、各事業の概要や関連する主なりスクシナリオ番号、所管局を示す。

1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等（行政機能）

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
防災活動拠点等の機能確保策の検討	発災後に災害対応活動が維持できない恐れがある防災活動拠点等について、機能確保に関する各種方策を検討の上、必要に応じて対策を推進する。	1-6、2-2 3-4、4-1	防災危機管理局 関係局区
土木事務所の機能の維持・強化	関係機関との合同防災訓練の実施、業務継続体制の拡充により、機能の維持・強化を図る。	3-4	緑政土木局
災害時の対応マニュアルによる訓練・検証	災害時の対応マニュアルの実効性を確保するため、訓練等により継続的に検証する。	3-4	各局室区
職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の構築	心身ともに困難な災害対応を強いられることを想定し、職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制を検討・構築する。	3-4	総務局
職員用防災備蓄の確保	被災地外からの物資調達が可能となるまでの目安となる3日分の職員用防災備蓄物資について、検討の上、確保を進める。	3-4	防災危機管理局 各局室区
災害救助用物資の備蓄	避難所避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を行う。	2-1、6-5	健康福祉局
避難所でのペットへの対応についてのガイドラインの周知	ペットとの同行避難が可能とされている市立小中学校において、円滑にペットの受け入れ等の対応が可能となるよう、ペットの飼育場所の事前の選定や受け入れに関する判断基準等を示したガイドラインの周知を図るとともに、随時検証する。	6-5	健康福祉局
避難所への情報提供の仕組み	避難・安否情報や生活関連情報等の災害時に必要な情報を、避難所に	6-5	防災危機管理局

みの検討	において随時提供する仕組みを検討し、訓練等により継続的に検証する。		市長室 区役所
避難所運営マニュアルの整備の推進	各避難所の実情に応じて、避難所ごとのマニュアルの整備を推進する。	6-5	防災危機管理局 区役所
被害想定を踏まえた避難所の機能確保策の検討	避難所の機能確保に必要な各種方策について順次検討し、必要に応じて対策を推進する。	6-5	防災危機管理局 関係局区
避難所開設・運営訓練の充実	市民参加型の避難所運営等に関する講習や訓練を全学区に拡大する。	6-5	防災危機管理局 区役所
災害用トイレの備蓄	避難所の給排水が利用できない場合に備え避難所の災害用トイレの備蓄数を増やすとともに、他都市及び民間事業者から調達する体制を整備する。	6-5	環境局
復興イメージトレーニングの実施	職員を対象にワークショップ形式で復興のシナリオを描く復興イメージトレーニングを実施する。	8-2、8-6	住宅都市局
災害復興計画策定に係る体制の検討	迅速な復興を可能にするため、生活・産業・住宅・市街地などの再建に係る復興課題を踏まえた災害復興計画策定に至る一連のプロセス及び体制等について検討を行う。	8-2、8-6	防災危機管理局 総務局 住宅都市局 関係局

① 行政機能/警察・消防等（警察・消防等）

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
総合水防訓練の実施	洪水、内水はん濫、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する。	1-3、1-5 1-6、8-3	防災危機管理局 区役所
水防情報システムの運用	市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握する水防情報システムの安定運用を行うとともに、市民への水防に係る情報提供の充実を図る。	1-4、1-6 4-2、8-5	防災危機管理局 緑政土木局 上下水道局
道路・河川等監視情報システムの運用	台風や大雨時に、道路や河川などにおける危険箇所の状況把握のため、設置しているカメラによる画像情報を提供するシステムの安定運用を行う。	1-4、1-6 4-2	緑政土木局

水防法改正に伴う水位周知体制の構築	円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、水位到達情報を適切に周知する体制の構築を進める。	1-6	防災危機管理局 関係局
助け合いの仕組みづくりの推進	地域の自主的な活動として、災害時要援護者の迅速な安否確認や避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・地域への提供を通じて、助け合いの仕組みづくりを推進する。	1-6、8-3	防災危機管理局 健康福祉局
災害時外国人支援ボランティア研修の実施	災害時に外国人をサポートするボランティアの養成を目的とした研修を実施する。	1-6	市長室
災害時の外国人支援体制の充実	災害語学ボランティアの管理運営やウェブサイト等による多言語での情報提供、外国公館等との連携などに取り組む。	1-6	市長室
職員の各種防災研修・防災訓練の実施	各種防災研修を実施するとともに、ロールプレイング方式の図上訓練、情報伝達訓練等の各種防災訓練を実施する。	1-6、2-2	防災危機管理局
総合防災情報システムの充実	消防救急デジタル無線を整備するとともに、愛知県高度情報通信ネットワークに接続し広域通信基盤を整備する。	1-6	消防局
災害時の情報伝達の充実	防災行政無線の維持・補修のほか、同報無線の更新により、津波の浸水地域等への増強を実施する。	1-6、3-4	防災危機管理局
情報サービス事業者を活用した情報収集・伝達手段の拡充	「なごや減災プロジェクト」の機能を強化するとともに、情報サービス事業者の活用、拡充を図る。	1-6、4-2	防災危機管理局
災害対策支援情報ネットワークシステムの運用	災害対策支援情報ネットワークシステムについて、安定運用を行う。	1-6	防災危機管理局
災害情報等の収集・伝達方法の検証	災害情報伝達訓練を通して、情報を扱う職員の能力向上を図るとともに、課題を検証する。	1-6	防災危機管理局
消防署等の整備	災害時に地域防災活動拠点となる消防署、出張所、消防団詰所について、順次改修・整備を行う。	2-2、3-4	消防局
消防車両・資機材等の充実	NBC災害等の特殊災害対応を含めた、消防車両・資機材の機能強化を実施する。	2-2	消防局

消防活動用資機材・可搬式ポンプの整備	災害時の対応のため、消防・救助用資機材や可搬式ポンプを計画的に整備する。	2-2	消防局
大規模災害時の消防団連絡体制の充実	消防団の情報連絡体制を円滑にするため、必要となる資機材を整備し、体制を随時検証する。	2-2	消防局
消防団員の充足率の向上	消防団活動への入団しやすい環境の整備に努め、充足率の向上を目指す。	2-2	消防局
応急的な救護所用等の救急資器材の整備	消防署所等への救護所の設置・運営のための救急資器材を整備する。また、大規模災害発生時の救急需要に対応した救急資器材を整備する。	2-2	消防局
非常用救急自動車の整備	大規模災害時への対応能力を向上させるため、非常時に運用する救急車を各消防署に拡充する。	2-2	消防局
救急隊の増隊	出動要請への平均6分以内の現場到着を目指し、救急隊を増隊する。また、大規模災害発生時に予想される救急需要にも対応していく。	2-2	消防局
関係活動機関との連絡会議の開催	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	2-2	消防局
関係活動機関との合同連携訓練の実施	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連携強化のため、合同訓練を実施する。	2-2	消防局
防災関係機関との情報共有・連携の強化	情報連絡体制を検証・体系化する。また、防災関係機関職員の派遣受け入れも視野にいれ、体制を強化する。	2-2	防災危機管理局
災害広報マニュアルの整備	災害時における広報・広聴体制を充実させるために、災害広報マニュアルの整備を推進し、随時検証する。	1-6	防災危機管理局 市長室 市民経済局 区役所
自治体間の相互連携等の推進	他都市との応援協定や救援物資の受け入れ等について検証しつつ、受援計画に関する調査・検討を行う。また、広域的な大災害に備えた合同図上訓練の実施や、愛知県や近隣市町村等との連携を推進する。	2-2	防災危機管理局 関係局
被害想定を踏まえた動員・参集計画の整備の推進	浸水の恐れがある防災拠点等について、参集計画の見直し、職員動員制度の動員・参集計画の整備を推進する。	3-4	防災危機管理局 総務局 市民経済局 関係局区

職員等の安否確認における手段の確立	職員等の安否確認を行う手段を検討の上、確立し、運用する。	3-4	防災危機管理局 総務局
被災民間宅地危険度判定体制の整備	被災宅地危険度判定士の登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。	8-2	住宅都市局
災害ボランティア受入体制の充実	市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイドの内容を検証し、市民活動団体、社会福祉協議会との訓練を実施する。	8-2	市民経済局
災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、過去の受講者へのフォローアップを行う。	8-2	市民経済局
災害対策住民リストの整備	災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に住民リストを整備する。	8-3	市民経済局

② 住宅・都市

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
指定緊急避難場所の指定	各災害（洪水・内水・土砂・高潮）に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定を進める。	1-3	防災危機管理局
地下街等における避難確保及び浸水防止に係る対策の推進	浸水想定区域の地下街等について、利用者の安全な避難確保や浸水防止に係る対策を推進する。	1-3	防災危機管理局
地域まちづくりの推進	地域まちづくりの考えをもとに、防災性向上のためのルール作り等の活動に対し、助成制度等を活用して支援を行う。	8-3	住宅都市局
小中学校等における窓ガラス飛散防止対策等	老朽化した校舎等を改修するとともに、窓ガラスの飛散防止対策等を行う。	6-5	教育委員会
生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策	避難所施設に指定されている施設について、出入口部分等の窓ガラスの飛散防止対策を行う。	6-5	教育委員会
応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住	着工までの時間短縮を図るため、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管し、既存の応急仮設住宅建設候補	8-6	住宅都市局

宅建設候補地 台帳の整備	地台帳も更新する。		
-----------------	-----------	--	--

③ 保健医療・福祉

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
災害拠点病院 としての市立 大学病院及び 市立病院の医 療機能の充実	市立大学病院、東部医療センター 及び西部医療センターにおいて、災 害対応備品の維持・更新や災害対応 訓練を実施する。	1-6、2-1	総務局 病院局
診療場所等の 情報を市民へ 円滑に提供す るためのマニ ュアルの策定	災害時に救護所や医療機関等の 診療場所、診療科、診療時間等の医 療情報を市民へ円滑に周知するた め、保健所が行う情報提供方法等 についてのマニュアルを策定し、随 時検証する。	2-5	健康福祉局
医療機関との 情報連絡に関 するマニユ アルの策定	災害時に地域の医療機関の被災 状況や患者受入状況等の情報を円 滑に収集するため、保健所が行う医 療機関との連絡方法等についての マニュアルを策定し、随時検証す る。	2-5	健康福祉局
休日急病診療 所等の改築補 助	医療救護本部となる各休日急病 診療所等について、老朽化に対する 改築補助を実施する。	2-5	健康福祉局
災害時におけ る医薬品等の 調達及び供給	災害時に必要となる医薬品等の 調達及び供給について関係機関と 連携し、その充実を図るとともに、 調達及び供給マニュアルを改定し、 随時検証を行う。	2-5	健康福祉局
災害時におけ るお薬手帳の 活用の啓発	発災後、服薬履歴などの情報を医 師等に円滑に引き継ぐため、お薬手 帳の災害時携帯につき啓発を行う。	2-5	健康福祉局
被災者の健康 保持のための 啓発の推進	避難所生活に備え、保健師等によ る啓発を行うとともに、保健師を対 象とした災害対応能力向上の研修 等を行う。	2-6、6-5	健康福祉局
災害時要援護 者の避難場所 の充実	避難所における福祉避難スペー スの確保を進めるとともに、福祉避 難所について、事業者に協力を呼び 掛け、指定数の増加を図る。	6-5	健康福祉局 防災危機管 理局 区役所

④ エネルギー

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
非常用電源設備の機能強化	市役所、区役所や消防署等において、非常用発電機の機能強化を図るための方策を検討、整備を推進する。	1-6、3-4 4-1、6-1	総務局 市民経済局 消防局 区役所
非常用電源の燃料調達体制の構築	発災時に必要となる燃料の種類や数量を検討し、燃料供給業者と調達に関する協定の締結を推進する。	1-6、3-4 4-1、6-1	防災危機管理局 関係局区
防災拠点における安定したエネルギー確保策の検討	防災拠点における災害時の安定したエネルギー確保に向け、耐震性の低い設備の更新やエネルギー源の多様化に向けた検討を行う。	3-4、6-1 6-5	防災危機管理局 総務局 環境局 関係局区

⑤ 情報通信

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
情報システムの安定的な運用	重要度に応じた、情報システムの損傷対策等の対策のほか、安定運用のための職員の人材育成、運用保守業者との協力体制の構築を実施する。	1-6、3-4 4-1	各局室区
避難所の通信機能の維持	避難所となる市立小・中学校の通信機能を維持するため、必要に応じて防災行政無線の移設を行う。	1-6、3-4 6-5	防災危機管理局

⑥ 産業・経済

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
事業継続計画の策定支援事業	事業継続計画に関する普及啓発を行うとともに、中小企業の事業継続計画の策定支援事業を実施する。	5-1	市民経済局

⑦ 交通・物流

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
緊急輸送道路の整備	災害時に緊急輸送を迅速かつ円滑に行う緊急輸送道路網の形成を	5-4、6-4	緑政土木局

	図るための整備を実施する。		
橋りょうの維持・補修	迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、橋りょうの補修を計画的に実施する。	5-4、6-4	緑政土木局
緊急輸送道路等の応急対策業務に関する合同防災訓練の実施	緊急輸送道路等の応急対策を円滑に行い、協力事業者との協定の实效性を確保するため、関係機関による合同防災訓練を実施する。	5-4、6-4	緑政土木局
側溝補修・改良	降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、側溝等の新設、改良及び修繕を行う。	5-4、6-4	緑政土木局
車道清掃及び側溝しゅんせつ等の実施	降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行う。	5-4、6-4	緑政土木局
道路附属物等の老朽化対策	道路附属物等のうち道路利用者への影響が高い施設について点検及び修繕を実施し、防災性の向上を図る。	6-4	緑政土木局
街路灯の更新・補修	街路灯を適切に維持管理することで、災害時における街路灯の倒壊を防ぐ。	6-4	緑政土木局
車道舗装の補修	迅速かつ安全な避難行動や救援活動のため、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を着実に実施する。	6-4	緑政土木局
地下鉄施設の浸水対策	地下鉄駅出入口の既設止水板を改修し作業の迅速化を図るとともに、既設止水板や換気所の扉などを浸水に対応した強度のものに改修する。	5-4、6-4	交通局
大規模小売業者等との協定締結の推進	市内の事業者等から物資が調達できない場合に備えて、大規模小売業者等との協定締結を推進する。	2-1	市民経済局
大規模小売業者等との連絡会議の開催	物資調達を円滑なものとするため、協定締結事業者との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	2-1	市民経済局
物資集配拠点マニュアルの策定	災害時に救援物資の受け入れ等を行う市内5箇所の物資集配拠点について、施設管理者と調整の上、各物資集配拠点マニュアルを策定し、随時検証する。	2-1	会計室 財政局 市民経済局 健康福祉局 子ども青少年局

街路樹の再生	老朽化や生育環境の悪化により倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹について街路樹再生指針に基づき、計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理を推進する。	6-4	緑政土木局
--------	---	-----	-------

⑧ 農林水産

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
土地改良区の排水機場の長寿命化	土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じる。	1-4、7-4 7-6、8-5	緑政土木局

⑨ 地域保全

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
名古屋港の防災機能強化	名古屋港管理組合等が実施する防災施設の整備・機能強化を促進する。	1-3、1-4	住宅都市局
浸水区域の湛水排除に関する検討	風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を行うため、国・県等と連携した作業手順を検討する。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局 上下水道局
河川台帳の調製	堤防等の被害に対し早期復旧できるよう、河川管理施設や許可工作物を取りまとめた河川台帳を調製する。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局
河川の整備	早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などについて、 浸水被害の軽減を図るため河川改修を推進し、防災性の向上を図る。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局
排水路の改良・補修	陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る。	6-4、7-4 8-5	緑政土木局
ポンプ施設の維持修繕及び運転管理	ポンプ施設等の点検、修繕等の適正な維持管理を行う。	1-4、8-5	緑政土木局
河川・水路等の維持管理	河川・水路・ため池において、堆積土のしゅんせつやスクリーン清掃、破損箇所の修繕、除草、不適木の撤去などの維持管理を適切に行うことにより、施設が本来有する治水	1-4、8-5	緑政土木局

	機能を維持し、浸水被害の軽減に努める。		
水防活動準備	迅速な水防活動ができるように、水防用資機材の確保及び、移動ポンプ等の出動体制を整える。	1-4	緑政土木局
都市下水路の整備	下水道長寿命化支援制度を活用し、都市下水路事業により船見ポンプ所の維持管理工事を実施するとともに、管渠増強も合わせて行う。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局
農業用水路の改良	農地のみならず地域全体における被災時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす農業用水路について、改良を行う。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局
ポンプ施設の更新・整備	ポンプ設備について必要な機能整備などを実施し、防災性の向上を図る。	1-4、7-4 8-5	緑政土木局
緊急雨水整備事業の実施	平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に、原則1時間60mmの降雨に対応する施設整備を行う。	1-4	上下水道局
ポンプ施設の改築	老朽化したポンプ施設を確実に改築更新するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。	1-4、7-4 8-5	上下水道局
下水管の改築	流下機能の保持のため、老朽化した下水管を改築する。	1-4、7-4 8-5	上下水道局
雨水流出抑制の推進	雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、各種イベントなどの機会において、市民や事業者の方に雨水流出抑制の普及啓発に努め、雨水流出抑制策を行う。	1-4	上下水道局 関係局
公園がけ崩れ危険箇所対策の実施	がけ崩れの恐れがある公園について、現況調査を行い、対応策を検討する。その後、順次、優先順位の高いものから対策工事を行う。	1-5	緑政土木局
公園樹の適正管理	老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適正な維持管理を行う。	6-4	緑政土木局
地盤沈下状況の把握	一級水準測量を行うとともに、観測井戸における地下水位、地盤収縮量の観測を行い、地盤沈下の状況を毎年公表する。	8-5	環境局

⑩ 環境

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
アスベストの飛散防止	アスベストが使用されている市有建築物における措置状況の調査や除去を行うとともに、民間も含めたアスベスト使用建築物の情報の把握や所有者への啓発を行う。	7-5	環境局 関係局
災害廃棄物処理計画の策定	多量の災害廃棄物が発生するため、地域の衛生環境の確保及び復旧・復興事業を円滑に進めることが可能となるように、その収集・処理のための計画を策定する。	8-1	環境局

⑪ 土地利用

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	リスクシナリオ No	所管局
街区の世界座標化の推進	土砂災害警戒区域等において、集中豪雨等による大規模な土砂災害の発生により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施する。	8-5	緑政土木局
オープンスペースに係る利用計画の策定に向けた検討	災害時の活動拠点や復旧時における災害廃棄物の処理、応急仮設住宅の建設等に必要となるオープンスペースの利用計画策定に向けた検討を行う。	8-1、8-6	防災危機管理局 環境局 住宅都市局 緑政土木局 関係局
駅そばまちづくりの推進	「集約連携型都市構造」の実現に向け、土地利用や施設立地のあり方等について、将来的な人口減少や災害リスクを考慮した上で、立地適正化計画等の検討を行う。	—	住宅都市局

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	所管局
男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発	避難所運営などの災害対応の場において、自ら主体的に行動できる人を、男女ともに増やすことを目指す。	総務局 区役所
外国人防災啓発事業の実施	外国人市民に対し、防災や災害についての基本的な知識を提供するための啓発事業を実施する。	市長室
市民向け防災に関するイベントによる普及啓発	防災イベントを開催するとともに、各種団体のイベント等へ参画し、「自助」の重要性について普及啓発を行う。	防災危機管理局 区役所
防災啓発媒体の更新	地域住民の自主防災対策、避難行動に備えるため、啓発媒体であるハザードマップやアプリを更新する。	防災危機管理局
防災セミナー・訪問指導等の実施	地域住民等を対象として、火災・救急・地震・風水害・津波等に関する防災講習や訪問指導等を実施する。	消防局
市民の防災意識を高める講座・事業の実施	各区の生涯学習センターにおいて、区の実情にあった防災に関する講座・事業を実施する。	教育委員会
災害に関する歴史の調査	歴史の調査を行い、防災・減災意識の向上と身近な災害リスクへの啓発手法として活用する。	防災危機管理局 区役所
港防災センター等の施設の効率的運用による啓発の推進	港防災センターや名古屋大学減災館等について、一体的かつ効率的な運用方を検討、実施する。また、大学の知見をさらに取り入れるなどの啓発事業の充実を図る。	防災危機管理局
自主防災組織の活動支援	新たに町内会・自治会が結成された地域における自主防災組織の結成を促進するとともに、既存自主防災組織に対する支援を行う。	消防局
防災安心まちづくり事業の推進	住民参画型の防火防災活動の展開や地域と事業所との覚書の締結等の支援協力体制づくりを推進する。	消防局
防災に関する教員研修の実施	経験年数や職務に応じた防災に関する研修を実施し、教員の防災意識の向上を図る。	教育委員会
保育所入所児童への防災教育の推進	保育所等において、危機管理マニュアルに基づき、避難訓練や待機・引き取り訓練等を実施する。	子ども青少年局
児童・生徒への防災教育の推進	「なごやっ子防災ノート」を作成し、児童・生徒に配付するとともに、児童・生徒の待機・引き取り等の防災訓練を実施する。	教育委員会

保育所入所児童の保護者への防災教育の推進	保育所等において、「園だより」などを活用した防災意識の向上につながる情報の提供や、児童の避難訓練への参加の呼びかけなどを行う。	子ども青少年局
児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	児童・生徒が「なごやっ子防災ノート」より学習した防災知識等を、保護者へ伝え、話し合うことにより、保護者の防災意識の啓発を図る。	教育委員会
水防法改正に伴うハザードマップの見直し・作成	想定し得る最大規模の洪水、内水(雨水出水)、高潮を前提とした浸水想定区域等を周知するため、それぞれのハザードマップの見直し・作成を進める。	防災危機管理局 関係局

② 老朽化対策

事業名	事業概要 (平成30年度までの見込み)	所管局
車道舗装の補修【再掲】	迅速かつ安全な避難行動や救援活動のため、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を着実に実施する。	緑政土木局
街路灯の更新・補修【再掲】	街路灯を適切に維持管理することで、災害時における街路灯の倒壊を防ぐ。	緑政土木局
道路附属物等の老朽化対策【再掲】	道路附属物等のうち道路利用者への影響が高い施設について点検及び修繕を実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
橋りょうの維持・補修【再掲】	迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、橋りょうの補修を計画的に実施する。	緑政土木局
排水路の改良・補修【再掲】	陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る。	緑政土木局
ポンプ施設の更新・整備【再掲】	ポンプ設備について必要な機能整備などを実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
河川の整備【再掲】	早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などについて、 浸水被害の軽減を図るため河川改修を推進し 、防災性の向上を図る。	緑政土木局
土地改良区の排水機場の長寿命化【再掲】	土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じる。	緑政土木局
下水管の改築【再掲】	流下機能の保持のため、老朽化した下水管を改築する。	上下水道局

③ 研究開発

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	所管局
-	-	-

④ 産学官民・広域連携

事業名	事業概要 (平成 30 年度までの見込み)	所管局
関係活動機関との連絡会議の開催【再掲】	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	消防局
関係活動機関との合同連携訓練の実施【再掲】	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連携強化のため、合同訓練を実施する。	消防局
自治体間の相互連携等の推進【再掲】	他都市との応援協定や救援物資の受け入れ等について検証しつつ、受援計画に関する調査・検討を行う。また、広域的な大災害に備えた合同図上訓練の実施や、愛知県や近隣市町村等との連携を推進する。	防災危機管理局 関係局
防災関係機関との情報共有・連携の強化【再掲】	情報連絡体制を検証・体系化する。また、防災関係機関職員の派遣受け入れも視野にいれ、体制を強化する。	防災危機管理局

第6章 計画推進の方策

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「名古屋市危機管理対策本部会議」を中心とした全庁横断的な体制のもとで、各局間及び区役所を含めた相互調整に取り組む。

また、地域の強靱化に向けては、国及び愛知県、近隣市町村、大学、関連事業者、地域団体等との連携・協力とともに、地域コミュニティの向上や民間資金の活用を含めた仕組みづくりなども重要である。このため、南海トラフ巨大地震対策中部圏戦略会議や東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会など既存の枠組みへの参画をはじめ、平時からの関係構築や効果的な施策展開に向けた検討を行っていく。

2. 他施策との連携

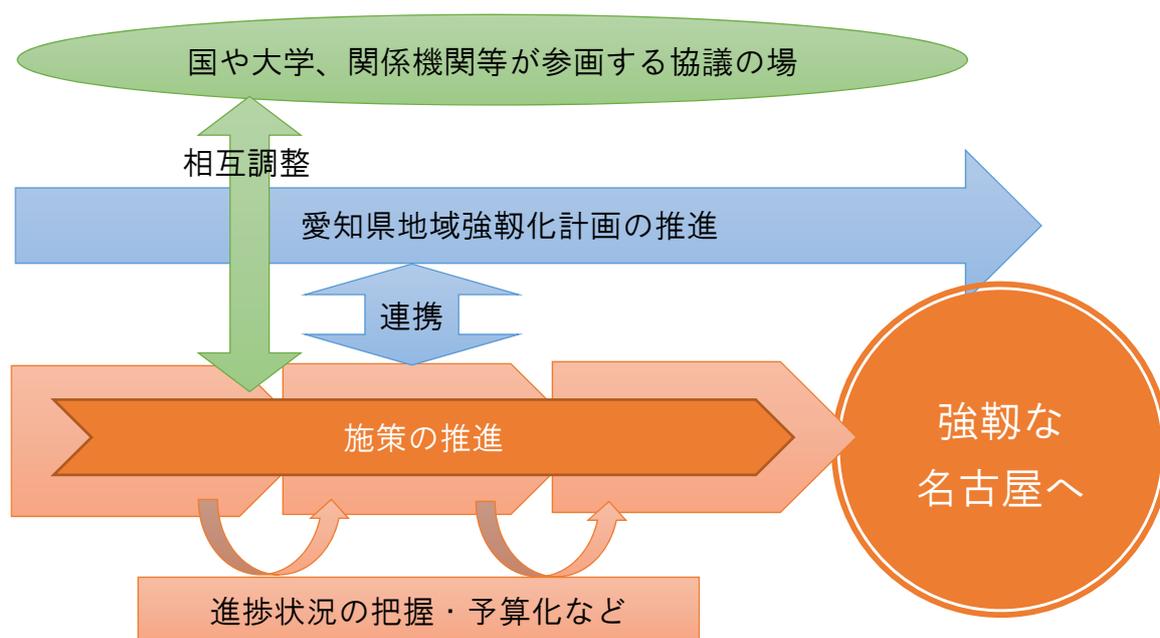
国においては、強靱化は地域の持続的な成長を促すなど活性化に寄与するものであり、限られた人的・物的資源等を有効活用という点からも、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組みを進めることが重要としている。また、強靱化を推進する上では、非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫することが求められている。

本市においても、将来的な人口減少を見据えた地方創生の取り組みを進めるため、「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めており、産業競争力を活かした成長の持続、観光交流の推進による賑わいの創出、元気な高齢者の活躍などの目標を掲げている。また、リニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅周辺を中心に再開発が進むなど、まちづくりの動向も活発化している。

こうした取り組みを進める中で、大規模自然災害への対応力の増進を図っていくことが重要であり、将来的な地域づくりのあり方を庁内外で共有しつつ、民間企業等による強靱化の取り組み、女性や高齢者の参画によるコミュニティの災害対応力の強化、強靱化を支える都市づくりなどを推進していく。

3. 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や事業について毎年度状況を把握するなど定期的なフォローアップを行う。また、各施策の進捗状況や取り組みの成果を踏まえ、市での予算化や国への政策提案を行うなど、施策推進につなげるためのPDCAサイクルを構築していく。さらに、愛知県における地域強靱化計画の推進との連携、国や大学、関係機関等が参画する協議の場を活用した相互調整などを通じ、効果的な施策の推進を図る。



4. 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び愛知県の強靱化施策の進捗状況や本市の総合計画等の見直しなどを考慮しつつ、適宜見直しを行うこととする。また、毎年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども「名古屋市危機管理対策本部会議」において必要な見直しを行う。

なお、本計画は、名古屋市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

